

令和6年3月1日

令和6年第1回神奈川県議会定例会

厚生常任委員会資料

(令和6年2月27日付託分)

福祉子どもみらい局

目 次

令和6年度当初予算

ページ

1	令和6年度当初予算の内容【福祉子どもみらい局関係】	1
2	令和6年度一般会計当初予算歳出の主な事業【福祉子どもみらい局関係】	2
3	令和6年度一般会計当初予算継続費【福祉子どもみらい局関係】	74
4	令和6年度一般会計当初予算債務負担行為【福祉子どもみらい局関係】	76
5	令和6年度介護保険財政安定化基金会計当初予算の内容【福祉子どもみらい局関係】	78
6	令和6年度母子父子寡婦福祉資金会計当初予算の内容【福祉子どもみらい局関係】	79

議案（条例その他）

7	神奈川県立女性相談所条例の一部を改正する条例の概要	80
8	神奈川県女性保護施設さつき寮条例の一部を改正する条例の概要	81
9	婦人保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の概要	82
10	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の概要	83

議案（条例その他 その2）

11	軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の概要	84
12	養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の概要	85
13	特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の概要	86
14	指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の概要	87
15	介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の概要	88
16	指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例の概要	89
17	指定介護予防サービス等の事業の人員、設備、運営等に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例の概要	92
18	介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の概要	95
19	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の概要	96
20	指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の概要	97

21	指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の概要	100
22	指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の概要	101
23	指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の概要	104
24	障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の概要	106
25	障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の概要	107

令和5年度2月補正予算（その1）

26	令和5年度2月補正予算（その1）の内容【福祉子どもみらい局関係】	109
27	令和5年度一般会計2月補正予算（その1）繰越明許費【福祉子どもみらい局関係】	110
28	令和5年度一般会計2月補正予算（その1）継続費【福祉子どもみらい局関係】	111
29	令和5年度介護保険財政安定化基金会計2月補正予算の内容【福祉子どもみらい局関係】	112

令和5年度2月補正予算（その2）

30	令和5年度2月補正予算（その2）の内容【福祉子どもみらい局関係】	113
31	令和5年度一般会計2月補正予算（その2）歳出の事業【福祉子どもみらい局関係】	114
32	令和5年度一般会計2月補正予算（その2）繰越明許費【福祉子どもみらい局関係】	116

議案（令和5年度 条例その他）

33	神奈川県安心こども基金条例の一部を改正する条例の概要	118
34	介護保険法施行条例の一部を改正する等の条例の概要	119
35	神奈川県立総合療育相談センター条例の一部を改正する条例の概要	120

1 令和6年度当初予算の内容【福祉子どもみらい局関係】

(一般会計)

(単位 千円)

内 訳 科 目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳				備 考
				特 定 財 源			一般財源	
				国 庫 支出金	県 債	その他		
(款) 総務費	1,706,978	609,348	1,097,630	918,209	-	289,936	498,833	
(項) 青少年費	1,706,978	609,348	1,097,630	918,209	-	289,936	498,833	
(款) 民生費	353,630,024	346,350,132	7,279,892	18,951,795	578,000	15,871,924	318,228,305	
(項) 社会福祉費	17,153,515	16,099,498	1,054,017	2,140,948	-	1,122,742	13,889,825	
(項) 障害福祉費	87,686,290	79,064,511	8,621,779	4,393,461	47,000	933,462	82,312,367	
(項) 老人福祉費	122,750,864	133,821,701	△11,070,837	2,673,886	309,000	5,500,273	114,267,705	
(項) 生活保護費	8,881,106	8,709,188	171,918	5,554,132	-	52,000	3,274,974	
(項) 児童福祉費	117,158,249	108,655,234	8,503,015	4,189,368	222,000	8,013,616	104,733,265	
使途を指定しない 収入	-	-	-	-	-	249,831	△249,831	
(款) 教育費	66,939,281	66,004,297	934,984	18,152,800	-	241,889	48,544,592	
(項) 私学振興費	66,939,281	66,004,297	934,984	18,152,800	-	241,889	48,544,592	
一般会計 計	422,276,283	412,963,777	9,312,506	38,022,804	578,000	16,403,749	367,271,730	

(特別会計)

介護保険財政安定 化基金会計	725	5,801	△5,076	
母子父子寡婦福祉 資金会計	1,821,241	1,381,731	439,510	

福祉子どもみらい 局 計	424,098,249	414,351,309	9,746,940	
-----------------	-------------	-------------	-----------	--

2 令和6年度一般会計当初予算歳出の主な事業【福祉子どもみらい局関係】

(1) 2款 総務費 10項 青少年費

- ・ 青少年対策企画調整費 4,393千円
青少年育成功労者等の表彰を行うほか、子ども・若者施策審議会部会や県いじめ再調査会を運営する。
- ・ 子ども・若者支援事業費 60,012千円
ひきこもり等の当事者の社会参加を支援するため、メタバース上でイベントを実施するとともに、新たに交流の場や相談窓口を設置する。また、SNSを活用した相談を実施するほか、ニート等の働くことに悩みを抱える若者を支援する「地域若者サポートステーション」を運営する。
- ・ 結婚支援推進事業費 1,134,513千円
結婚に向けた機運醸成を図るため、市町村等と連携したイベントを実施するとともに、結婚支援コンシェルジュを配置し、市町村や結婚を希望する方を支援する。また、結婚に対する経済的不安を軽減し、若い世代の結婚を後押しするため、結婚に伴う新生活に係る費用（新居の家賃、引越費用等）について、市町村と一体となって支援する。
- ・ 青少年人材養成費 9,210千円
青少年の多様な体験学習の促進を図るため、青少年支援・指導者を育成するための研修を実施するとともに、その活動を支援する。
- ・ 青少年社会環境健全化推進費 7,412千円
青少年の健全な育成を図るため、県、保護者、県民及び事業者が一体となって青少年を取り巻く社会環境の健全化を促進するとともに、青少年の喫煙・飲酒を防止する社会環境を整備するため、関係業界と協働して周知・啓発を行う。
- ・ 藤野芸術の家運営費補助 82,669千円
民間貸付を行っている宿泊型体験活動施設である藤野芸術の家の管理運営に必要な経費を補助する。

- ・ 青少年センター事業費 49,266千円
- ア 青少年文化活動等推進事業費 5,988千円
 青少年への科学体験活動の普及・啓発を推進するとともに、県内の様々な企業や研究機関との連携を深め、先端科学を直接体験できる機会を創出する。また、ひきこもり・不登校などの問題に取り組む団体等と協働し、演劇等のコミュニケーションスキルを活用したワークショップを行う。
- イ 青少年相談等支援事業費 43,278千円
 ひきこもり等の当事者や家族を支援するため「ひきこもり地域支援センター」で電話相談等を行うほか、医師・弁護士等の多職種支援チームにより、伴走支援を行う市町村等を支援する。また、NPOが実施する相談業務に対して補助を行う。
- ・ 青少年センター舞台設備改修工事費 55,000千円
 青少年センターホールの舞台機構について、経年劣化による故障や耐用年数の到来などに対応するため、機器の更新を行う。

(2) 4款 民生費 1項 社会福祉費

- ・ 社会福祉施設職員退職手当共済費補助 1,487,145千円
 社会福祉施設職員等退職手当共済法に基づき、退職手当金の支給財源として、(独)福祉医療機構に対して補助する。
- ・ 権利擁護推進事業費 259,878千円
 判断能力が十分でない高齢者や障がい者等の権利擁護を推進するため、福祉サービス利用に関する援助や、日常的な金銭管理の支援等を行う日常生活自立支援事業に対して補助する。

- 一部(新) ・ 地域福祉推進事業費 142,438千円
 福祉サービスの質の向上及び利用者のサービス選択を支援するため、かながわ福祉サービス第三者評価推進機構の運営等に対して補助する。また、社会福祉連携推進法人の立ち上げに向けた支援を行うため、新たに設立後における社会福祉連携推進業務の企画立案・実施に必要な経費に対して補助する。

- 一部⑨・ 民生委員児童委員活動推進事業費 274,993千円
民生委員・児童委員の活動の推進と、資質の向上を図るため、民生委員・児童委員の活動費を負担するほか、神奈川県民生委員児童委員協議会の活動及び新たに市町村が行う民生委員・児童委員の担い手確保に向けた取組に対して補助する。

- 一部⑨・ みんなのバリアフリー街づくり推進事業費 25,935千円
バリアフリーの街づくりの取組を推進するため、「神奈川県バリアフリー街づくり推進県民会議」を通じた普及啓発事業等を行うほか、新たにバリアフリー情報の「見える化」に向けた検討や障害者等専用駐車区画へのソーラーカーポートの設置に対して補助する。

- 一部⑨・ 共生社会推進事業費 65,696千円
障がい者による種まきや収穫、除草、片付けなどの就農体験会（お試しノウフク）を開催し、農家と障害福祉サービス事業所等とのマッチングを促進する。また、農福連携を通じた共生社会への意識を高め、新たに障がい者や高齢者等、社会参加に不安がある多様な方が参加できるユニバーサル農園（農業体験農園）を開設し、その有効性について研究・分析する。さらに、障がい等による生きづらさや不安を軽減するため、メタバース上にアバターの姿で思いを語り合える場を新たに設ける。

- 一部⑨・ 手話言語普及推進事業費 31,087千円
ろう者とろう者以外の者の相互理解を深めるため、手話講習会や手話普及推進イベントなどを行う。また、聴覚障がい児等の手話言語獲得を支援するための事業について拡充するほか、県民が「見えない障がい」であるろう者の存在に気づき、理解を深めることができるよう、新たにデフリンピック選手等が出演する動画を作成して周知する。

- 一部⑨・ 福祉人材養成確保事業費 598,938千円
小規模事業者単独では難しい介護人材確保の取組を推進するため、新たに優良介護サービス事業所「かながわ認証」の認証を受けた事業所が中心となり、地域の小規模事業者を含む介護施設等が共同して実施する介護人材確保の取組に対して補助する。また、障害福祉分野における人材確保策を的確に講じるため、新たに障害福祉事業所における就労実態や人材育成の取組を調査する。

- ・ 介護職就職支援金貸付事業費補助 9,606千円
 介護・障害福祉分野における人材確保を推進するため、他業種で働いていた介護未経験者等が、一定の研修を修了することを条件として、就職する際の準備経費を貸し付ける県社会福祉協議会に対して補助する。
- ・ 外国人留学生介護分野受入環境整備事業費 48,552千円
 外国人の介護業務への就労を支援するため、留学生等と介護施設とのマッチング事業を行う。また、介護施設が受け入れた留学生に給付する学費や住居費等に対する補助を拡充する。
- ・ 災害時福祉支援体制整備費 5,500千円
 大規模災害時に備え、福祉関係団体等と連携し、神奈川県災害派遣福祉チームの設置や事務局体制の整備を行うとともに、訓練、研修等を通じて災害時要配慮者(高齢者や障がい者等)に対する必要な支援体制を確保する。
- ・ 中国残留邦人等援護費 28,227千円
 中国等からの永住帰国者の円滑な自立と生活を支援するため、身元引受人の派遣及び日本語学習、生活、就労相談などを行う。
- 一部(新) ・ 原爆被爆者援護対策費 1,391,537千円
 原子爆弾被爆者等の援護のため、医療特別手当、健康管理手当等の支給や、健康診断等を実施する。また、戦争の体験を語る「語り部」の高齢化に対応するため、新たな継承手段として、人工知能を活用した対話型のA I 語り部を構築する。
- 一部(新) ・ 人権施策推進事業費 56,902千円
 人権がすべての人に保障される地域社会づくりを目指し、人権メッセージ展などの開催や啓発資料の作成・配布など幅広い人権啓発活動等を行うほか、ヘイトスピーチ対策事業等を実施する。また、県内の性的マイノリティ(当事者の家族や関係者含む。)の方への相談対応、適切な関係機関へのつなぎ等の支援を行うため、新たにSNSを利用した相談窓口を開設する。

- 男女共同参画施策推進費 2,824千円
男女共同参画社会の実現に向けて、「かながわ男女共同参画推進プラン」の推進に取り組み、中学・高校におけるライフキャリア教育を支援する。

- 一部(新) 困難な問題を抱える女性等支援事業費 215,427千円
困難な問題を抱える女性の多様なニーズに対応するため、社会とのつながりを維持したまま一時保護から自立に向けた支援を行う新たな施設を整備する。また、複合的な問題を抱える女性の課題解決のため、新たに総合相談窓口を設置し、寄り添った支援を実施する。

- 女性自立支援施設運営費 162,415千円
- ア 女性自立支援施設指定管理費 146,861千円
援助を必要としている女性を入所保護し、生活支援等を通じて自立支援を行うとともに、施設の管理運営を行う。
- かながわ男女共同参画センター事業費 64,835千円
県の「配偶者暴力相談支援センター」として、DV相談（電話・面接・専門相談など）、DV啓発事業等を実施する。

(3) 4款 民生費 2項 障害福祉費

- 一部(新) 障害者自立支援等給付費 70,751,256千円
障がい児・者が自立した生活を営むことができるよう支援するため、障害者総合支援法等に基づき、市町村が支弁する障害福祉サービス等に要する費用を負担する。また、重度訪問介護等の訪問系サービスに係る介護給付費等において、国庫負担基準額を超えて負担している市町村（政令市、中核市及び人口30万人以上の市町村を除く）に対して新たに補助する。

- 一部(新) 障害者地域生活支援事業費 2,630,167千円
障がい者が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう支援するため、地域生活支援事業を実施する市町村に対して補助する。また、聴覚障がい児が早期から必要な支援を受けられるよう、相談窓口を設置するとともに、家族教室の開催、聴覚障がい児が通う関係施設への巡回支援等を実施する。さらに、精神科病院に入院している精神障がい者の地域生活移行を支援するため、訪問支援員等を病院に派遣する。

- 一部 **新** ・ ともに生きる社会推進事業費 45,711千円
「神奈川県当事者目線の障害福祉推進条例～ともに生きる社会を目指して～」や憲章の理念を県民に浸透させるため、県内各地域でのイベント等において普及啓発事業を行うとともに、新たに当事者目線の障害福祉について発信する全国フォーラムを開催する。
- ・ 意思決定支援普及・定着事業費 40,039千円
意思決定支援の普及・定着のため、県内障害者支援施設に対して専門家を派遣する。また、「県版ガイドライン」に基づく意思決定支援を実践する研修を行い、研修参加に伴う代替職員の確保に係る経費を補助する。
- 一部 **新** ・ 障害福祉地域サービス推進事業費 635,274千円
地域の実情に応じた障がい者の地域生活支援を推進するため、グループホームの設置及び運営に対する補助や地域活動支援センターの事業に対して補助する。また、事業所等の実態調査により、重度障害者の地域生活移行に先進的に取り組む事例の収集等を行うとともに、有識者等による検討会を立ち上げ、研究するテーマ等を検討し、今後の県立施設の役割である福祉科学研究等へとつなげていく。さらに、湘南東部圏域における重症心身障がい児者や医療的ケアを必要とする方の地域生活を支えるための支援体制についての検討会や知的障がい児者の医療課題についての検討会を実施し、それぞれの課題や対策を検討する。
- 一部 **新** ・ 障害者地域活動支援事業費 176,981千円
障がい者の職業生活における自立等を図るため、就職や職場への定着が困難な障がい者及び就業経験のない障がい者に対し、障害者就業・生活支援センターにおいて、障がい者の家庭や職場の訪問等により、就業、日常生活及び社会生活上の支援等を行うとともに、精神障がい者の障がい特性に対応できる高い専門性を持った職員を新たに配置することで、増加する精神障がい者への相談支援体制を整備する。
- ・ 障害福祉施設等地域サービス事業費 96,257千円
障がい者の地域生活移行等を支える相談支援事業所の開設を促進するため、開設を検討する法人等を対象としたセミナーを開催するとともに、サポートデスクを開設し、フォローアップを行う。また、障がい者を理由とする差別の解消に向け、相談体制を強化し、地域で相談できる体制を構築するとともに、差別に関する紛争解決のため、あっせん等の調整を行う第三者機関を設置・運営する。

- ・ 県立障害福祉施設改革推進事業費 51,736千円
 当事者の意見を施設運営に反映するため、障がい当事者が施設を巡回し、職員や利用者との意見交換を行う。また、施設利用者の地域生活移行に向けて、グループホーム体験の場の確保や施設外活動を充実させるとともに、活動をコーディネートする専門職員を配置する。また、重度訪問介護相当サービスの体験利用を提供した事業所に対する補助を新たに実施する。

- ・ 障害者地域生活移行推進事業費 92,450千円
 民間障害者支援施設からの地域生活移行を促進するため、入所者の地域生活移行を推進する県独自の研修を実施するとともに、人材を配置した障害者支援施設に対して補助する。また、施設に配置された県独自の専門人材と連携して地域生活移行に取り組むグループホーム等に対して補助を行う。
 更に、障害者支援施設などの地域生活移行の取組を促進するため、障がい保健福祉圏域を単位とした、民間法人からの柔軟な発想による提案事業を募り、採択した提案事業に補助を行う。

- ⑨ ・ 障害児地域生活移行推進事業費 9,423千円
 障がい児及び過齢児の成人サービス移行を促進するため、本人の希望と体験利用先をマッチングする会議を設置するほか、体験利用を受け入れた成人施設等に対して補助する。また、成人サービス移行に係る本人の意思決定を支援するアドバイザーを派遣する。

- ・ 民間障害福祉施設整備費補助 193,035千円
 障がい者の地域生活の維持、継続を図るとともに、地域生活移行を促進するため、重度障がい者にも対応する日中活動の場及び住まいの場を新たに整備する事業者に対して補助する。

- ・ 障害福祉施設指定管理費 2,084,485千円
 ア 神奈川県ライトセンター指定管理費 305,976千円
 視覚障がい者の社会参加を促進するため、点字、録音図書等の貸出しやスポーツ振興事業等を行うとともに、視覚障がい者に対するボランティア活動を振興する。

イ 神奈川県聴覚障害者福祉センター指定管理費

158,330千円

聴覚障がい者の社会参加を促進するため、字幕入りビデオ等の貸出しや各種情報提供を行うとともに、聴覚障がい者に対するボランティア活動を振興する。

ウ 津久井やまゆり園指定管理費

307,154千円

エ 芹が谷やまゆり園指定管理費

322,800千円

オ 愛名やまゆり園指定管理費

283,668千円

カ 厚木精華園指定管理費

207,557千円

障がい者に対し、施設入所支援を行うとともに、施設入所支援以外の施設障がい福祉サービスや診察等を行うほか、施設の管理運営を行う。

キ 三浦しらとり園指定管理費

499,000千円

知的障がいのある児童及び障がい者に対し、施設入所支援を行うとともに、施設入所支援以外の施設障がい福祉サービスや診察等を行うほか、施設の管理運営を行う。

・ 在宅重度障害者等手当支給費

646,685千円

障がい者の福祉増進を図るため、在宅の重度障がい者等に対し手当を支給する。

・ 重度障害者医療給付事業費補助

6,337,389千円

重度障害者医療費の助成を実施する市町村に対して補助する。なお、政令市・中核市への補助格差を解消したうえで、補助する。

・ 盲ろう者支援事業費

9,363千円

視覚と聴覚の両方に障がいのある盲ろう者の自立と社会参加を推進するため、盲ろう者支援センターの運営を行う。

⑨ 県立障害福祉施設調査費

95,349千円

地方独立行政法人への移行、民間法人への移譲や再整備を行うため、アスベスト調査及び土地の測量を行う。

- ⑨ 地方独立行政法人移行準備費 26,572千円
中井やまゆり園を運営する地方独立行政法人の設立に向けて、地方独立行政法人の財務会計・人事給与制度の構築、情報システムの導入、資産の整理等の検討・準備を行う。

- ・ 芹が谷やまゆり園整備維持管理費 14,494千円
利用者が安心して安全に生活できる場所を確保するため、芹が谷やまゆり園の維持管理等を行う。

(4) 4款 民生費 3項 老人福祉費

- ・ 高齢者保健福祉計画等推進事業費 13,894千円

ア 地域包括ケア推進事業費 6,848千円

地域包括ケアシステムを推進するため、県及び各保健福祉圏域の広域的な地域ケア会議の開催、在宅医療・介護連携推進事業研修会の開催、市町村への専門職派遣、地域包括支援センターの職員等に対する研修等を行う。

- 一部 ⑩ 認知症高齢者施策推進事業費 150,420千円

認知症に関する最新の医療情報の共有や地域における医療水準の向上を図るため、認知症未病改善研究センター（仮称）を新たに設置するとともに、認知症疾患医療センターを増設し、認知症施策推進体制を拡充する。また、認知症に対する偏見を払拭し、正しい理解を促進するため、新たに認知症未病改善キャラバンによるPRを行うほか、「（仮称）かながわオレンジデー」を開催する。さらに、新たに認知症疾患医療センターに認知症ピアサポート推進員、若年性認知症訪問支援員を配置する。

- ・ 介護生産性向上推進事業費 725,556千円

介護施設等への介護ロボットやICTの導入に対して補助するとともに、新たに介護現場の革新、生産性向上に向けた取組方針の検討等を行う会議を開催するほか、ワンストップ型の相談窓口を設置する。

- ・ 高齢者社会活動推進事業費 50,808千円

高齢者の生きがいと健康づくりを推進するため、老人クラブ及び老人クラブ連合会の活動経費に対して補助する。また、高齢者が地域支援事業の担い手になるために必要な知識を習得する研修を行う。

- ・ 介護・認知症未病改善プログラム事業費 8,505千円
 認知症未病改善のため、県民がコグニサイズに取り組みやすい環境づくりとして、フォローアップ講師を派遣するなど、コグニサイズの更なる普及・定着を推進する。
- ・ 軽費老人ホームサービス提供費補助 668,773千円
 身寄りのない高齢者や家族との同居が困難な高齢者を対象とする軽費老人ホームに入居する低所得者の負担を軽減するため、サービスの提供に要する費用に対して補助する。
- ・ 民間老人福祉施設整備費補助 332,407千円
 在宅での介護が困難な重度の要介護高齢者に介護を行う特別養護老人ホーム等の整備費用に対して補助する。
- ・ 介護施設整備費補助 4,501,467千円
 ア 地域密着型サービス施設等整備費補助 2,721,964千円
 市町村で提供される地域密着型サービスの強化等を図るため、小規模多機能型居宅介護事業所や認知症高齢者グループホーム等の整備、介護職員の宿舍の整備等に加え、土地等所有者と介護施設を開設しようとする法人等のマッチングに係る経費に対して補助する。
- ・ 介護施設職員研修事業費 22,039千円
 ア 生活支援コーディネーター養成研修事業費 7,360千円
 地域における生活支援等サービスの提供体制の整備に向けた取組を推進するため、生活支援コーディネーター等に対し研修を行うとともに、助言等を行うアドバイザーを派遣する。
- 一部(新) ・ 老人福祉諸費 75,504千円
 一部(新) ア ケアラー支援事業費 70,236千円
 ケアラーを支援するため、相談窓口や支援専門員を設置するほか、居場所づくりを行う団体等及び若者ケアラー(概ね18から24歳)等への家事支援を行う市町村に対し補助する。また、新たにケアラー自身や周囲の認知を高めるため、普及啓発を行う。

- ・ 介護給付費負担金 112,088,776千円
介護保険制度の円滑な運営を図るため、介護保険法に基づき市町村が行う介護給付、予防給付及び介護保険料の軽減措置並びに地域支援事業に要する経費の一部を負担する。

一部(新) ・ 介護保険事業者指定・指導監査等事業費

103,015千円

一部(新)ア 介護保険事業者指定・指導監査事業費 98,452千円

介護保険サービスを適切に提供するため、介護サービス事業者への適切な指定・指導を行うとともに、介護現場においてハラスメントが発生した場合の対応等に関する管理者向けの研修や法律相談を行うほか、平塚保健福祉事務所における運営指導の適正な実施頻度を確保するため、同事務所が行う運営指導の一部を新たに業務委託する。また、介護サービス利用者のサービス選択を支援するため、事業者のサービスに関する情報を公表する。

- ・ 介護人材育成推進事業費 5,354千円
たんの吸引等の医療的ケアを行う介護職員を養成する際の課題に対応するため、実地研修先の確保や喀痰吸引等研修の受講を支援する。

一部(新) ・ 介護職員処遇改善事業費 21,851千円

介護職員の処遇改善を図るため、介護職員処遇改善加算等の取得に必要な介護サービス事業所等の就業規則の作成・変更について、専門家による相談等を行う。また、新たに介護職員処遇改善加算等の処遇改善計画書及び実績報告書の届出業務を外部委託する。

(5) 4款 民生費 4項 生活保護費

一部(新) ・ 生活保護法施行事務費 202,192千円

県保健福祉事務所での生活保護の適正な運営を図るため、生活保護の認定事務に係る各種調査を充実し、医療扶助に係る診療報酬明細書の点検等を実施するとともに、就労の機会を提供するなど、一人ひとりの生活保護受給者にとって必要な支援を行う。また、生活保護業務担当職員の資質向上を図るため、新たに外部の人材育成機関を活用した研修を実施する。

- 生活福祉資金貸付事業費補助 55,787千円
低所得者世帯、高齢者世帯、障がい者世帯の経済的な自立や、在宅福祉等の促進を図るため、県社会福祉協議会が行う生活福祉資金貸付事業に対して補助する。

- 一部(新)生活困窮者自立支援事業費 161,729千円
自立支援相談機関の相談支援員が生活困窮者から相談を受け、就労等による自立に向けた支援を行う。また、誰にでも起こりえる孤独・孤立の問題に社会全体で対応するため、孤独・孤立対策を発信するポータルサイトを開設するとともに、相談窓口の広報を行う。

- 生活保護扶助費 8,436,452千円
健康で文化的な最低限度の生活を保障し、県民生活の安心を支えるため、県所管域の生活困窮者に対して、生活保護法に基づき扶助費を支給する。

- 生活保護給付金 6,405千円
生活保護受給者及びその世帯の子どもの自立を促進するため、安定した職業に就いたこと等により保護の必要がなくなった者、生活保護世帯の子どもで大学等に進学する者または就職する者に対して、給付金を支給する。

(6) 4款 民生費 5項 児童福祉費

- 一部(新)児童相談所費 440,751千円
児童相談所の維持運営を行うとともに、児童虐待に適切に対応し、再発防止を図るための保護者に対するカウンセリング等の専門支援体制や児童相談所における夜間、休日の緊急相談体制の整備、一時保護所への教育指導員の配置など、被虐待児童等の要保護児童の福祉の向上を図る。また、児童養護施設等に入所中の子どもたちが自ら意見表明できる機会を確保するため、意見表明等支援員の派遣や関係機関との連携等、子どもの意見表明を支援するためのセンターを新たに設置する。

- 一部(新)児童養護施設退所児童等支援事業費 74,387千円
ア あすなろサポートステーション事業費 31,140千円
児童養護施設や里親等から退所、自立する児童の自立支援を促進する。また、一旦は自立したケアリーバーが離職等により再スタートが必要になった場合に、専門職員が継続支援計画の作成等を通し自立を支援する。

- ⑨イ ケアリーバー支援事業費補助 2,000千円
一旦は自立したケアリーバーが離職等により再スタートが必要になった場合に、一人ひとりに応じた次なる自立に導いた出身施設等に対して補助する。
- ⑨ウ ケアリーバー等進学促進事業費 27,600千円
ケアリーバー等への支援を行うため、大学等への初年度納付金及び入学後1年間の生活費用を給付する。
- ・ 里親制度推進費 78,520千円
里親制度を推進するため、里親への相談支援、里親制度の普及啓発、委託調整の取組を強化する。また、「里親センター」を運営し、養子縁組に関する相談体制を整備する。
 - ・ 未熟児等養育費 99,564千円
出生時において、入院を必要とする未熟児が諸機能を回復することにより健やかな発育を促すために要する医療費等の一部を市町村に対して負担する。
 - ・ 育成医療給付費 10,724千円
身体に障害のある児童の早期治療による障害の除去、軽減を図るために要する医療費等の一部を市町村に対して負担する。
 - ・ 小児特定疾病医療援護費 493,951千円
治療が長期にわたり、医療費が高額となる小児慢性特定疾病について、医療費の一部を支給する。また、長期療養している小児慢性特定疾病児童等の成長とともに自立を支援するため、関連情報の発信を行うほか、児童が成人後も適切な医療を受けられるよう、移行期医療支援コーディネーターを配置し、成人期への移行期医療の支援体制を整備する。
 - ・ 小児医療費助成事業費補助 7,450,947千円
小児医療費の助成を実施する市町村に対して補助する。
なお、政令市への補助格差を解消したうえで、補助する。

- ・ 子どもの貧困対策推進事業費 17,220千円
生活困窮のおそれの高いひとり親家庭が相談しやすい環境を整備するため、SNSを活用した相談を実施する。

- 一部(新) ・ 次世代育成支援推進費 163,807千円
かながわ子育てパーソナルサポートにて、子育て支援情報を分かりやすくタイムリーに発信する。また、新たにチャットボットを導入するとともに、子育て支援アプリとの連携を行う。さらに、本サービスを通して市町村の各種申請手続きが可能となるよう、市町村が行うシステム構築に対して補助する。

- 一部(新) ・ 保育事業指導費 80,606千円

- 一部(新) ア 認可外保育施設巡回指導事業費 27,051千円

認可外保育施設に対して、重大事故の防止を目的とした研修や立入調査を実施するほか、睡眠中、食事中等の重大事故が発生しやすい場面での巡回指導を外部委託により実施する。

- ・ 安心こども交付金事業費 1,853,578千円

- ア 保育所整備等事業費 1,979千円

- (ア) 保育所等緊急整備事業費補助 929千円

待機児童対策を推進するため、保育所の緊急整備等を支援する市町村に対して補助する。

- (イ) 保育所緊急整備事業費補助（低年齢児特化型分園）

1,050千円

低年齢児（0～2歳）の受入れに重点化した保育所分園の設置等を支援する市町村に対して補助する。

- イ 新たな子育て家庭支援基盤整備事業費補助

1,851,599千円

妊産婦、子育て世帯、子どもへの包括的な支援体制を構築するため、市町村が実施する事業に対して補助する。

- ・ 子ども・子育て支援給付費負担金 62,924,252千円
- ア 施設型給付費負担金 58,068,209千円
市町村が実施する保育所等への給付費の一部を負担する。

- イ 地域型保育給付費負担金 4,856,043千円
市町村が実施する小規模保育等への給付費の一部を負担する。

- 一部① 地域子ども・子育て支援交付金事業費補助 13,150,383千円

- ア 放課後児童健全育成事業費補助 8,321,392千円
保護者が仕事等により家庭にいない小学生に対し、放課後の居場所を提供する放課後児童クラブの運営と、放課後児童支援員等の処遇改善に取り組む市町村に対して補助する。

- イ 放課後児童健全育成事業費補助（投資） 141,368千円
放課後児童クラブの施設整備等を実施する市町村に対して補助する。

- ②ウ 放課後児童クラブ施設整備等支援事業費補助 10,053千円
放課後児童クラブの整備を促進するため、放課後児童健全育成事業費補助（投資）に加えて、補助基準額を超える市町村負担や事業者負担の一部を補助する。

- ③エ 利用者支援事業費補助（こども家庭センター型） 189,898千円
子育て世代包括支援センター及び子ども家庭総合支援拠点の双方が常に情報共有を行い、双方の業務を協働で対応するなどの一体的な取組を強化するため、市町村が実施する事業に対して補助する。

- ・ 地域少子化対策推進事業費 212,752千円
結婚、妊娠・出産、乳児期を中心とする子育てに温かい社会づくり・機運の醸成に取り組むとともに、結婚新生活の経済的支援などに取り組む市町村に対して補助する。

- ・ 保育対策支援事業費補助 992,586千円

ア 保育補助者雇上強化事業費補助 39,547千円

保育士の補助を行う保育補助者を雇い上げることにより、保育士の業務負担を軽減し、保育士の離職防止を図る事業者を支援する市町村（政令市・中核市を除く）に対して補助する。
- イ 保育体制強化事業費補助 235,760千円

地域の子育て経験者など多様な人材を保育に係る周辺業務に活用することで、保育士の負担を軽減し、保育士の就業継続、離職防止を図る市町村に対して補助する。
- ・ 保育緊急対策事業費補助 137,308千円

県所管域の市町村と連携し、低年齢児（0歳）の保育所への受入促進や保育所における児童の健康管理等の取組の充実を図るため、事業に要した経費の一部を市町村に対して補助する。
- ・ 子ども・子育て支援人材確保育成事業費 98,585千円

子ども・子育て支援新制度において重要な役割を担う保育士や保育教諭、放課後児童支援員などの人材の確保・育成のため、「かながわ保育士・保育所支援センター」の運営、各種研修事業等を実施する。
- ・ 地域限定保育士試験実施事業費 75,978千円

国家戦略特区の活用により県独自の地域限定保育士試験を実施し、保育士を確保する。
- ・ 保育士確保推進事業費 10,870千円

潜在保育士の復職を支援するため、配置基準外の短時間勤務の保育士の雇用を支援する市町村（政令・中核市を除く）に対して補助する。また、新規保育士を確保するため、養成施設の学生と若手保育士の交流会を開催する。
- ・ 保育エキスパート等養成事業費 73,431千円

一定の経験を積んだ保育士等を対象に、アレルギー、乳児保育など各分野のスペシャリスト（保育エキスパート）等を養成し、保育の質の向上と就業継続の支援を図る。

- ・ 私設保育施設等利用給付費負担金 867,563千円
少子化対策のため、私設保育施設(認可外保育施設)や幼稚園の預かり保育等の利用料を負担する。

- 一部⑨ 子ども・子育て支援推進事業費 530,299千円
 - ア 保育所等紙おむつ処分事業費補助 114,789千円
保護者及び保育士双方の負担を軽減するため、乳幼児の使用済み紙おむつを保護者が持ち帰ることなく、保育所等が処分するために必要な費用等を市町村に対して補助する。

- ⑩ イ 手ぶらで保育スタートアップ支援事業費補助 171,914千円
保護者及び保育士双方の負担を軽減するため、お昼寝用コット(簡易ベッド)、おむつ保管庫などの物品等を整備する保育所等を支援する市町村に対して補助する。

- ⑪ ウ ひとり親家庭放課後児童クラブ利用料支援事業費補助 116,556千円
ひとり親家庭の負担を軽減するため、ひとり親家庭の子どもが利用する放課後児童クラブの利用料の減免(補助)を行う市町村に対して補助する。

- エ 子どもの意見聴取機会の創出事業費 3,000千円
県の施策に広く子ども・若者の意見を反映させるため、多様な子どもたちの声を聴く機会を創出する。

- ⑫ オ デジタル版子どもの意見聴取機会の創出事業費 12,545千円
こども基本法に基づき、県の施策に広く子どもの意見を反映するため、インターネット掲示板などの手法で多様な子どもたちの声を聴く機会を創出する。

- ⑬ カ 子ども政策提案事業費 10,000千円
子どもたちの声を聴くことで集まった課題認識を基に、子ども目線による事業提案を受け、採択した事業を実施する。

⑨キ 子ども・子育て充実市町村提案事業費補助

50,090千円

市町村毎の地域特性や人口規模等で様々に異なる課題を解決するため、市町村が提案する事業に対して補助する。

・ 子ども食堂支援事業費

15,166千円

子ども食堂の活動継続を支援するため、子ども食堂運営者に協力を支給する。また、子ども食堂同士のネットワーク化の推進、寄附受入や物流の調整を行うためのマッチングコーディネーターの配置、子ども食堂の情報発信力強化のための調査等を実施する。

・ 大和綾瀬地域児童相談所移転工事費

564,000千円

⑩・ 大和綾瀬地域児童相談所移転工事推進費 34,297千円

令和3年4月に中央児童相談所（所在地：藤沢市）と同一建物内に設置した大和綾瀬地域児童相談所について、令和7年度に所管区域内の綾瀬市の市有地「旧綾瀬市保健医療センター」へ移転するため、改修工事を実施する。

⑪・ 大和綾瀬地域児童相談所一時保護所改修工事設計費

9,300千円

入所児童の生活環境の改善に向けて、大和綾瀬地域児童相談所一時保護所を改修するため、基本設計を行う。

一部⑫・ 児童保護措置費

4,632,168千円

保護者のない児童又は保護者が監護することが適当でない児童について、民間児童福祉施設への入所措置等を行うことにより、被虐待児童等要保護児童の福祉の向上を図る。また、被虐待児童等を受け入れる県所管の自立援助ホームの支援体制の充実を図るため、措置費における被虐待児受入加算費の適用期間（1年間）が終了している児童等の入居を受ける自立援助ホームに対して新たに補助する。

・ 児童手当負担金

18,327,215千円

児童を養育している者に対して市町村が支給する児童手当の一部を負担する。

ア 私立学校経常費補助（一般補助）	42,011,625千円
校種別補助額	
高等学校	22,472,235千円
小・中・中等教育学校	9,858,090千円
幼稚園	7,217,129千円
専修・各種学校	1,867,288千円
特別支援学校	596,883千円

なお、特別補助は、以下のとおり。

イ 私立高等学校等教育改革推進費補助 559,408千円
 教育の質の向上を図る私立学校に対して補助する。また、不登校生徒の進路確保のため、不登校生徒の受入体制を整備している私立高等学校に対して補助する。

ウ 私立幼稚園等預かり保育推進費補助 265,312千円
 保育ニーズに対応するため、正規の教育時間前後や休業日に預かり保育を実施する幼稚園等に対して補助する。

エ 私立幼稚園等地域開放推進費補助 125,400千円
 地域との連携を深めるため、保護者に対する教育相談事業や地域とのふれあい交流事業などを行う幼稚園等に対して補助する。

⑨ 私立学校施設整備費等補助 100,000千円
 私立学校に通う子どもたちの安全を確保するため、防犯対策として施設整備を行う私立学校に対して補助する。

・ 私立学校振興資金利子補給費 6,318千円
 教育環境の充実、災害時の安全確保を図るため、私立学校が行う施設整備に対し、その資金の融資あっせんを行うとともに、利子の一部を補給する。

・ 私立学校生徒学費緊急支援事業費 25,765千円
 保護者の失職や倒産等により家計が急変した児童・生徒への影響を軽減するため、授業料を軽減した私立中学校等に対して補助する。

- ・ 私立幼稚園特別支援教育費補助 1,824,760千円
障がいのある幼児とともに学び、ともに育つ保育を推進するため、障がいのある幼児を受け入れる幼稚園に対して補助する。

- 一部(新) ・ 私立幼稚園施設整備費等補助 269,389千円
幼児教育の質の向上に必要な遊具やICT環境等の整備、職員の業務負担の軽減及び認定こども園への移行に係る事務負担軽減の取組を行う幼稚園等に対して補助する。また、子育て世帯の孤独・孤立を防ぐため、未就学児を持つ保護者やその子どもが交流・相談できる場としての、地域開放等を行う私立幼稚園等に対して補助する。

- ・ 私立幼稚園利用給付費負担金 3,524,791千円
少子化対策のため、子ども・子育て支援新制度に移行していない幼稚園（私学助成園）の利用料を負担する。

- ・ 高等学校等就学支援事業費 9,807,626千円
家庭の状況にかかわらず、すべての意志ある高校生等が安心して勉学に打ち込める社会をつくるため、私立高校生等に対して就学支援金を支給することにより、世帯の教育費負担を軽減する。

- ・ 私立高校生等奨学給付金事業費 607,663千円
生活保護世帯、住民税所得割非課税世帯の私立高校生等に対し、授業料以外の教育費負担を軽減するため、奨学給付金を支給する。

- ・ 私立高等学校等生徒学費補助金 4,059,449千円

- ・ 私立専修学校高等課程生徒学費補助金 157,753千円

私立高校等に通う家庭の経済的負担を軽減するため、年収約700万円未満の世帯までの授業料及び住民税非課税世帯までの入学金の実質無償化を継続する。多子世帯については、授業料実質無償化の対象を年収約910万円未満まで拡大するとともに、年齢要件を緩和する。

- ・ 外国人学校生徒等支援事業費 177,051千円

外国人学校に通う子ども達が安心して学ぶことができるよう、所得に応じて学費負担の軽減を図るために補助する。

- ・ 私立専門学校修学支援負担金 1,654,429千円
 少子化対策のため、低所得世帯であっても社会で自立し活躍できる人材を育成する大学等において修学できるよう、高等教育の修学支援（授業料等減免）を着実に実施する。
- ・ 私立学校教職員退職金制度補助金 973,072千円
 私立学校教職員の福利厚生を支援するため、退職手当金給付財源の一部を補助する。
- ・ 公私立学校協調事業費 3,300千円
 公私立高等学校による協調事業の一環として、神奈川の高校の魅力をアピールするとともに、中学生の志望校決定の一助とするため、「神奈川の高校展」を開催する。また、高校生等の就労観の育成と職業意識の向上を図る「仕事のまなび場」事業を実施する。
- ・ 私立学校国際化推進事業費 13,500千円
 グローバル人材の育成に向けて国際バカロレア認定取得に関心のある私立学校に対し、既に認定を取得している学校の公開授業や職員同士の意見交換会等を開催し、認定取得を支援する。

I 子ども・子育てへの支援

1 目的

全ての子どもが健やかに成長し、県民が安心して子どもを生み、育てることができる社会を実現するため、結婚・妊娠・出産・育児の切れ目ない支援に取り組むとともに、あたたかいコミュニティの創出や、社会全体で子ども・子育てを応援する機運醸成を行う。

2 予算額 1,014億1,006万円

3 主な事業内容

区分	主な事業名及び事業概要	6年度当初予算額
(1)	結婚・妊娠・出産・育児の切れ目ない支援	184億2,591万円
	① 恋カナ！プロジェクト事業費 結婚に向けた機運醸成を図るため、市町村等と連携したイベントを実施するとともに、結婚支援コンシェルジュを配置し、市町村や結婚を希望する方を支援する。	4,179万円
	② マッチングアプリ利用促進連携事業費 婚活への最初の一步を支援するため、マッチングアプリと恋カナ！プロジェクトを連携させる取組を行うほか、マッチングアプリ事業者が実施する安全対策等を恋カナ！サイトで紹介する。	462万円
	③ 結婚新生活支援事業推進費補助 結婚に対する経済的不安を軽減し、若い世代の結婚を後押しするため、結婚に伴う新生活に係る費用（新居の家賃、引越費用等）について、市町村と一体となって支援する。	10億8,810万円
新	④ 妊娠・出産支援の強化 市町村と連携して先進医療に指定されている不妊治療費を助成するとともに、若い男女が、妊娠・出産を含む将来のライフプランを考えて、日々の生活や健康に向き合うプレコンセプションケアを推進する。	3億6,263万円
	⑤ 産科・小児医療施設等誘致事業費補助 安心して妊娠、出産及び子育てを行える環境を整備するため、産科・小児医療施設等を開設する事業者の施設・設備整備費に対して補助する。	7億2,337万円
	⑥ 出産子育て応援事業費補助 全ての妊婦・子育て家庭が安心して出産・子育てができる環境を整備するため、妊娠期から出産・子育てまでの一貫した伴走型相談支援の充実と、妊娠届出や出生届出を行った妊婦等への経済的支援を、一体として実施する市町村に対して補助する。	12億2,899万円
一部新	⑦ 小児・ひとり親家庭等への医療費助成 小児・ひとり親家庭等の医療費助成を実施する市町村に対して補助する。 ※政令市・中核市への補助率格差を解消	93億6,068万円
一部新	⑧ 「手ぶらで保育」の推進 保護者及び保育士双方の負担を軽減するため、乳幼児の使用済み紙おむつの処分に加えて、新たにお昼寝用コット（簡易ベッド）、おむつ保管庫などの物品等を整備する保育所等を支援する市町村に対して補助する。	3億3,224万円
一部新	⑨ 「インクルーシブ保育」の推進 効果的な「インクルーシブ保育」実現のため、新たな取組を実践している有識者等の参加により、「インクルーシブ保育」のあり方を研究するとともに、保育所等におけるインクルーシブ環境に係る課題解決等を進めるモデル事業を県内の保育所等で実施する。	1,152万円
新	⑩ 交流・相談できる場の創出 子育て世帯の孤独・孤立を防ぐため、未就学児を持つ保護者やその子どもが交流・相談できる場としての、地域開放等を行う私立幼稚園等に対して補助する。	6,000万円
一部新	⑪ 放課後児童クラブ施設整備等に対する支援の拡充 放課後児童クラブの整備を促進するため、新たに国が定める補助基準額を超える市町村負担や事業者負担に対して補助する。	1億5,142万円
新	⑫ ひとり親家庭放課後児童クラブ利用料支援事業費補助 ひとり親家庭の負担を軽減するため、ひとり親家庭の子どもが利用する放課後児童クラブの利用料の減免（補助）を行う市町村に対して補助する。	1億1,655万円
一部新	⑬ 高等職業訓練促進給付金等支給費 母子家庭等の経済的自立を促進するため、資格取得を目指し養成機関等で修学するひとり親に対し給付金を支給するとともに、人手不足が顕著な看護師、介護福祉士、保育士を確保するため、これらの資格取得を目指す場合、新たに県独自の給付金を上乘せする。 また、ひとり親の経済状況の実態等を把握するため、県内の児童扶養手当受給資格者を対象に調査を実施する。	8,488万円

区分	主な事業名及び事業概要	6年度当初予算額
新	⑭ 私立学校における防犯対策の強化 私立学校に通う子どもたちの安全を確保するため、防犯対策として施設整備を行う私立学校に対して補助する。	1億円
	⑮ 私立高等学校等生徒学費補助の拡充 私立高校等に通う家庭の経済的負担を軽減するため、年収約700万円未満の世帯までの授業料及び住民税非課税世帯までの入学金の実質無償化を継続する。多子世帯については、授業料実質無償化の対象を年収約910万円未満まで拡大するとともに、年齢要件を緩和する。	43億9,425万円
	⑯ 仕事と育児等を両立できる職場環境整備の促進 ワーク・ライフ・バランスを推進するため、仕事と育児や不妊治療等を両立できる職場環境の整備や、男性の育児休業取得促進に取り組む中小企業に対して奨励金を交付する。	8,160万円
	⑰ 県営住宅における子育て世帯支援（県営住宅事業会計） 住宅に困窮する子育て世帯が、経済的な負担を抑えながら安心して子育てを行えるよう、県営住宅をリフォームし、子育て世帯向け住宅の募集を拡充するほか、子どもの居場所づくりに意欲のあるNPO法人等へ活動場所の提供を行う。	3,969万円
	○ その他 地域少子化対策重点推進交付金事業費補助（市町村事業）など	2億4,353万円
(2) あたたかいコミュニティの創出		2億2,675万円
新	⑱ かながわ子育てパーソナルサポートの機能強化 かながわ子育てパーソナルサポートへチャットボットを導入するとともに、子育て支援アプリとの連携を行う。また、本サービスを通して市町村の各種申請手続きが可能となるよう、市町村が行うシステム構築に対して補助する。	1億2,930万円
	⑲ 子どもの生活状況調査事業費 見えない貧困と言われている「子どもの貧困」の、県内における実態を把握し、計画改定や必要な施策立案につなげるため、無作為で抽出した県内の小学生・高校生及びその保護者に対し、生活状況調査を行う。	1,973万円
新	⑳ フリースクール等との連携の強化 不登校やひきこもりの子どもの社会的自立を支援するため、新たにメタバースによる学びの場や居場所を提供するなど、フリースクール等との連携を強化する。	2,762万円
新	㉑ 子ども・子育てに係る市町村提案事業に対する支援 市町村毎の地域特性や人口規模等で様々に異なる課題を解決するため、市町村が提案する事業に対して補助する。	5,009万円
(3) 社会全体で、子ども・子育てを応援する機運醸成		5,918万円
新	㉒ こどもまんなか機運醸成事業費 子どもに関する取組・政策を社会の真ん中に据える「こどもまんなか社会」を実現するため、主要公共交通機関のデジタル広告等を活用した広報・広告配信を行い、子育て支援に関する新たな取組等について、総合的な普及啓発及び機運醸成を行う。	2,763万円
新	㉓ 子どもの意見反映 こども基本法に基づき、県の施策に広く子どもの意見を反映するため、対面やインターネット掲示板などの手法で多様な子どもたちの声を聴く機会を創出するとともに、集まった課題認識を基に、子ども目線によるで事業提案を受け、採択した事業を実施する。	2,554万円
新	㉔ 子育て世帯文化芸術体験促進事業費 子育て世帯が気軽に文化芸術を鑑賞・体験できるようにするため、鑑賞機会や親子で楽しめるプログラムの充実を図る。	600万円
(4) 幼児期の教育・保育の提供体制の確保・充実等		826億9,822万円
ア	保育士をはじめとした子育て支援人材の確保・育成	
新	㉕ 地域限定保育士試験実施事業費 国家戦略特区の活用により県独自の地域限定保育士試験を実施し、保育士を確保する。	7,597万円
新	㉖ 保育補助者雇上強化事業費補助 保育士の補助を行う保育補助者を雇い上げることにより、保育士の業務負担を軽減し、保育士の離職防止を図る事業者を支援する市町村（政令市・中核市除く）に対して補助する。	3,954万円

<私立高等学校等生徒学費補助の拡充> (⑮)

令和5年度まで	令和6年度から拡充
○ 年収約700万円（多子世帯は約800万円）未満世帯を対象に授業料を実質無償化。 ※ 多子世帯：15歳以上23歳未満の扶養している子ども（中学生を除く）が3人以上いる世帯	○ 年収約700万円（多子世帯は約910万円）未満世帯を対象に授業料を実質無償化<年収上限引上げ>。 ※ 多子世帯：23歳未満の扶養している子どもが3人以上いる世帯<年齢要件緩和>

区分	主な事業名及び事業概要	6年度当初予算額
	⑳ 保育エキスパート等養成事業費 一定の経験を積んだ保育士等を対象に、アレルギー、乳児保育など各分野のスペシャリスト(保育エキスパート)等を養成し、保育の質の向上と就業継続の支援を行う。	7,343万円
	㉑ 放課後児童支援員認定資格研修事業費 放課後児童クラブに従事する放課後児童支援員として、必要な知識や技能等を習得するための研修を実施する。	2,103万円
	○ その他 放課後児童支援員等資質向上研修事業費など	3億5,408万円
イ 質の高い教育・保育サービスの提供への支援		
	㉒ 私設保育施設等利用給付費負担金 少子化対策のため、私設保育施設(認可外保育施設)や幼稚園の預かり保育等の利用料を負担する。	8億6,756万円
	㉓ 施設型給付費負担金(保育所・幼稚園・認定こども園) 市町村が実施する保育所等への給付費の一部を負担する。	580億6,820万円
	㉔ 地域型保育給付費負担金(小規模保育・家庭的保育・居宅訪問型保育・事業所内保育) 市町村が実施する小規模保育等への給付費の一部を負担する。	48億5,604万円
	㉕ 私立幼稚園利用給付費負担金 少子化対策のため、子ども・子育て支援新制度に移行していない幼稚園(私学助成園)の利用料を負担する。	34億9,797万円
	㉖ 私立幼稚園等預かり保育推進費補助 保育ニーズに対応するため、正規の教育時間前後や休業日に預かり保育を実施する幼稚園等に対して補助する。	2億6,531万円
	㉗ 医療的ケア児に対する支援 保育のため、看護師等の医療的ケア児サポーターの雇用を支援する市町村(政令市・中核市を除く)に対して補助するとともに、アドバイザーを市町村や保育所等に派遣する。また、医療的ケア児支援の総合調整を担うコーディネーターの養成研修等を行う。	7,116万円
	㉘ 低年齢児受入対策緊急支援事業費補助 低年齢児(0歳)の受入れのため、年度途中で定員超過して受け入れるための保育士の年度当初からの雇用を支援する市町村(政令市・中核市を除く)に対して補助する。	6,670万円
一部 新	㉙ 認可外保育施設巡回指導事業費 認可外保育施設に対して、重大事故の防止を目的とした研修や立入調査を実施するほか、睡眠中、食事中の重大事故が発生しやすい場面での巡回指導を外部委託により実施する。	2,705万円
	○ その他 要保護児童保育所受入促進事業費補助など	14億7,616万円
ウ 地域子ども・子育て支援事業の充実		
	㉚ 地域子育て支援拠点事業費補助 乳幼児とその保護者同士が交流する場の提供や、育児の相談等を行う子育て支援拠点の運営を行う市町村に対して補助する。	7億9,189万円
	㉛ 病児・病後児保育事業費補助 病気や病後の児童を保護者が家庭で保育できない場合に、病院・保育所等の付設スペースで預かる事業を実施する市町村に対して補助する。	3億8,282万円
	○ その他 乳児家庭全戸訪問事業費補助など	34億4,185万円
エ 放課後児童クラブへの支援の充実		
	㉜ 放課後児童健全育成事業費補助 保護者が仕事等により家庭にいない小学生に対し、放課後の居場所を提供する放課後児童クラブの運営と、放課後児童支援員等の処遇改善に取り組む市町村に対して補助する。	83億2,139万円
合 計		1,014億1,006万円

問合せ先				
【①～③】	福祉子どもみらい局子どもみらい部青少年課	課長	岩崎	電話 045-210-3830
【④、⑥】	健康医療局保健医療部健康増進課	課長	渡邊	電話 045-210-4770
【⑤】	健康医療局保健医療部 地域医療対策担当	課長	渡邊	電話 045-285-0732
【⑦、⑬】	福祉子どもみらい局子どもみらい部子ども家庭課	課長	臼井	電話 045-210-4650
【⑧、⑨、⑪、⑫、⑱、⑲、⑳～㉒、㉔～㉖、㉘～㉚】	福祉子どもみらい局子どもみらい部次世代育成課	課長	深石	電話 045-210-4660
【⑩、⑭、⑮、㉓、㉕】	福祉子どもみらい局子どもみらい部私学振興課	課長	山田	電話 045-210-3760
【⑯】	産業労働局労働部雇用労政課	課長	高橋	電話 045-210-5730
【⑰】	県土整備局建築住宅部公共住宅課	課長	田中	電話 045-210-6533
【⑳】	教育局支援部子ども教育支援課	課長	長田	電話 045-210-8212
【㉔】	国際文化観光局文化課	課長	高橋	電話 045-210-3800
【㉖研修等】	福祉子どもみらい局福祉部障害福祉課	課長	鳥井	電話 045-210-4700

別紙 2

Ⅱ 支援を必要とする子ども・家庭への取組

1 目的

子どもの現状及び将来が生まれ育った環境に左右されることや、貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、県と市町村が一体となって総合的な取組を行い、子どもの貧困対策を推進する。
また、児童虐待など社会的養護を必要とする子どもへの対応や、SNSを活用した相談を実施するとともに、ひきこもり等の自立支援に取り組む。

2 予算額 1,699億5,907万円

3 主な事業内容

区分	主な事業名及び事業概要	6年度当初予算額
(1) 子どもの貧困対策		1,611億9,487万円
ア 教育の支援		
	① かながわ子どもサポートドックの推進 困難を抱える子どもを早期に把握し、相談から医療・福祉へつなぐため、スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーを継続して配置し、「かながわ子どもサポートドック」を推進する。	8億9,089万円
	② 高等学校等就学支援金支給費 授業料に充てるための高等学校等就学支援金を一定の収入額未満の世帯に支給する。	201億4,334万円
一部 新	③ 私立高等学校等生徒学費補助の拡充（再掲） 私立高校等に通う家庭の経済的負担を軽減するため、年収約700万円未満の世帯までの授業料及び住民税非課税世帯までの入学金の実質無償化を継続する。多子世帯については、授業料実質無償化の対象を年収約910万円未満まで拡大するとともに、年齢要件を緩和する。	43億9,425万円
	④ 母子父子寡婦福祉資金貸付金 母子家庭等の配偶者のない者で現に児童を扶養している者や寡婦に対して修学資金等の各種資金の貸付けを行う。	3億4,000万円
	⑤ 県立高校での朝食・夕食の提供 経済的な理由等で食事をとれない県立高校の生徒を支援するため、居場所カフェの取組を実施している県立高校で生徒へ朝食の提供を実施するとともに、夜間定時制13校の生徒へ費用負担を軽減した夕食を提供する。	3,144万円
	⑥ 県立学校生理用品配備事業費 生徒が、生理用品の確保に不安を感じることなく、より安心して学校生活を送れるようすべての県立学校で女子トイレに生理用品を配備する。	328万円
	○ その他 高校生等奨学給付金事業費など	738億2,897万円
イ 生活の安定に資するための支援		
一部 新	⑦ 生活困窮世帯の子どもの健全育成事業費 生活困窮世帯の子どもの健全育成のため、子ども支援員による家庭訪問、家庭学習を補完する学習の場や、安心して過ごせる居場所を運営する。また、寄附財源を活用し、自然活動や文化芸術活動などの体験活動を行う機会を提供する。	3,950万円
	⑧ 子ども・若者未来応援推進事業費 進学や就職に困難を抱える若者たちを応援するため、NPO法人が行う進学等を応援する活動や、アウトリーチによる寄り添い支援に対して補助する。	1,098万円
新	⑨ ひとり親家庭放課後児童クラブ利用料支援事業費補助（再掲） ひとり親家庭の負担を軽減するため、ひとり親家庭の子どもが利用する放課後児童クラブの利用料の減免（補助）を行う市町村に対して補助する。	1億1,655万円
	○ その他 放課後児童健全育成事業費補助など	311億7,743万円

<私立高等学校等生徒学費補助の拡充> (③)

令和5年度まで	令和6年度から拡充
○ 年収約700万円（多子世帯は約800万円）未満世帯を対象に授業料を実質無償化。 ※ 多子世帯：15歳以上23歳未満の扶養している子ども（中学生を除く）が3人以上いる世帯	○ 年収約700万円（多子世帯は約910万円）未満世帯を対象に授業料を実質無償化<年収上限引上げ>。 ※ 多子世帯：23歳未満の扶養している子どもが3人以上いる世帯<年齢要件緩和>

区分	主な事業名及び事業概要	6年度当初予算額
	ウ 保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援	
一部 新	⑩ 高等職業訓練促進給付金等支給費（再掲） 母子家庭等の経済的自立を促進するため、資格取得を目指し養成機関等で修学するひとり親に対し給付金を支給するとともに、人手不足が顕著な看護師、介護福祉士、保育士を確保するため、これらの資格取得を目指す場合、新たに県独自の給付金を上乘せする。 また、ひとり親の経済状況の実態等を把握するため、県内の児童扶養手当受給資格者を対象に調査を実施する。	8,488万円
	⑪ 母子家庭等の自立支援の強化 母子家庭等の経済的自立を支援するため、就業相談等による就業支援や養育費相談支援を行うとともに、養育費支払の履行を確保するため、弁護士委任（養育費取決め・強制執行）費用や保証契約費用に対して補助する。	2,120万円
	⑫ ひとり親家庭住宅支援資金貸付事業費補助 自立に向け意欲的に取り組むひとり親の就業・自立を促進するため、住宅の借り上げに必要となる資金を貸し付ける県社会福祉協議会に対して補助する。	3,840万円
	⑬ 総合職業技術校等における職業訓練の推進 ひとり親家庭の保護者の就労を支援するため、総合職業技術校及び民間教育訓練機関の職業訓練に「ひとり親家庭優先枠」を設ける。	8億6,045万円
	○ その他 ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業費補助など	5億7,875万円
	エ 経済的支援	
	⑭ 児童扶養手当給付費 離婚等により、父又は母と生計を同じくしていない児童について、手当を支給する。	8億6,970万円
	⑮ 児童手当負担金 児童を養育している者に対して市町村が支給する児童手当の一部を負担する。	183億2,721万円
新	⑯ 児童扶養手当システム改修委託費 「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律」の公布に伴い、令和7年度末までに標準準拠システムへの移行が必要なため、児童扶養手当システムについて必要な改修を実施する。	2,019万円
	○ その他 ひとり親家庭等医療費助成事業費補助など	93億7,317万円
	オ 社会全体で子どもの貧困対策に取り組むための基盤づくり	
	⑰ 子ども食堂支援事業費 子ども食堂の活動継続を支援するため、子ども食堂運営者に協力金を支給する。また、子ども食堂同士のネットワーク化の推進、寄附受入や物流の調整を行うためのマッチングコーディネーターの配置、子ども食堂の情報発信力強化のための調査等を実施する。	1,516万円
	⑱ 子どもの生活状況調査事業費（再掲） 見えない貧困と言われている「子どもの貧困」の、県内における実態を把握し、計画改定や必要な施策立案につなげるため、無作為で抽出した県内の小学生・高校生及びその保護者に対し、生活状況調査を行う。	1,973万円
	○ その他 子どもの貧困対策の推進に関する取組	1,291万円
	(2) 児童虐待等社会的養護を必要とする子どもへの対応	82億3,318万円
	⑲ 施設等入所児童の措置に要する費用 児童虐待等により児童養護施設等に措置委託した児童の養育に対する費用を支払う。	44億5,125万円
	⑳ 県立児童福祉施設入所者処遇費 児童虐待等により、県立児童福祉施設に入所した児童を養育するための費用を支出する。 *児童が使用するスポーツ用具等の購入に、ふるさと納税等による寄附金を活用。	2億1,140万円
新	㉑ 施設入所児童処遇費（拡充分） 被虐待児童等を受け入れる県所管の自立援助ホームの支援体制の充実を図るため、措置費における被虐待児受入加算費の適用期間（1年間）が終了している児童等の入居を受ける自立援助ホームに対して補助する。	250万円
一部 新	㉒ 大和綾瀬地域児童相談所移転工事費 令和3年4月に中央児童相談所（所在地：藤沢市）と同一建物内に設置した大和綾瀬地域児童相談所について、令和7年度に所管区域内の綾瀬市の市有地「旧綾瀬市保健医療センター」へ移転するため、改修工事を実施する。	5億9,829万円
一部 新	㉓ 児童虐待防止対策の強化 児童相談所において、警察や医療機関等と連携するとともに、虐待の未然防止の一層の推進を図るため、しつけの体罰禁止を、幼児から大人まで幅広く普及啓発する。 また、児童虐待の早期発見のため、歯科医師等の人材の育成や対応ツールを作成し、歯科医師等の児童虐待への知見向上を目指す。	6,782万円
新	㉔ 新児童相談所ネットワークシステム整備費 虐待相談件数の急増、複雑・困難化など、児童相談所を取り巻く環境の変化に対応するため、AI機能の導入など、本県の児童相談所に最適な新たなシステムの仕様を検討する。	800万円

区分	主な事業名及び事業概要	6年度当初予算額
一部 新	㉕ 子どもの権利擁護の推進 児童養護施設等に入所中の子どもたちが自ら意見表明できる機会を確保するため、意見表明等支援員の派遣や関係機関との連携等、子どもの意見表明を支援するためのセンターを新たに設置する。 また、児童相談所の業務の質の向上を図るため、第三者評価を実施し、児童相談所の取組を客観的に評価する。	3,050万円
一部 新	㉖ ケアリーバー（児童養護施設等を退所した人）等への支援 ケアリーバー等への支援を行うため、大学等への初年度納付金及び入学後1年間の生活費用を給付する。また、一旦は自立したケアリーバーが離職等により再スタートが必要になった場合に、一人ひとりに応じた次なる自立に導いた出身施設等に対して補助する。	1億6,498万円
一部 新	㉗ ケアラー（家族等を介護する人）への支援 ケアラーを支援するため、相談窓口や支援専門員を設置するほか、居場所づくりを行う団体等及び若者ケアラー（概ね18から24歳）等への家事支援を行う市町村に対し補助する。 また、新たにケアラー自身や周囲の認知を高めるため、普及啓発を行う。 併せて、「かながわヤングケアラー等相談LINE」等、ヤングケアラーに対する相談体制の広報用カードを印刷し、地域の小・中・高等学校に配布することで、事業の認知度の向上を図り、相談件数の増加を目指す。	4,714万円
	㉘ 里親支援事業費 里親制度を推進するため、里親への相談支援、里親制度の普及啓発、委託調整の取組を強化する。また、「里親センター」を運営し、養子縁組に関する相談体制を整備する。	7,852万円
	○ その他 民間児童福祉施設整備借入償還金補助など	25億7,274万円
(3)	SNSを活用した相談の実施	3億6,446万円
一部 新	㉙ SNSを活用した相談事業費 児童虐待、子どもの貧困、DV、ひきこもり、子ども・若者の悩み、いじめ、妊娠、いのちの相談、ケアラー、医療的ケア児に加え、新たに女性、性的マイノリティについて、SNSを活用した相談を実施する。	3億6,446万円
(4)	ひきこもり等自立支援の推進	1億6,296万円
	㉚ ひきこもり等に対する支援 ひきこもり等の当事者や家族を支援するため、ひきこもり地域支援センターで電話相談等を行うほか、医師・弁護士等の多職種支援チームにより、伴走支援を行う市町村等を支援する。	4,398万円
一部 新	㉛ 「ひきこもり×メタバース」社会参加支援事業費 ひきこもり等の当事者の社会参加を支援するため、メタバース上でイベントを実施するとともに、新たに交流の場や相談窓口を設置する。	2,344万円
	○ その他 かながわ若者サポートステーション事業費など	9,553万円
	合 計	1,699億5,907万円

問合せ先				
【①】	教育局支援部子ども教育支援課	課長	長田	電話 045-210-8212
【②県立高校】	教育局行政部財務課	課長	山下	電話 045-210-8100
【②私立高校、③】	福祉子どもみらい局子どもみらい部私学振興課	課長	山田	電話 045-210-3760
【④、⑩～⑫、⑭～⑯、⑲～⑳、㉗ヤングケアラー、㉘】	福祉子どもみらい局子どもみらい部子ども家庭課	課長	臼井	電話 045-210-4650
【⑤朝食】	教育局指導部	高校教育企画担当課長	廣幡	電話 045-210-8370
【⑤夕食、⑥】	教育局指導部保健体育課	課長	磯貝	電話 045-210-8300
【⑦】	福祉子どもみらい局福祉部生活援護課	課長	大澤	電話 045-210-4900
【⑧】	福祉子どもみらい局福祉部	生活困窮者対策担当課長	谷川	電話 045-285-0864
【⑨、⑰、⑱】	福祉子どもみらい局子どもみらい部次世代育成課	課長	深石	電話 045-210-4660
【⑬】	産業労働局労働部産業人材課	課長	田巻	電話 045-210-5700
【㉗ケアラー】	福祉子どもみらい局福祉部高齢福祉課	課長	垣中	電話 045-210-4830
【㉙妊娠、いのちの相談】	健康医療局総務室	企画調整担当課長	赤池	電話 045-210-4612
【㉙いじめ】	教育局支援部学校支援課	課長	大河原	電話 045-210-8210
【㉙上記以外】	福祉子どもみらい局総務室	企画調整担当課長	中島	電話 045-210-3620
【⑳、㉚】	福祉子どもみらい局子どもみらい部青少年課	課長	岩崎	電話 045-210-3830

Ⅲ 私立学校教育の振興・就学支援の推進

1 目 的

学校教育における私立学校の果たす重要な役割に鑑み、私立学校の教育条件の維持向上、修学上の経済的負担の軽減及び私立学校の経営の健全性の向上を図る。

2 予算額 669億3,928万円

3 主な事業内容

主な事業名及び事業概要		6年度当初予算額
① 私立学校経常費補助		429億6,174万円
一般補助	教育条件の維持向上、修学上の経済的負担の軽減及び学校経営の健全性の向上を図るため、私立学校の経常的な経費及び特色ある教育に対して補助する。	420億1,162万円
特別補助		9億5,012万円
私立高等学校等教育改革推進費補助	教育の質の向上を図る私立学校に対して補助する。また、不登校生徒の進路確保のため、不登校生徒の受入体制を整備している私立高等学校に対して補助する。	5億5,940万円
私立幼稚園等預かり保育推進費補助	保育ニーズに対応するため、正規の教育時間前後や休業日に預かり保育を実施する幼稚園等に対して補助する。	2億6,531万円
私立幼稚園等地域開放推進費補助	地域との連携を深めるため、保護者に対する教育相談事業や地域とのふれあい交流事業などを行う幼稚園等に対して補助する。	1億2,540万円
② 私立幼稚園特別支援教育費補助	障がいのある幼児とともに学び、ともに育つ保育を推進するため、障がいのある幼児を受け入れる幼稚園に対して補助する。	18億2,476万円
③ 高等学校等就学支援事業費	<p>家庭の状況にかかわらず、すべての意志ある高校生等が安心して勉学に打ち込める社会をつくるため、私立高校生等に対して就学支援金を支給することにより、世帯の教育費負担を軽減する。</p> <p>補助対象 高等学校、中等教育学校（後期課程）、専修学校（高等課程）等</p> <p>補助単価 授業料 年収約590万円未満世帯 396,000円※ ～910万円未満世帯 118,800円 ※通信制は297,000円が限度額</p>	98億 699万円
④一部(新)私立高等学校等生徒学費補助金等	<p>私立高校等に通う家庭の経済的負担を軽減するため、年収約700万円未満の世帯までの授業料及び住民税非課税世帯までの入学金の実質無償化を継続する。多子世帯については、授業料実質無償化の対象を年収約910万円未満まで拡大するとともに、年齢要件を緩和する。</p> <p>補助対象 高等学校、中等教育学校（後期課程）、専修学校（高等課程）</p> <p>補助単価 入学金 ～非課税世帯 211,000円 年収約750万円未満世帯 100,000円 授業料 ～590万円未満世帯 72,000円 ～700万円未満世帯 349,200円 ～750万円未満世帯 74,400円 (多子世帯) 授業料 年収約700～910万円未満世帯 349,200円</p>	42億1,720万円
⑤ 外国人学校生徒等学費補助金	外国人学校に通う子ども達が安心して学ぶことができるよう、所得に応じて学費負担の軽減を図るために補助する。	1億7,705万円
⑥ 私立高校生等奨学給付金事業費	<p>生活保護世帯、住民税所得割非課税世帯の私立高校生等に対し、授業料以外の教育費負担を軽減するため、奨学給付金を支給する。</p> <p>支給額 住民税非課税世帯 第1子 年額 142,600円 第2子以降 年額 152,000円 通信制 年額 52,100円 生活保護世帯 年額 52,600円</p>	6億 766万円

主な事業名及び事業概要		6年度当初予算額
⑦ 私立学校生徒学費緊急支援補助金	保護者の失職や倒産等により家計が急変した児童・生徒への影響を軽減するため、授業料を軽減した私立中学校等に対して補助する。 補助対象 中学校、小学校、中等教育学校（前期課程） 補助単価 授業料 小・中学校等 90,000円～168,000円	2,008万円
⑧ 公私立学校協調事業費	公私立高等学校による協調事業の一環として、神奈川の高校の魅力アピールするとともに、中学生の志望校決定の一助とするため、「神奈川の高校展」を開催する。また、高校生等の就労観の育成と職業意識の向上を図る「仕事のまなび場」事業を実施する。	330万円
⑨ 私立学校施設耐震診断調査費補助	児童生徒等の安全確保及び災害時の避難施設としての公共性の観点から、耐震診断調査を実施する私立学校に対して補助する。 補助限度額 高等学校 459万円、中等教育学校 454万円 小・中学校 289万円、幼稚園 207万円 専修各種学校 248万円 補助率 2/3以内	390万円
⑩ 私立学校振興資金利子補給費	教育環境の充実、災害時の安全確保を図るため、私立学校が行う施設整備に対し、その資金の融資あっせんを行うとともに、利子の一部を補給する。 補給率 1.2%（償還期間10年超） 1.0%（償還期間10年以内） 補給期間 10年間	631万円
⑪ 日本私立学校振興・共済事業団補助金	私立学校教職員の福利厚生を支援するため、私学共済の長期給付の一部を補助する。 補助率 日本私立学校振興・共済事業団 8/1000	7億4,512万円
⑫ 私立学校教職員退職金制度補助金	私立学校教職員の福利厚生を支援するため、退職手当金給付財源の一部を補助する。 補助率 私学退職基金財団 19/1000 専修各種学校退職基金財団 19/1000 私立幼稚園退職基金財団 14/1000	9億7,307万円
⑬ 私立幼稚園利用給付費負担金	少子化対策のため、子ども・子育て支援新制度に移行していない幼稚園（私学助成園）の利用料を負担する。	34億9,797万円
⑭ 実費徴収補足給付事業費補助（私立幼稚園）	低所得世帯等の園児を対象に、副食材料費の経費として市町村の給付費の一部を負担する。	2,681万円
⑮ 私立専門学校修学支援負担金	少子化対策のため、低所得世帯であっても社会で自立し活躍できる人材を育成する大学等において修学できるよう、高等教育の修学支援（授業料等減免）を着実に実施する。	16億5,442万円
⑯ (新) 私立幼稚園等子ども・子育て支援機能向上事業費補助（基金事業）	子育て世帯の孤独・孤立を防ぐため、未就学児を持つ保護者やその子どもが交流・相談できる場としての、地域開放等を行う私立幼稚園等に対して補助する。	6,000万円
⑰ (新) 私立学校防犯対策強化事業費補助（基金事業）	私立学校に通う子どもたちの安全を確保するため、防犯対策として施設整備を行う私立学校に対して補助する。	1億円
○ その他	私立幼稚園施設整備費等補助、私立学校審議会費、私立学校指導事務費ほか	2億5,284万円
合 計		669億3,928万円

問合せ先

福祉子どもみらい局子どもみらい部私学振興課 課長 山田 電話 045-210-3760

IV 高齢者が安心して、元気に、いきいきと暮らせる社会づくり

1 目的

高齢者が支えられる側だけでなく、支える側としても参加して、地域で包括的、継続的な支え合いを行う地域包括ケアシステムの深化・推進に向けて、介護施設等の整備や介護従事者の確保のための事業を実施するとともに、認知症の未病改善を含めた総合的な認知症施策を進め、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らすことのできる体制を整備する。

2 予算額 1, 201億3, 964万円

3 主な事業内容

区分	主な事業名及び事業概要	6年度当初予算額
(1)	地域包括ケアシステムの深化・推進	6,134万円
	① 地域包括ケア推進事業費 地域包括ケアシステムを推進するため、県及び各保健福祉圏域の広域的な地域ケア会議の開催、在宅医療・介護連携推進事業研修会の開催、市町村への専門職派遣、地域包括支援センターの職員等に対する研修等を行う。	684万円
	② 生活支援コーディネーター養成研修事業費 地域における生活支援等サービスの提供体制の整備に向けた取組を推進するため、生活支援コーディネーター等に対し研修を行うとともに、助言等を行うアドバイザーを派遣する。	736万円
一部 新	③ ケアラー（家族等を介護する人）への支援（再掲） ケアラーを支援するため、相談窓口や支援専門員を設置するほか、居場所づくりを行う団体等及び若者ケアラー（概ね18から24歳）等への家事支援を行う市町村に対し補助する。また、新たにケアラー自身や周囲の認知を高めるため、普及啓発を行う。	4,714万円
(2)	未病改善の取組の推進及び社会参画の推進	1億8,874万円
	④ 介護・認知症未病改善プログラム事業費 認知症未病改善のため、県民がコグニサイズに取り組みやすい環境づくりとして、フォローアップ講師を派遣するなど、コグニサイズの更なる普及・定着を推進する。	850万円
	⑤ 老人クラブ活動等推進事業費 高齢者の生きがいと健康づくりを推進するため、各種活動を総合的に実施する組織である老人クラブ及び老人クラブ連合会の活動経費に対して補助する。	4,373万円
	⑥ 介護予防評価事業費 市町村が「介護予防事業」を効果的に実施するため、事業効果の調査分析、評価を行うとともに、研修や高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施における「通いの場」への伴走支援事業を行う。	409万円
	⑦ 高齢者スポーツ推進事業費 高齢者の社会参画や健康・生きがいづくりを支援するため、高齢者のスポーツや文化活動の成果を発表する「ゆめかながわシニアフェスタ」を開催するとともに、鳥取県で開催予定の全国健康福祉祭とっとり大会（ねんりんピック）へ選手団の派遣等を行う。	3,313万円
	○ その他 高齢者社会参画・生きがいづくり支援事業費など	9,926万円
(3)	認知症とともに生きる社会づくり	2億 527万円
新	⑧ 認知症未病改善プロジェクト 「軽度認知障害（MCI）」の兆候を早期に把握し、認知症の未病改善に向けた行動変容を促すため、MCIを対象にした評価を整理し、介入を実施するとともに、データを収集することで、MCI未病改善モデルの構築を目指す。	3,955万円
新	⑨ 認知症施策推進体制の拡充 認知症に関する最新の医療情報の共有や地域における医療水準の向上を図るため、認知症未病改善研究センター（仮称）を新たに設置するとともに、認知症疾患医療センターを増設し、認知症施策推進体制を拡充する。	1,239万円
新	⑩ 認知症に対する理解促進 認知症に対する偏見を払拭し、正しい理解を促進するため、認知症未病改善キャラバンによるPRのほか、「（仮称）かながわオレンジデー」を開催する。また、認知症疾患医療センターに認知症ピアサポート推進員、若年性認知症訪問支援員を配置する。	3,972万円
	⑪ 認知症疾患医療センター運營業業費 地域における認知症疾患の医療・介護連携の強化を図るため、認知症疾患医療センターを設置し、専門的医療の提供や日常生活を継続するための支援を充実させる。	3,942万円

区分	主な事業名及び事業概要	6年度当初予算額
	⑫ 若年性認知症施策総合推進事業費 若年性認知症の人やその家族等からの相談及び支援に携わるコーディネーターを配置し、若年性認知症の特性に配慮した就労継続支援、社会参加支援及び活躍できる居場所づくり支援等を行う。	1,809万円
	⑬ 認知症施策普及・相談・支援事業費 認知症の人やその家族が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、認知症コールセンターにおいて介護の悩みなど認知症全般に関する相談を行うほか、かながわオレンジ大使（認知症本人大使）による認知症理解のための「本人発信」を支援する。	1,099万円
	⑭ オレンジパートナー活動支援事業費 オレンジパートナーをはじめとする認知症サポーターのステップアップ研修修了者の活動支援を行うとともに、市町村におけるチームオレンジ構築支援のための伴走支援や会議、研修を行う。	331万円
一部新	⑮ 認知症医療支援事業費【一部】 認知症の早期診断・早期対応の体制を強化するため、かかりつけ医等を対象として、認知症対応力の向上を図るための研修を行うとともに、かかりつけ医への助言や支援を行う認知症サポート医の養成及びフォローアップ研修を行う。また、新たに病院勤務の医療従事者向け認知症対応力向上研修及び病院勤務以外の看護師等認知症対応力向上研修について、外部委託する。	655万円
	⑯ 認知症医療支援事業費補助 認知症の早期診断・早期対応の体制を強化するため、指定都市が実施する認知症サポート医養成や病院勤務の医療機関従事者向けなどの研修事業に対して補助する。	1,002万円
	⑰ 認知症地域支援等研修事業費 認知症の人やその家族が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう支援するため、市町村が設置する認知症初期集中支援チームのチーム員の養成やフォローアップ、認知症地域支援推進員の研修を行う。	396万円
	⑱ 認知症介護等研修事業費【一部】 認知症高齢者に対する介護サービスの充実を図るため、認知症介護の専門職員を養成する研修を行う。	1,634万円
	○ その他 認知症施策総合支援事業費など	486万円
	(4) 介護保険サービス等の適切な提供とその基盤づくり	1,196億7,088万円
	ア 介護保険サービス等の適切な提供	
	⑲ 介護給付費負担金 介護保険制度の円滑な運営を図るため、介護保険法に基づき市町村が行う介護給付及び予防給付に要する経費の一部を負担する。	1,044億832万円
	⑳ 地域支援事業費交付金 高齢者が社会に参加しつつ、地域において自立した日常生活を営むことができるようにするため、地域支援事業に要する経費の一部を市町村に対して交付する。	58億6,800万円
	㉑ 低所得者保険料軽減県負担金 介護保険制度の円滑な運営を図るため、介護保険法に基づき市町村が行う低所得者の介護保険料の軽減措置について、減額した額の一部を負担する。	18億1,245万円
	○ その他 介護サービス情報公表事業費など	1億4,503万円
	イ 介護人材の確保等	
一部新	㉒ かながわ福祉人材センター機能強化事業費 かながわ福祉人材センターにキャリア支援専門員を配置し、専門性を活かしたきめ細かな就労マッチング支援や労働環境の整備等に向けた助言等を行う。また、更なる介護人材を確保するため、介護職の周辺業務を行う介護助手のマッチング及び事業所に助手活用の支援を行う介護助手普及推進員を新たに配置する。	7,720万円
	㉓ 介護人材確保促進事業費 「介護フェアinかながわ」の開催を通じて、広く県民に対して介護の仕事の魅力を発信する。また、要介護度の維持・改善、人材育成、処遇改善に成果をあげた介護サービス事業所を表彰し、更なる取組へのインセンティブとなる奨励金（1事業所100万円）を交付する。	5,534万円
	㉔ 外国人留学生介護分野受入環境整備事業費 外国人の介護業務への就労を支援するため、留学生等と介護施設とのマッチング事業を行う。また、介護施設が受け入れた留学生に給付する学費や住居費等に対する補助を拡充させる。	4,855万円
	㉕ 外国人介護人材受入施設環境整備事業費補助 介護施設等における外国人介護人材の受入れを支援するため、施設等が行うコミュニケーションを促進する取組等に対して補助する。	819万円

区分	主な事業名及び事業概要	6年度当初予算額
	②⑥ 介護未経験者参入促進事業費 福祉・介護人材の参入を促進するため、介護分野での就労未経験者を対象に、初任者研修等を行うとともに、介護サービス事業所等への就労までを一貫して支援する。（政令市域については、政令市に対する補助により実施する。）また、介護現場における多様な働き方の導入に向けたモデル事業を実施する。	1億1,756万円
新	②⑦ 介護人材確保支援事業費補助 小規模事業者単独では難しい介護人材確保の取組を推進するため、優良介護サービス事業所「かながわ認証」の認証を受けた事業所が中心となり、地域の小規模事業者を含む介護施設等が共同して実施する介護人材確保の取組に対して補助する。	333万円
新	②⑧ 介護職等資質向上研修事業費 地域包括ケアシステムの中核を担う介護支援専門員の資質向上を図るため、多職種連携に関する研修を行う。また、職員が円滑に職務に取り組むことができるよう、介護事業所に就労した介護職員を対象とした交流会を開催するほか、新たに新採用職員指導者（メンター又はエルダー）の候補者に対する新人指導研修等を実施する。	1,928万円
	②⑨ 喀痰吸引等研修支援事業費 たんの吸引等の医療的ケアを行う介護職員を養成する際の課題に対応するため、実地研修先の確保や喀痰吸引等研修の受講を支援する。	535万円
	○ その他 かながわ感動介護大賞表彰事業費など	5億2,250万円
ウ	介護サービス提供基盤の整備	
	③⑩ 特別養護老人ホーム整備費補助 在宅での介護が困難な重度の要介護高齢者に介護を行う特別養護老人ホーム等の整備費用に対して補助する。	3億3,240万円
	③⑪ 地域密着型サービス施設等整備費補助 市町村で提供される地域密着型サービスの強化等を図るため、小規模多機能型居宅介護事業所や認知症高齢者グループホーム等の整備、介護職員の宿舍の整備等に加え、土地等所有者と介護施設を開設しようとする法人等のマッチングに係る経費に対して補助する。	15億9,032万円
	③⑫ 高齢者施設改修費補助 入所者の自立した生活の支援を図るため、既存施設のユニット化やプライバシー保護のための改修、介護医療院等への転換整備費用等に対して補助する。	1億6,336万円
	③⑬ 施設開設準備支援事業費補助 介護施設等の開設時から安定した質の高いサービスを提供できる体制の整備を支援するため、施設の開設準備費用等に対して補助する。	17億2,495万円
	③⑭ 定期借地権利用整備促進事業費補助 特別養護老人ホーム等の整備促進を図るため、定期借地権を設定した用地確保に要する費用に対して補助する。	4,955万円
	○ その他 介護施設等感染拡大防止対策事業費補助など	17億9,358万円
エ	介護現場の革新	
新	③⑮ 介護生産性向上推進事業費 介護施設等への介護ロボットやICTの導入に対して補助するとともに、新たに介護現場の革新、生産性向上に向けた取組方針の検討等を行う会議を開催するほか、ワンストップ型の相談窓口を設置する。	7億2,555万円
新	③⑯ 介護ロボットの実用化促進 介護施設、在宅介護が抱える課題を解決するため、介護に適したロボットの実証及び効果検証を行う。また、実証結果を分析することで、実用化に向けた改善を行い、介護ロボットの開発を促進する。	2億円
(5)	市町村が行う取組の支援	1,340万円
	③⑰ 高齢者保健福祉計画等推進事業費 市町村の保険者機能の強化を支援するため、国から提供されたデータを活用した地域分析や、市町村職員を対象とした研修の実施、自立支援・重度化防止に向けた市町村の個別支援を行う。	294万円
	○ その他 介護給付適正・適切化推進特別事業費国保連補助など	1,045万円
	○ 再掲 地域包括ケア推進事業費など	(2,681万円)
	合 計	1,201億3,964万円

問合せ先

【①～⑥、⑨～⑲、⑳】

福祉子どもみらい局福祉部高齢福祉課 課長 垣中 電話 045-210-4830

【⑦】 スポーツ局スポーツ課 課長 矢島 電話 045-285-0791

【⑧】 政策局いのち未来戦略本部室 未病産業担当部長 牧野 電話 045-285-0156

【⑳～㉘】 福祉子どもみらい局福祉部地域福祉課 課長 笠井 電話 045-210-4740

【㉙～㉛】 福祉子どもみらい局福祉部介護サービス担当課長 長澤 電話 045-210-4801

【㉜】 産業労働局産業部産業振興課 課長 脇坂 電話 045-210-5630

別紙 5

V 保健・医療・福祉人材の育成・確保と働きやすい環境づくり

1 目的

地域包括ケアシステムの構築に向けて、実践能力の高い看護師の養成や看護人材の確保とともに、介護ロボットやデジタル技術の導入により看護職員等の負担軽減を図る。また、福祉・介護人材の養成・確保のため、介護分野での就労未経験者の参入促進や介護支援専門員の資質向上等に取り組む。

2 予算額 71億5,829万円

3 主な事業内容

区分	主な事業名及び事業概要	6年度当初予算額
(1)	保健・医療人材の養成の充実	54億6,696万円
	① 保健福祉大学の運営等 保健、医療及び福祉分野における高度で専門的な知識及び技術を教授研究するとともに、ヒューマンサービスを実践できる人材及び地域や国際社会で活躍できる人材を育成するため、(大)神奈川県立保健福祉大学に運営費を交付する。	41億5,818万円
	② 看護師等修学資金貸付事業費 看護職員等の確保及び県内定着を図るため、看護職員等養成施設に在学する者に対し、修学資金の貸付けを行う。	2億2,000万円
	③ 看護師等養成所運営費補助 看護職員の養成、確保を推進するため、看護師等養成所の運営費に対して補助する。	4億8,477万円
	○ その他 看護実習受入拡充事業費補助など	6億 399万円
(2)	保健・医療人材の確保・定着対策の充実	8億9,793万円
	④ 院内保育所支援事業 医師、看護職員の離職防止と再就業促進のため、病院等が行う院内保育事業の運営費等に対して補助する。	4億 741万円
	⑤ 新人看護職員研修事業費補助 新人看護職員の看護の質の向上を図るとともに早期離職を防止するため、各病院等が行う新人看護職員研修に対して補助する。	9,809万円
	⑥ 看護業務等アシスト機器導入支援事業費補助 病院での看護職員等の負担軽減及びタスクシフトを図るため、患者の移乗支援、入浴支援などのアシスト機器の導入費用を補助する。	1億 704万円
新	⑦ 看護業務等ICT導入支援事業費補助 病院の看護職員の業務負担を軽減するため、看護業務の効率化・省力化を図るためのICTシステム等の導入費用に対して補助する。	1億7,280万円
	⑧ 歯科衛生士・歯科技工士人材養成確保事業費補助 歯科衛生士、歯科技工士の人材確保及び在宅歯科医療に対応できる人材育成のための普及啓発費用に対して補助する。	281万円
新	⑨ 薬剤師確保検討調査事業費 医薬品提供体制の維持に必要な薬剤師を確保するため、業態・地域偏在が指摘されている薬剤師の就労状況等の現状分析・課題を調査する。	500万円
新	⑩ 看護補助者確保事業 看護補助者の確保に係る効率的・効果的な事業を実施するため、県内の看護補助者数や必要数等の調査や、職業体験を通じたモニタリング調査を実施する。	383万円
	○ その他 ナースセンター運営費など	1億 92万円
(3)	保健・医療現任者教育の充実と専門性の向上	5,637万円
	⑪ 訪問看護推進支援事業 在宅医療の進展及び高度・多様化する訪問看護のニーズに対応するため、在宅医療への支援のあり方を検討するとともに、訪問看護師の養成・確保・定着を図り、訪問看護の提供体制を整備する。	2,385万円
	○ その他 看護師等資質向上推進事業費など	3,252万円

区分	主な事業名及び事業概要	6年度当初予算額
(4)	福祉・介護人材の確保対策	7億9,339万円
	ア 福祉・介護人材の確保・定着対策の充実	
	⑫ かながわ福祉人材センター事業費 福祉・介護人材の確保・定着を図るため、かながわ福祉人材センターにおいて、福祉人材の就労相談・あっせん、求職者への研修及び調査研究事業等を行う。	2,735万円
新	⑬ かながわ福祉人材センター機能強化事業費（再掲） かながわ福祉人材センターにキャリア支援専門員を配置し、専門性を活かしたきめ細かな就労マッチング支援や労働環境の整備等に向けた助言等を行う。また、更なる介護人材を確保するため、介護職の周辺業務を行う介護助手のマッチング及び事業所に助手活用の支援を行う介護助手普及推進員を新たに配置する。	7,720万円
	⑭ 介護人材確保促進事業費（再掲） 「介護フェアinかながわ」の開催を通じて、広く県民に対して介護の仕事の魅力を発信する。また、要介護度の維持・改善、人材育成、処遇改善に成果をあげた介護サービス事業所を表彰し、更なる取組へのインセンティブとなる奨励金（1事業所100万円）を交付する。	5,534万円
	⑮ 外国人介護福祉士候補者支援事業費 経済連携協定（EPA）に基づき、インドネシア、フィリピン及びベトナムから入国した外国人介護福祉士候補者を支援するため、国家試験対策講座を実施するとともに、施設が行う学習支援に対して補助する。	7,278万円
	⑯ 外国人留学生介護分野受入環境整備事業費（再掲） 外国人の介護業務への就労を支援するため、留学生等と介護施設とのマッチング事業を行う。また、介護施設が受け入れた留学生に給付する学費や住居費等に対する補助を拡充させる。	4,855万円
新	⑰ 外国人介護人材受入施設環境整備事業費補助 介護施設等における外国人介護人材の受入れを支援するため、施設等が行うコミュニケーションを促進する取組等に対して補助する。また、新たに障害福祉施設等を補助対象先として追加する。	1,269万円
	⑱ 介護未経験者参入促進事業費（再掲） 福祉・介護人材の参入を促進するため、介護分野での就労未経験者を対象に、初任者研修等を行うとともに、介護サービス事業所等への就労までを一貫して支援する。（政令市域については、政令市に対する補助により実施する。）また、介護現場における多様な働き方の導入に向けたモデル事業を実施する。	1億1,756万円
新	⑲ 介護人材確保支援事業費補助（再掲） 小規模事業者単独では難しい介護人材確保の取組を推進するため、優良介護サービス事業所「かながわ認証」の認証を受けた事業所が中心となり、地域の小規模事業者を含む介護施設等が共同して実施する介護人材確保の取組に対して補助する。	333万円
	⑳ 地域生活移行を担う人材の充実 地域生活移行を担う福祉人材を確保するため、インターンシップをはじめとする各種支援や研修を行うほか、地域生活移行を推進する専門人材を県独自に位置付け養成する。	7,143万円
新	㉑ 障害サービス事業所就労実態調査事業費 障害福祉分野における人材確保策を的確に講じるため、障害福祉事業所における就労実態や人材育成の取組を把握する。	400万円
	○ その他 介護事業経営マネジメント支援事業費など	1億5,755万円
	イ 福祉・介護現任者教育の充実と専門性の向上	
新	㉒ 介護職等資質向上研修事業費（再掲） 地域包括ケアシステムの中核を担う介護支援専門員の資質向上を図るため、多職種連携に関する研修を行う。また、職員が円滑に職務に取り組むことができるよう、介護事業所に就労した介護職員を対象とした交流会を開催するほか、新たに新採用職員指導者（メンター又はエルダー）の候補者に対する新人指導研修等を実施する。	1,928万円
	○ その他 介護支援専門員研修事業費など	1億2,630万円
	合 計	71億5,829万円

備考 (3)の計5,637万円は、(1)(2)と重複した金額となる。

問合せ先

【①～⑧、⑩、⑪】	健康医療局保健医療部	保健医療人材担当課長	松谷	電話 045-210-4742
【⑨】	健康医療局生活衛生部	薬務課	課長 諸角	電話 045-210-4960
【⑫～⑱、⑳インターンシップ、㉑、㉒】	福祉子どもみらい局福祉部地域福祉課	課長	笠井	電話 045-210-4740
【㉒専門人材】	福祉子どもみらい局福祉部障害サービス課	課長	高橋	電話 045-210-4702

別紙 6

VI 神奈川県当事者目線の障害福祉推進条例 ～ともに生きる社会を目指して～ に基づく取組の実践

1 目的

当事者目線に立った障がい福祉の実現を目指し、「神奈川県当事者目線の障害福祉推進条例～ともに生きる社会を目指して～」及び「ともに生きる社会かながわ憲章」の理念の普及を推し進めるとともに、障がい児・者の障がい特性等に応じた、生活を支えるサービスの更なる充実強化に取り組む。

2 予算額 898億4,018万円

3 主な事業内容

区分	主な事業名及び事業概要	6年度当初予算額
(1)	すべての人の「いのち」を大切にす取組	5,623万円
	① 障害者虐待防止・権利擁護推進事業費 障がい者虐待の未然防止や迅速な対応を図るため、障がい者虐待防止の拠点となる障害者権利擁護センターにおいて相談を受けるとともに、虐待防止の研修を行う。	746万円
	② 当事者目線の障がい福祉地域相談窓口設置等事業費 障がいを理由とする差別の解消に向け、相談体制を強化し、地域で相談できる体制を構築するとともに、差別に関する紛争解決のため、あっせん等の調整を行う第三者機関を設置・運営する。	873万円
	③ 意思決定支援の普及・定着 意思決定支援の普及・定着のため、県内障害者支援施設に対して専門家を派遣する。また、県版ガイドラインに基づく意思決定支援の実践研修を行うとともに、研修参加に伴う代替職員の確保等に対して補助する。	4,003万円
(2)	誰もがその人らしく暮らすことのできる社会の実現	889億7,901万円
	ア 障害福祉サービス等の提供に係る体制の整備	
新	④ 地域資源（障がい児への支援）の充実 障がい児及び過剰児の成人サービス移行を促進するため、本人の希望と体験利用先をマッチングする会議を設置するほか、体験利用を受け入れた成人施設等に対して補助する。また、成人サービス移行に係る本人の意思決定を支援するアドバイザーを派遣する。	942万円
	⑤ 医療的ケア児等への切れ目のない支援 医療的ケア児等の日常生活及び社会生活を支えるため、かながわ医療的ケア児支援センターの地域相談窓口（ランチ）等において医療的ケア児等からの相談に対応するとともに、支援人材の養成や、関係機関等と連携した継続的な支援を行う。	7,116万円
	⑥ 県立特別支援学校における医療的ケア支援体制の整備 県立特別支援学校に配置する看護師を増員（5年度:72人⇒6年度:74人）するとともに、福祉車両等による通学支援を拡充（5年度:40人⇒6年度:80人）する。	4億5,464万円
	⑦ 県立特別支援学校の新校等整備 かながわ特別支援教育推進指針に基づき、新校等の整備に向けた設計等を行う。（横浜市、川崎市、藤沢市等）	8億3,100万円
	⑧ リハビリテーションロボット普及推進事業費 神奈川県リハビリテーション病院（厚木市七沢）において、リハビリテーションロボットの相談や訓練等を行うとともに、筋電義手の認知度向上に向けた広報や関係機関との連携強化を行う。	5,725万円
	⑨ 地域生活移行の取組 民間障害者支援施設からの地域生活移行を促進するため、県独自の研修により養成した専門人材と連携して地域生活移行に取り組むグループホーム等に対して補助する。また、地域生活移行に資する提案を民間法人から募集し、その取組に対して補助する。	8,538万円

区分	主な事業名及び事業概要	6年度当初予算額
	⑩ 地域生活移行に向けた受け皿の確保 精神障がい者を含む障がい者の地域生活移行を促進するため、日中活動等の場及びグループホームの整備に対して補助する。また、市町村と協調して、グループホームの運営に要する費用や、在宅支援、地域社会参加支援等に必要な取組に対して補助する。	7億6,129万円
新	⑪ 障害福祉サービス等の提供に係る検討会 湘南東部圏域における重症心身障がい児・者や医療的ケアを必要とする方の地域生活を支えるため、支援体制に関する課題や対策を検討する。また、知的障がい児者の医療課題について、医療、福祉両面から対策を検討する。	360万円
	⑫ 障害者自立支援等給付費県費負担金 障がい児・者が自立した生活を営むことができるよう支援するため、障害者総合支援法等に基づき、市町村が支弁する障害福祉サービス等に要する費用を負担する。	704億6,676万円
新	⑬ 市町村重度訪問介護等支援事業費補助 重度訪問介護等の訪問系サービスに係る介護給付費等において、国庫負担基準額を超えて負担している市町村（政令市、中核市及び人口30万人以上の市町村を除く）に対して補助する。	2億8,449万円
	○ その他 障害者地域生活支援事業費（研修・情報提供事業）など	1億 957万円
イ 障害福祉サービス等に従事する者の確保及び質の向上		
	⑭ 相談支援従事者等養成・確保推進事業費 相談支援従事者等の更なる質の向上や専門性の強化を図るため、相談支援専門員を対象とした専門的な研修を実施する。	768万円
	⑮ 喀痰吸引等研修事業費（再掲） たんの吸引等の医療的ケアを行う介護職員等を養成するため、喀痰吸引等研修や、研修の指導に当たる看護職員に対する伝達講習を行う。	1,275万円
	⑯ 精神障害者ホームヘルパー研修事業費 精神障がい者の居宅介護支援に従事する人材の確保及びサービスの質の向上を図るため、精神障がい者の特性を理解したホームヘルパー等の養成研修及び現任者研修を行う。	395万円
	⑰ 重度重複障害者等支援看護師養成研修事業費（再掲） 障がい者の医療環境等の充実を図るため、重症心身障害児者施設等の看護師に対する専門研修を行うとともに、看護学生や看護師等を対象に、福祉現場における看護に関する普及啓発研修を行う。	800万円
新	⑱ 外国人介護人材受入促進事業費補助 障害福祉施設等における外国人介護人材の受入れを支援するため、受入環境の整備に係る取組や人材確保に係る取組に対して補助する。	450万円
新	⑲ 障害サービス事業所就労実態調査事業費（再掲） 障害福祉分野における人材確保策を的確に講じるため、障害福祉事業所における就労実態や人材育成の取組を調査する。	400万円
	○ その他 相談支援体制拡充強化事業費など	7,557万円
ウ 地域で生活する障がい児・者を支える社会環境の整備		
一部 新	⑳ 外国籍県民等福祉給付金助成事業費補助 外国籍県民等の福祉の向上を図るため、無年金者となっている外国籍県民等の高齢者及び障がい者に福祉給付金を支給する市町村に対して補助する。 ※政令市・中核市への補助格差を解消	724万円
一部 新	㉑ 重度障害者医療給付事業費補助 重度障がい者の健康の保持及び増進を図るため、重度障がい者の医療費助成を行う市町村に対して補助する。 ※政令市・中核市への補助格差を解消	63億3,738万円
	㉒ 障害者地域生活支援事業費補助 障がい者の自立した生活を支援するため、ストーマ装具等を支給する日常生活用具給付等事業や外出時に付き添い等の支援を行う移動支援事業等の地域生活支援事業を実施する市町村に対して補助する。	22億 21万円
	㉓ 障害者地域生活支援関連事業費補助 地域の実情に応じた障がい者の地域生活支援を推進するため、グループホームの設置及び運営に対する補助や地域活動支援センターの事業に対する補助など、市町村（政令市を除く）が実施する障がい者の地域生活支援関連事業に対して補助する。	5億8,200万円
	㉔ 在宅重度障害者等手当支給費 障がい者の福祉増進を図るため、在宅の重度障がい者等に対し手当を支給する。	6億4,668万円
	㉕ 心身障害者扶養共済制度実施費 障がい者の将来に対する経済的な不安を軽減するため、保護者が死亡した場合などに、障がい者に年金を支給する。	5億 556万円

区分	主な事業名及び事業概要	6年度当初予算額
	②⑥ 医療型短期入所事業所開設促進事業費 重症心身障がい児・者等が在宅で安心して生活を送ることができるよう支援するため、医療機関や介護老人保健施設による医療型短期入所事業所の開設支援を行う。	666万円
	②⑦ 障害児等メディカルショートステイ運営事業費 在宅の重症心身障がい児・者とその家族が安心して生活できるようにするため、不足しているレスパイト等の受け皿を医療機関への委託により確保する。	3,317万円
新	②⑧ 相談支援体制の充実 当事者目線に立った相談支援の取組を推進するため、障がいの支援に自ら携わる障がい当事者（ピアサポーター）の養成を行う研修を実施する。また、聴覚障がい児が早期から必要な支援を受けられるよう、相談窓口を設置するとともに、家族教室の開催や聴覚障がい児が通う関係施設への巡回支援等を実施する。	5,731万円
新	②⑨ 「当事者目線」の精神科医療の実現 精神障がい者が安心して精神科医療を受けられるよう、精神科病院の実態調査や虐待通報窓口の設置を行うほか、精神科病院が見守りカメラを導入する費用に対して補助する。また、入院患者の地域生活移行を支援するため、訪問支援員等を病院に派遣する。	6,226万円
新	③⑩ 児童虐待防止対策等総合支援事業費補助（障がい児分） 障がい児支援の一層の普及促進を図るため、発達障がい等の知識を有する専門員の保育所等の巡回支援や医療的ケア児等コーディネーターの配置など、地域における障がい児支援の質の向上及び医療的ケア児等へ切れ目ない支援を行う市町村に対して補助する。	6,710万円
	○ その他 障害児施設等措置費など	23億7,163万円
エ 中井やまゆり園等の県立障害福祉施設における取組 及び「県立障害者支援施設の方向性ビジョン」に沿った取組		
	③① 施設利用者の質の高い生活の確保 当事者の意見を施設運営に反映するため、障がい当事者が施設を巡回し、職員との意見交換を行う。また、支援改善アドバイザーや支援サポート員を配置する。	632万円
一部新	③② 日中活動・体験の充実 施設利用者の地域生活移行に向けて、グループホーム体験の場の確保や施設外活動を充実させるとともに、活動をコーディネートする専門職員を配置する。また、重度訪問介護相当サービスの体験利用を提供した事業所に対する補助を新たに実施する。	6,099万円
一部新	③③ 地域生活への移行 施設利用者の地域生活移行先となるグループホームの体制整備や、移行後の生活の場となる在宅サービス等の確保を支援する。また、施設利用者を受け入れるグループホームの設置等を検討するため、先駆的なグループホーム運営の事例調査を新たに実施する。	2,229万円
新	③④ 県立障害者支援施設の方向性ビジョンに沿った取組 県立障害者施設の地方独立行政法人化、民間移譲や再整備を進めるための準備、調査等を行う。また、先進的な取組を行う施設やグループホーム等を調査し、科学的な手法による効果的な支援体制等を分析する。	1億2,292万円
	○ その他 県立障害福祉施設維持運営費など	26億3,816万円
(3) 社会参加への支援、偏見や差別を排除する取組		10億7,816万円
ア 社会参加を推進する環境づくり		
	③⑤ 神奈川県ライトセンター指定管理費 視覚障がい者の社会参加を促進するため、点字、録音図書等の貸出しやスポーツ振興事業等を行うとともに、視覚障がい者に対するボランティア活動を振興する。	3億 597万円
	③⑥ 神奈川県聴覚障害者福祉センター指定管理費 聴覚障がい者の社会参加を促進するため、字幕入りビデオ等の貸出しや各種情報提供を行うとともに、聴覚障がい者に対するボランティア活動を振興する。	1億5,833万円
	③⑦ 盲ろう者支援事業費 視覚と聴覚の両方に障がいのある盲ろう者の自立と社会参加を推進するため、盲ろう者支援センターの運営を行う。	936万円
一部新	③⑧ 聴覚障がい児等手話言語獲得支援事業費 聴覚障がいのある乳幼児及び児童の手話言語獲得を支援するため、乳幼児及び保護者が大人のろう者とふれあう手話交流会等について、新たに乳児・幼児の発達段階に応じた対応や学齢児への対応、ろう学校所在地域等への地域展開を行う。	1,333万円
新	③⑨ バリアフリー対応「見える化」事業費 障がい者等の社会参加を促進するため、バリアフリー設備の設置状況や受けられる配慮の「見える化」に向けた新たな仕組みづくりについて、障がい者等及び事業者団体などで構成するワーキンググループを設置し、当事者目線で制度検討を進める。	100万円

区分	主な事業名及び事業概要	6年度当初予算額
新	④〇 ソーラーカーポート設置促進事業費補助 悪天候の中でも車椅子使用者等が安心して外出できる環境づくりのため、商業施設等における障害者等専用駐車区画へのソーラーカーポートの設置に対して補助する。	1,800万円
新	④① 障がい者啓発事業費 障がい者の消費者被害を未然に防止するため、その特性を踏まえた体験型の研修を実施するとともに、地域で見守る支援者等にさまざまな機会を通じた啓発活動を行う。	420万円
	〇 その他 福祉バス運行事業費など	1億 55万円
イ 就労・雇用、経済的自立に対する支援		
	④② 農福連携マッチング等支援事業費 障がい者による種まきや収穫、除草、片付けなどの就農体験会（お試しノウフク）を開催し、農家と障害福祉サービス事業所等とのマッチングを促進する。	354万円
	④③ 水産業福祉連携推進事業費 水産業の担い手と、障がい者等の就労・雇用機会を確保するため、市町等と連携し、現場体験などの研修や専門アドバイザーの派遣を行うほか、マッチングの場づくり、連携の促進にかかる研究会の開催を引き続き実施する。 また、新たに連携の手順・方法についてのマニュアル等を作成し、取組を促進させる。	1,600万円
一部 新	④④ 障害者就業・生活支援センター事業 雇用促進法により設置している障害者就業・生活支援センター8か所において、障がい者の就労に伴う生活支援を実施する。また、近年増加傾向にある精神障がい者からの相談に適切に対応するため、高い専門性を持った職員を新たに配置する。	1億1,868万円
新	④⑤ チャレンジオフィス運営費 民間企業等への就職を目指す障がい者に就労経験の機会を提供するため、県庁内に設置している「かながわチャレンジオフィス」の規模を拡大するとともに、各地域県政総合センターに新たにチャレンジオフィスを設置する。	880万円
	④⑥ 障害者雇用対策費 障がい者の雇用と職場定着を促進するため、中小企業を対象とした個別訪問や出前講座により相談支援等を実施する。また、企業や障がい者就労支援機関を対象としたフォーラムや研修のほか、特例子会社の設立に関する補助等を行う。	2,523万円
新	④⑦ 障害者のテレワーク推進事業費 身体的、精神的な理由で出社が困難な障がい者の多様な働き方や活躍の場をつくるため、企業におけるテレワーク雇用を導入から定着まで伴走支援するとともに、仮想オフィスツールや分身ロボットといった障がい特性に合わせたコミュニケーションツールの導入に対して補助する。	1,854万円
	〇 その他 未来型障がい者就労支援等事業費（分身ロボットプロジェクト）など	2億7,660万円
(4) ともに生きる社会実現に向けた県民総ぐるみの取組		3億 876万円
	④⑧ ともに生きる社会の実現に向けた取組 神奈川県当事者目線の障害福祉推進条例～ともに生きる社会を目指して～やともに生きる社会かながわ憲章の理念の普及啓発のため、駅や公共施設内でのポスター掲示や地域イベントでのチラシ配布等を行う。また、障がい者団体等の活躍を、ホームページやSNSなど様々な媒体を活用して紹介する。	4,071万円
	④⑨ ともいきメタバース推進事業費 障がいの程度に関わらず誰もが一緒に楽しめるメタバースイベントや障がい者や支援者を主な対象としたデジタルコンテンツの作成方法を学べる講習会を実施し、作品を発表する場を設ける。	1,064万円
	⑤〇 共生社会推進加速化事業費 共生社会の実現に向けた障がい等の理解促進のための活動を行う「ともいきボランティア」を組織・運営するほか、市町村や企業・団体と連携して誰もが気軽に参加できるインクルーシブビーチクリーンを実施する。	491万円
	⑤① 障害者理解促進事業費 障がいに対する理解を促進するため、内部障がい等の方を対象としたヘルプマークの普及啓発や企業等における心のバリアフリー推進員の養成等を行う。	646万円
新	⑤② 障がいに対する理解促進 障がいに対する理解促進を図るため、趣味やサークル活動などを中心とした誰もが気軽に参加できる共生の場を創出する。また、県民意識を醸成するため、当事者目線の障がい福祉について発信する全国フォーラムを開催する。	2,332万円
新	⑤③ ろう者への理解のための取組 県民が「見えない障がい」であるろう者の存在に気づき、理解を深めることができるよう、デフリンピック選手等が出演する動画を作成し、様々な媒体を活用して周知する。また、国際手話の普及のため、手話通訳者等を対象とした国際手話の講座を開催する。	798万円

区分	主な事業名及び事業概要	6年度当初予算額
新	⑤4 東京2025デフリンピックの機運醸成 東京2025デフリンピックの開催を契機に、聴覚障がい者への理解や障がい者スポーツの推進を図るため、デフスポーツの体験等を行う大会1年前イベントの開催や、プロスポーツチームと連携したPR活動等により、大会の機運醸成を行う。	2,400万円
一部新	⑤5 東京2025デフリンピックを契機とした障がい者スポーツの推進 競技継続を支援するため、新たに強化指定選手を目指す若手障がい者アスリートに対して補助する。また、障がい者が様々な面からスポーツを楽しめるよう、観戦方法を工夫した実証事業やユニバーサルデザインに配慮した県立スポーツ施設の案内表示等の改修を行う。	2,909万円
一部新	⑤6 障がい者等の文化芸術普及支援 年齢や障がい等にかかわらず、誰でも文化芸術を鑑賞・創作・発表できる機会を提供するため、すべての人が舞台芸術に参加し楽しめる「共生共創事業」を実施する。 また、「ともいきアート」として障がい者等のアート作品の魅力を広く県民に伝えるため、新たに公募展を開催する。	1億 242万円
	○ その他 かながわパラスポーツ推進事業費など	5,920万円
合 計		898億4,018万円

備考 (2)ア⑩の7億6,129万円のうち、(2)ウ⑳との重複額(5億8,200万円)を除いた額は1億7,929万円

問合せ先			
【①、②、⑤、⑫～⑯、⑳～㉘、㉚、㉜～㉟、㉫、㉭、㉯ 国際手話】	福祉子どもみらい局福祉部障害福祉課	課長 鳥井	電話 045-210-4700
【③、⑥②フォーラム】	福祉子どもみらい局共生推進本部室	当事者目線障害福祉担当課長 平野	電話 045-285-0526
【④、⑨～⑪、⑰、㉑～㉓】	福祉子どもみらい局福祉部障害サービス課	課長 高橋	電話 045-210-4702
【⑥、⑦】	教育局支援部特別支援教育課	課長 片山	電話 045-210-8214
【⑧】	健康医療局県立病院課	課長 小泉	電話 045-210-5040
【⑱、⑲、㉘～㉚、㉜ろう者への理解】	福祉子どもみらい局福祉部地域福祉課	課長 笠井	電話 045-210-4740
【㉚】	福祉子どもみらい局福祉部生活援護課	課長 大澤	電話 045-210-4900
【㉜】	健康医療局保健医療部	精神保健医療担当課長 渡邊	電話 045-285-0227
【㉞】	福祉子どもみらい局福祉部 県立障害者施設指導担当課長	藤澤	電話 045-285-0214
【㉟】	くらし安全防災局くらし安全部消費生活課	課長 南川	電話 045-312-1121
【㉫、㉭～㉯、㉱ 共生の場、㉳アート】	福祉子どもみらい局共生推進本部室	共生担当課長 小手	電話 045-285-0737
【㉵】	環境農政局農水産部水産課	課長 山本	電話 045-210-4530
【㉷】	総務局組織人材部人事課	課長 竜江	電話 045-210-2150
【㉹、㉺】	産業労働局労働部	障害者雇用促進担当課長 黄川田	電話 045-210-5860
【㉼、㉽】	スポーツ局スポーツ課	課長 矢島	電話 045-285-0791
【㉿舞台】	国際文化観光局	マグカル担当課長 中里	電話 045-285-0760

Ⅶ 困難な問題を抱える女性等への支援 及び人権・男女共同参画施策の推進

1 目的

困難な問題を抱える女性等が自立し、安心して自分らしく暮らすことができる社会の実現をめざして、「かながわ困難な問題を抱える女性等支援計画(仮称)」に基づき、各種施策を展開する。

また、人権がすべての人に保障される地域社会づくりを進めるため、「かながわ人権施策推進指針」に基づき各種施策を展開するとともに、男女共同参画社会の実現に向けて、「かながわ男女共同参画推進プラン」を着実に推進する。

2 予算額 5億8,751万円

3 主な事業内容

区分	主な事業名及び事業概要	6年度当初予算額
	(1) 困難な問題を抱える女性等への支援	5億3,118万円
一部 新	① 困難女性つながりサポート事業費 複合的な困難を抱える女性に対応するため、民間支援団体の知見を活用し、困難を抱える女性の早期発見から相談、専門相談窓口への付き添い等、課題解決に向けて、寄り添った支援を実施する。	4,141万円
新	② 困難女性自立支援事業費 困難な問題を抱える女性の意思を尊重し、状況等に応じて、社会とのつながりを持った支援を行うため、民間アパート等を借上げ、一時保護から自立に向けた支援を実施する。	3,541万円
新	③ 困難女性支援団体補助事業費 困難な問題を抱える女性を早期に発見し、自立を支援するため、ICTの活用等によるアウトリーチ支援や居場所の提供等に対して補助する。	2,207万円
新	④ 女性向け無料低額宿泊所への転換支援事業費 女性が入居可能な施設を増やすため、トイレや風呂が共同の寮タイプから、アパートタイプの施設への転換費用等に対して補助する。	207万円
新	⑤ 女性相談一時宿泊事業費 相談したその日に、帰る場所がない等の状況におかれた女性の安全や、本人の意思決定の時間を確保し、悩みや不安に寄り添った支援につなげるため、一時的な居場所を提供する。	55万円
	○ その他 困難な問題を抱える女性等支援事業費など	4億2,966万円
	(2) ジェンダー平等社会の実現	1,276万円
	ア ジェンダー平等社会の実現に向けた教育促進や意識啓発	
	⑥ かながわ男女共同参画センター人材育成・情報発信事業費 男女共同参画社会の実現に向けて、女性の社会参画やキャリア形成支援に関する講座(男性の意識改革・行動変革促進を含む)、市町村等と連携した意識啓発事業や情報発信を実施する。	461万円
一部 新	⑦ 男女共同参画実践事業費 県内企業等の女性活躍推進を始めとするダイバーシティ&インクルージョンを推進するため、会議や啓発講座を行うほか、男性が家事・育児に参画しやすい職場環境をつくるため、企業等の経営層向けセミナー等を実施する。	532万円
	⑧ ライフキャリア教育かながわモデル発信事業費 社会に出る前の中学生・高校生を対象として、男女共同参画意識を醸成し、自分らしいライフプランをデザインする力を育成するため、出前講座や啓発冊子の配布によりライフキャリア教育の普及啓発を実施する。	82万円
	イ 女性の活躍と参画の促進	
	⑨ 男女共同参画施策推進費 男女共同参画社会の実現に向けて、「かながわ男女共同参画推進プラン」を着実に推進する。	199万円

区分	主な事業名及び事業概要	6年度当初予算額
(3)	人権政策の総合的な推進	4,357万円
ア	人権教育と人権啓発の推進	
⑩	人権啓発事業費 人権問題に対する県民の理解と認識を深めるため、人権メッセージ展などの開催や啓発資料の作成・配布など幅広い人権啓発活動を行う。	3,000万円
イ	人権尊重の視点に立った行政の推進	
⑪	人権施策推進費 人権がすべての人に保障される地域社会づくりを目指して策定した「かながわ人権施策推進指針」に基づき、人権施策の総合的な企画、調整を行うほか、性的マイノリティの当事者支援事業や、ヘイトスピーチ対策事業等を実施する。	707万円
⑫	人権啓発推進費補助 県民への人権意識の一層の浸透を図るため、各分野で活動する人権団体等が実施する人権啓発講演会などの啓発活動や人権擁護活動に対して補助する。	299万円
⑬	同和問題対策推進事業費補助 同和関係団体で構成される神奈川県地域相談連絡協議会が実施する同和対策の普及啓発事業や、部落差別に起因する人権侵害相談等に対して補助する。	350万円
合 計		5億8,751万円

問合せ先					
【④】	福祉子どもみらい局福祉部	生活困窮者対策担当課長	谷川	電話	045-285-0864
【④以外】	福祉子どもみらい局共生推進本部室	人権男女共同参画担当課長	石井	電話	045-210-3630

Ⅷ 生活困窮者支援の推進

1 目的

「見えない困窮」という課題が社会に潜在化する中、生きづらさやくらしにくさを抱えながら、声を上げない・あげられない方に積極的にアプローチを行い、多様な担い手と連携し、早期に相談や支援につなげる取組を推進する。

2 予算額 9億5,422万円

3 主な事業内容

区分	主な事業名及び事業概要	6年度当初予算額
	(1) 孤独・孤立に陥っている方への支援	3億6,013万円
新	① 孤独・孤立に関する普及啓発 誰にでも起こりえる孤独・孤立の問題に社会全体で対応するため、孤独・孤立対策を発信するポータルサイトを開設するとともに、相談窓口の広報を行う。	215万円
新	② 住居不安定者実態調査事業費 住居不安定者を適切な支援につなぐため、ネットカフェに常時寝泊まりする者のデータを調査・分析し、実態の把握及び支援の周知等を行う。	934万円
新	③ 生活困窮者の就労訓練促進事業費 就労訓練事業所における生活困窮者の受入を促進するため、事業所と連携し、生活困窮者の受入体制整備に係るモデル事業を実施する	82万円
	④ 生活困窮者情報発信・啓発事業費 生活困窮者に支援情報を届けるため、ポータルサイト及びチャットボットの運営、地域のコミュニティでの出前講座等を行う。	351万円
	⑤ 市町村における包括的な支援体制の整備等 「高齢」、「障がい」、「子ども」など、属性を問わない包括的な支援体制づくりに取り組む市町村に対して、職員等を対象とした研修や、アドバイザー派遣等を行うほか、民生委員・児童委員の活動を支援する。	3億4,429万円
	(2) 深刻な課題を抱える子ども・若者への支援	4億2,628万円
	⑥ 子ども食堂支援事業費（再掲） 子ども食堂の活動継続を支援するため、子ども食堂運営者に協力金を支給する。また、子ども食堂同士のネットワーク化の推進、寄附受入や物流の調整を行うためのマッチングコーディネーターの配置、子ども食堂の情報発信力強化のための調査等を実施する。	1,516万円
一部新	⑦ ケアリーバー（児童養護施設等を退所した人）等への支援（再掲） ケアリーバー等への支援を行うため、大学等への初年度納付金及び入学後1年間の生活費用を給付する。また、一旦は自立したケアリーバーが離職等により再スタートが必要になった場合に、一人ひとりに応じた次なる自立に導いた出身施設等に対して補助する。	1億6,498万円
	⑧ 母子家庭等の自立支援の強化（再掲） 母子家庭等の経済的自立を支援するため、就業相談等による就業支援や養育費相談支援を行うとともに、養育費支払の履行を確保するため、弁護士委任（養育費取決め・強制執行）費用や保証契約費用に対して補助する。	2,120万円
一部新	⑨ ケアラー（家族などを介護する人）への支援（再掲） ケアラーを支援するため、相談窓口や支援専門員を設置するほか、居場所づくりを行う団体等及び若者ケアラー（概ね18から24歳）等への家事支援を行う市町村に対し補助する。また、新たにケアラー自身や周囲の認知を高めるため、普及啓発を行う。併せて、「かながわヤングケアラー等相談LINE」等、ヤングケアラーに対する相談体制の広報用カードを印刷し、地域の小・中・高等学校に配布することで、事業の認知度の向上を図り、相談件数の増加を目指す。	4,714万円
	⑩ ひきこもり等に対する支援 ひきこもり等の当事者や家族を支援するため、ひきこもり地域支援センターで電話相談等を行うほか、医師・弁護士等の多職種支援チームにより、伴走支援を行う市町村等を支援する。また、県内のひきこもり相談窓口を周知するため、Web広告を実施する。	4,647万円
一部新	⑪ メタバースを活用した社会参加支援 ひきこもり等の社会参加支援や障がい等による生きづらさを軽減するため、メタバース上でイベントを実施するとともに、新たに交流の場や相談窓口を設置する。	3,003万円

区分	主な事業名及び事業概要	6年度当初予算額
	⑫ 子ども・若者未来応援推進事業費（再掲） 進学や就職に困難を抱える若者たちを応援するため、NPO法人が行う進学等を応援する活動や、アウトリーチによる寄り添い支援に対して補助する。	1,098万円
一部 新	⑬ ICTを活用したいのちの相談支援体制整備事業費 若者をはじめとした悩みを抱える方がより気軽に相談できる環境を整えるため、LINEを活用した「いのちのほっとライン@かながわ」の相談対応時間延長のほか、相談窓口を案内するSNS広告の拡大により、相談体制を強化する。	9,030万円
(3) 社会的に弱い立場におかれている方への支援		8,813万円
	⑭ 外国籍県民等への多言語による支援 外国籍県民等が安全・安心に過ごすことができる環境をつくるため、「多言語支援センターかながわ」において多言語での情報支援を行う。	5,665万円
新	⑮ SNS・性的マイノリティ相談事業費 県内の性的マイノリティ(当事者の家族や関係者含む。)の方への相談対応、適切な関係機関へのつなぎ等の支援を行うため、SNSを利用した相談窓口を開設する。	1,333万円
	⑯ 女性就業支援事業費 女性の就業を支援するため、「かながわ女性キャリアカウンセリング相談室」において、キャリアカウンセリングを実施するとともに、就職支援セミナー等を実施する。	1,814万円
(4) 共助の推進に向けた仕組みづくり		300万円
	⑰ SDGsを道しるべとした社会的課題の解決促進 生活困窮者支援などの社会的課題を解決するため、かながわSDGsパートナーをはじめとした多様な主体とのパートナーシップにより、子ども食堂支援等を実施し、共助の輪を拡大する等、県民の具体的なSDGsアクションを加速化する。	300万円
○ その他 生活再建支援事業費など		7,666万円
合 計		9億5,422万円

問合せ先			
【①～④、⑫】	福祉子どもみらい局福祉部	生活困窮者対策担当課長	谷川 電話 045-285-0864
【⑤】	福祉子どもみらい局福祉部	地域福祉課 課長	笠井 電話 045-210-4740
【⑥】	福祉子どもみらい局	子どもみらい部次世代育成課 課長	深石 電話 045-210-4660
【⑦、⑧、⑨ヤングケアラー】			
	福祉子どもみらい局	子どもみらい部子ども家庭課 課長	臼井 電話 045-210-4650
【⑨ケアラー】	福祉子どもみらい局福祉部	高齢福祉課 課長	垣中 電話 045-210-4830
【⑩、⑪ひきこもり】			
	福祉子どもみらい局	子どもみらい部青少年課 課長	岩崎 電話 045-210-3830
【⑪生きづらさに悩む方】			
	福祉子どもみらい局	共生推進本部室 共生担当課長	小手 電話 045-285-0737
【⑬】	健康医療局保健医療部	精神保健医療担当課長	渡邊 電話 045-285-0227
【⑭】	国際文化観光局	国際課 課長	矢田 電話 045-210-3740
【⑮】	福祉子どもみらい局	共生推進本部室 人権男女共同参画担当課長	石井 電話 045-210-3630
【⑯】	産業労働局労働部	雇用労政課 課長	高橋 電話 045-210-5730
【⑰】	政策局いのち・未来戦略本部室	SDGs推進担当課長	湊 電話 045-285-1052

IX ともに生き支えあう社会をめざす地域福祉の推進

1 目的

共生社会の実現に向け、地域住民による支え合いの促進や地域福祉を担う人材の育成などに取り組みほか、個人の尊厳が尊重され、いきいきとした暮らしができるよう、安心して福祉サービスを利用できるしくみづくりや、自らの意思で自由に移動できるバリアフリーの街づくりを推進する。

また、生活困窮者が地域において自立した生活を送れるよう、一人ひとりの状況に応じ、相談から就労等までの寄り添った支援を行う。

2 予算額 95億9,893万円

3 主な事業内容

区分	主な事業名及び事業概要	6年度当初予算額
(1)	福祉コミュニティづくりを担う人材の育成・定着	2億8,940万円
①	民生委員児童委員活動推進事業費 民生委員・児童委員の活動の推進と資質の向上を図るため、民生委員・児童委員の活動費を負担するほか、神奈川県民生委員児童委員協議会の活動や市町村が行う民生委員・児童委員の担い手確保に向けた取組に対して補助する。	2億7,499万円
②	かながわボランティアセンター事業費補助 ボランティア活動を推進するため、広域的な立場から、福祉教育の推進やボランティアリーダー等の人材育成、当事者活動支援等を行うかながわボランティアセンターの活動に対して補助する。	206万円
○	その他 地域包括ケア推進事業費 など	1,234万円
(2)	福祉サービスを安心して利用することができるしくみづくり	3億1,089万円
③	福祉サービス第三者評価推進事業費補助 福祉サービスの質の向上及び利用者のサービス選択を支援するため、福祉サービス事業者を対象とする第三者評価機関の認証、評価調査者の研修や、評価結果の公表等を行うかながわ福祉サービス第三者評価推進機構の運営等に対して補助する。	1,034万円
④	福祉サービス利用援助事業費補助 判断能力が十分でない高齢者や障がい者等の権利擁護を推進するため、福祉サービス利用に関する援助や、日常的な金銭管理の支援等を行う日常生活自立支援事業に対して補助する。	1億2,310万円
⑤	福祉サービス苦情解決事業費補助 福祉サービス利用者の権利擁護を推進するため、福祉サービスへの苦情に対する相談・助言・あっせん等を行う苦情解決事業に対して補助する。	2,603万円
⑥	権利擁護推進事業費（医療介護基金） 成年後見制度の第三者後見の担い手を育成するため、法人後見担当者の人材育成等を行う。また、市町村が行う市民後見人の人材育成、活動支援に対して補助する。	8,904万円
⑦	かながわ成年後見推進センター事業費 判断能力が十分でない高齢者や障がい者等の権利擁護を推進するため、成年後見制度の相談や法人後見の支援等を行うかながわ成年後見推進センターを運営する。	2,169万円
○	その他 地域生活定着支援事業費など	4,067万円
(3)	バリアフリーの街づくりと心のバリアフリーの推進	1億 491万円
一部 新	⑧ バリアフリーの街づくりに向けた取組の推進 バリアフリーの街づくりの取組を推進するため、「神奈川県バリアフリー街づくり推進県民会議」を通じた普及啓発事業等を行うほか、バリアフリー情報の「見える化」に向けた検討や障害者等専用駐車区画へのソーラーカーポート設置を推進する。	2,593万円
一部 新	⑨ 障がい者文化芸術普及支援事業費 年齢や障がい等にかかわらず、誰でも文化芸術を鑑賞・創作・発表できる機会を提供するため、事業所への相談支援、人材の育成、作品発表や舞台発表などを行う。 また、「ともいきアート」として障がい者等のアート作品の魅力を広く県民に伝えるため、新たに公募展を開催する。	2,672万円

区分	主な事業名及び事業概要	6年度当初予算額
	⑩ 障害者理解促進事業費（再掲） 障がいに対する理解を促進するため、内部障がい等の方を対象としたヘルプマークの普及啓発や企業等における心のバリアフリー推進員の養成等を行う。	646万円
	○ その他 ともに生きる社会実現推進事業費など	4,579万円
(4)	生活を支える福祉の充実	88億2,441万円
	⑪ 生活困窮者自立促進支援事業費 生活困窮者等の自立の促進を図るため、自立相談支援機関の相談支援員が生活困窮者から相談を受け、就労等による自立に向けた支援を行う。また、社会資源の広域的な開拓や市域を越えたネットワークづくり等を行う。	7,255万円
	⑫ ワンストップ支援推進事業費 生活困窮者の相談をワンストップで受け止めるため、相談窓口の周知、出張相談会、相談支援員の研修等を行うことにより、相談から就労等までの寄り添った支援を推進する。	941万円
	⑬ 住居確保給付金支給費 離職または休業等により、経済的に困窮し住居を失うおそれがある方に住居と就労の機会を確保するため、家賃相当分の給付金を一定期間支給する	600万円
一部 新	⑭ 生活困窮世帯の子どもの健全育成事業費（再掲） 生活困窮世帯の子どもの健全育成のため、子ども支援員による家庭訪問、家庭学習を補完する学習の場や、安心して過ごせる居場所を運営する。また、寄附財源を活用し、自然活動や文化芸術活動などの体験活動を行う機会を提供する。	3,950万円
	⑮ 被保護者就労支援事業費 就労による経済的自立を支援するため、保健福祉事務所に就労支援員を配置し、生活保護受給者に対する就労意欲の喚起のための面接指導、公共職業安定所への同行訪問、就労後の職場定着に向けた相談等を行う。	2,301万円
	⑯ 自立支援プログラム策定実施事業費 生活保護受給者の経済的、社会的、日常生活の面での自立を支援するため、保健福祉事務所において社会貢献活動や、中間的就労の機会を提供するなど、一人ひとりの生活保護受給者にとって必要な支援を行う。	2,706万円
	⑰ 生活保護適正実施事業費 生活保護制度の適正な運営を図るため、生活保護の認定事務に係る各種調査の充実及び医療扶助の診療報酬明細書の点検等を行う。	7,108万円
	⑱ 生活保護扶助費 健康で文化的な最低限度の生活を保障し、県民生活の安心を支えるため、県所管域の生活困窮者に対して、生活保護法に基づき扶助費を支給する。	84億3,645万円
新	⑲ A I 語り部次世代継承推進事業費 戦争の体験を語る「語り部」の高齢化に対応するため、新たな継承手段として、人工知能を活用した対話型のA I 語り部を構築する。	213万円
	○ その他 遺族等対策費など	1億3,718万円
(5)	市町村における包括的な支援体制の整備	6,930万円
	⑳ 重層的支援体制構築支援事業費 「高齢」、「障がい」、「子ども」など、属性を問わない包括的な支援体制づくりに取り組む市町村に対して、職員等を対象とした研修や、アドバイザー派遣等を行う。また、社会福祉法に基づき市町村が行う重層的支援体制整備事業（多機関協働事業分）に要する経費を負担する。	6,930万円
合 計		95億9,893万円

問合せ先

【①～⑧、⑳】	福祉子どもみらい局福祉部地域福祉課	課長	笠井	電話	045-210-4740
【⑨アート】	福祉子どもみらい局共生推進本部室	共生担当課長	小手	電話	045-285-0737
【⑨相談支援、⑩】	福祉子どもみらい局福祉部障害福祉課	課長	鳥井	電話	045-210-4700
【⑪～⑬】	福祉子どもみらい局福祉部生活困窮者対策担当	課長	谷川	電話	045-285-0864
【⑭～⑲】	福祉子どもみらい局福祉部生活保護課	課長	大澤	電話	045-210-4900

一部 **新** 子ども・子育てへの支援

1 目的

全ての子どもが健やかに成長し、県民が安心して子どもを生み、育てることができる社会を実現するため、結婚・妊娠・出産・育児の切れ目ない支援に取り組むとともに、あたたかいコミュニティの創出や、社会全体で子ども・子育てを応援する機運醸成を行う。

2 予算額 1,014 億 1,006 万円

3 主な事業内容

(1) 結婚・妊娠・出産・育児の切れ目ない支援 184 億 2,591 万円
 ア 恋カナ！プロジェクト事業費 4,179 万円

結婚に向けた機運醸成を図るため、市町村等と連携したイベントを開催するとともに、結婚支援コンシェルジュを配置し、市町村や結婚を希望する方を支援する。

恋カナ！婚活イベントの実施状況



(連携 ベトナムフェスタ in 神奈川 2023)



(連携 リビエラ逗子マリーナ (かながわシープロジェクト))

イ 結婚新生活支援事業推進費補助 10 億 8,810 万円

結婚に対する経済的不安を軽減し、若い世代の結婚を後押しするため、結婚に伴う新生活に係る費用（新居の家賃、引越費用等）について、市町村と一体となって支援する。

新 ウ 妊娠・出産支援の強化 3 億 6,263 万円

市町村と連携して先進医療に指定されている不妊治療費を助成するとともに、若い男女が、妊娠・出産を含む将来のライフプランを考えて、日々の生活や健康に向き合うプレコンセプションケアを推進する。

一部 **新** エ 小児・ひとり親家庭等への医療費助成 93 億 6,068 万円

小児・ひとり親家庭等の医療費助成を実施する市町村に対して補助する。

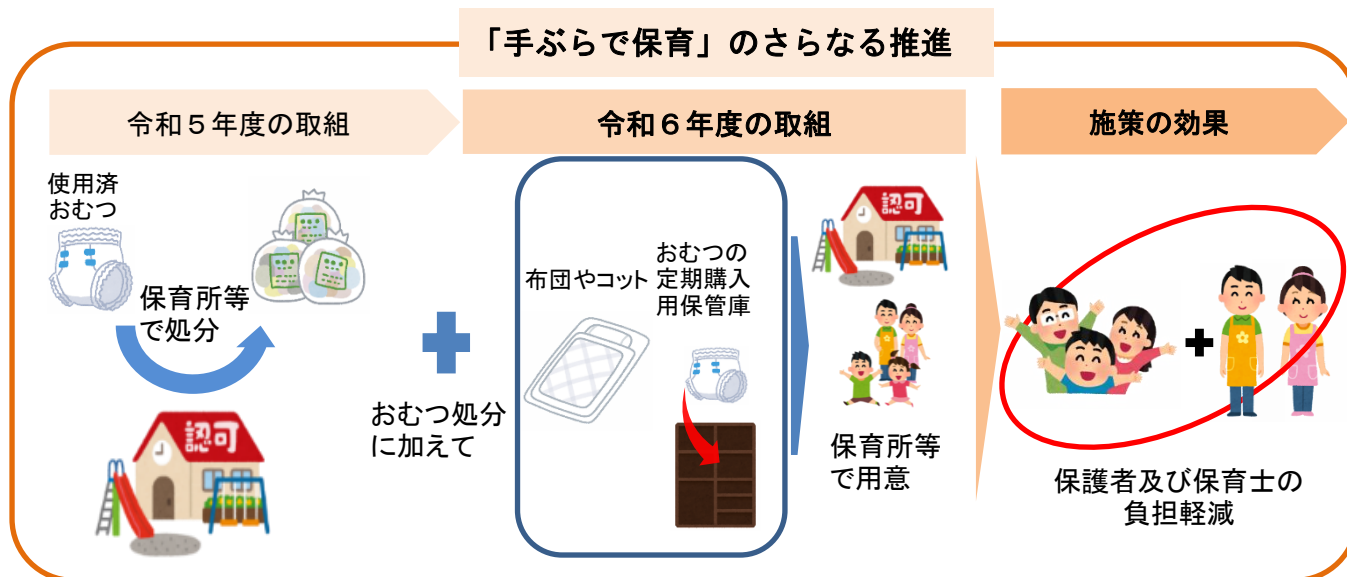
※政令市・中核市への補助率格差を解消

- ▶小児医療費助成 政令市補助率 1 / 4 ⇒ 1 / 3
- ▶ひとり親家庭等医療費助成 政令市・中核市補助率 1 / 3 ⇒ 1 / 2

一部⑨ オ 「手ぶらで保育」の推進

3億3,224万円

保護者及び保育士双方の負担を軽減するため、乳幼児の使用済み紙おむつの処分に加え、新たにお昼寝用コット（簡易ベッド）、おむつ保管庫などの物品等を整備する保育所等を支援する市町村に対して補助する。

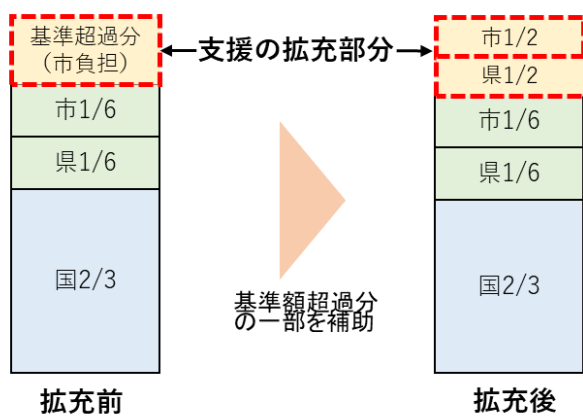


一部⑩ カ 放課後児童クラブ施設整備等に対する支援の拡充

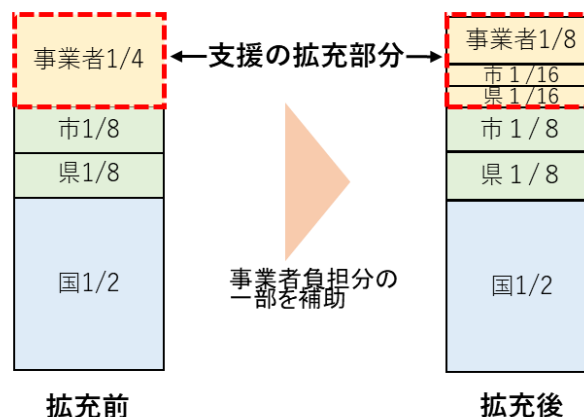
1億5,142万円

放課後児童クラブの整備を促進するため、新たに国が定める補助基準額を超える市町村負担や事業者負担に対して補助する。

○市町村設置



○事業者設置



一部⑪ キ 私立高等学校等生徒学費補助の拡充

43億9,425万円

私立高校等に通う家庭の経済的負担を軽減するため、年収約700万円未満の世帯までの授業料及び住民税非課税世帯までの入学金の実質無償化を継続する。多子世帯については、授業料実質無償化の対象を年収約910万円未満まで拡大するとともに、年齢要件を緩和する。

令和5年度まで	令和6年度から拡充
○ 年収約700万円（多子世帯は約800万円）未満世帯を対象に授業料を実質無償化。	○ 年収約700万円（多子世帯は約910万円）未満世帯を対象に授業料を実質無償化<年収上限引上げ>。
※ 多子世帯：15歳以上23歳未満の扶養している子ども（中学生を除く）が3人以上いる世帯	※ 多子世帯：23歳未満の扶養している子どもが3人以上いる世帯<年齢要件緩和>

⑧ ク 仕事と育児等を両立できる職場環境整備の促進

8,160万円

ワーク・ライフ・バランスを推進するため、仕事と育児や不妊治療等を両立できる職場環境の整備や、男性の育児休業取得促進に取り組む県内中小企業に対して奨励金を交付する。

コース	主な交付要件	交付金額
仕事と育児の両立	① 県主催セミナーへの参加 ② 仕事と育児の両立に資する制度の創設 ③ 社内研修の実施	20万円
仕事と不妊治療等の両立	① 県主催セミナーへの参加 ② 社内における実態把握調査の実施 ③ 仕事と不妊治療等の両立に資する制度の創設 ④ 社内への相談窓口の設置 ⑤ 社内研修の実施	20万円
男性育児休業取得促進	① 子の出生後2歳に達するまでの間に男性従業員が育児休業を取得 ② 育児休業終了後に原職復帰して1か月以上雇用 (交付金額) 育児休業期間10日以上30日未満：20万円 育児休業期間30日以上：50万円	(左記参照)

その他 ひとり親家庭放課後児童クラブ利用料支援事業費補助など

26億1,318万円

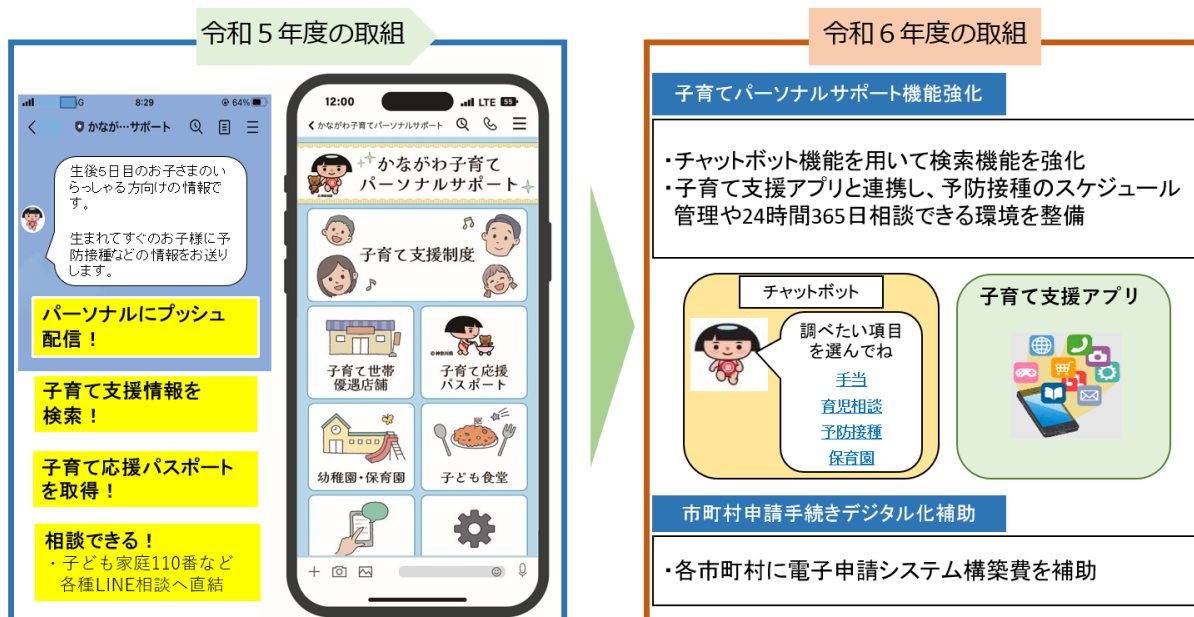
(2) あたたかいコミュニティの創出

2億2,675万円

一部⑧ ア かながわ子育てパーソナルサポートの機能強化

1億2,930万円

かながわ子育てパーソナルサポートへチャットボットを導入するとともに、子育て支援アプリとの連携を行う。また、本サービスを通して市町村の各種申請手続きが可能となるよう、市町村が行うシステム構築に対して補助する。



その他 子ども・子育て充実市町村提案事業費補助など

9,745万円

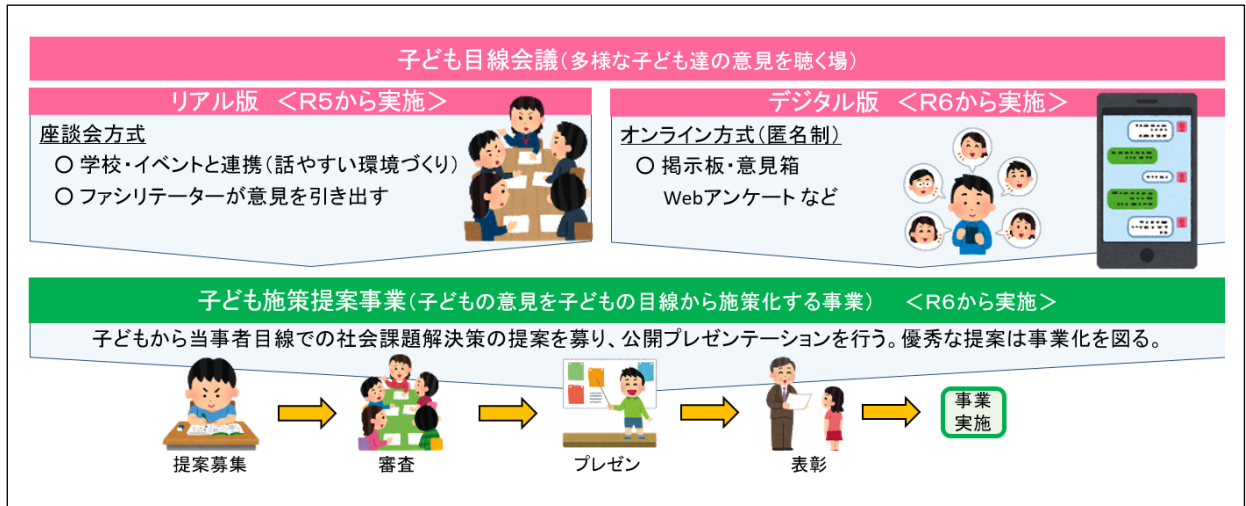
(3) 社会全体で、子ども・子育てを応援する機運醸成

5,918万円

一部⑨ ア 子どもの意見反映

2,554万円

こども基本法に基づき、県の施策に広く子どもの意見を反映するため、対面やインターネット掲示板などの手法で多様な子どもたちの声を聴く機会を創出するとともに、集まった課題認識を基に、子ども目線による事業提案を受け、採択した事業を実施する。



その他 こどもまんなか機運醸成事業費など

3,363万円

(4) 幼児期の教育・保育の提供体制の確保・充実等

826億9,822万円

問合せ先

【3(1)ア、イ】	福祉子どもみらい局子どもみらい部青少年課	課長 岩崎	電話 045-210-3830
【3(1)ウ】	健康医療局保健医療部健康増進課	課長 渡邊	電話 045-210-4770
【3(1)エ】	福祉子どもみらい局子どもみらい部子ども家庭課	課長 臼井	電話 045-210-4650
【3(1)オ、カ、(2)ア、(3)ア】	福祉子どもみらい局子どもみらい部次世代育成課	課長 深石	電話 045-210-4660
【3(1)キ】	福祉子どもみらい局子どもみらい部私学振興課	課長 山田	電話 045-210-3760
【3(1)ク】	産業労働局労働部雇用労政課	課長 高橋	電話 045-210-5730

一部^新 私立高等学校等就学支援策の拡充

1 目的

家庭の状況にかかわらず、すべての意志ある高校生等が安心して勉学に打ち込めるよう、高等学校等就学支援金及び高等学校等生徒学費補助により、家庭の教育費負担の軽減を図る。

2 予算額 142億124万円

3 事業内容

(1) 「国の就学支援金」による支援 98億699万円

家庭の状況にかかわらず、すべての意志ある高校生等が安心して勉学に打ち込める社会をつくるため、国の費用により、家庭の教育費負担を軽減する。

対象校種：高等学校、中等教育学校(後期課程)、特別支援学校高等部、専修学校(高等課程)、各種学校のうち一定の要件を満たす外国人学校

一部^新 (2) 私立高等学校等生徒学費補助の拡充 43億9,425万円

年収約700万円未満の世帯までの授業料及び住民税非課税世帯までの入学金の実質無償化を継続する。**多子世帯については、授業料実質無償化の対象を年収約910万円未満まで拡大するとともに、年齢要件を緩和する。**

対象校種：高等学校、中等教育学校(後期課程)、専修学校(高等課程)等

(令和6年度支援内容)

	授業料補助		入学金補助	
	① 高等学校等就学支援金(国)	② 学費補助金(県)	② 学費補助金(県)	
生活保護～ 住民税非課税世帯	396,000円 (通信制 297,000円)	+ 72,000円 (通信制 171,000円)	211,000円	→ 授業料 468,000円 入学金 211,000円
	270万円～ 590万円未満	396,000円 (通信制 297,000円)	+ 72,000円 (通信制 171,000円)	100,000円 → 授業料 468,000円 入学金 100,000円
590万円～ 700万円未満	118,800円 +	349,200円	100,000円 →	授業料 193,200円 入学金 100,000円
700万円～ 750万円未満	118,800円 +	74,400円	100,000円 →	授業料 468,000円 入学金 100,000円
多子世帯	118,800円 +	349,200円	100,000円 →	授業料 118,800円
750万円～ 910万円未満	118,800円			→ 授業料 468,000円
多子世帯	118,800円 +	349,200円		→ 授業料

※モデル世帯… 両親・高校生・中学生の4人家族で、両親の一方が給与所得者として働いている世帯

※多子世帯… 23歳未満の扶養している子どもが3人以上いる世帯

(令和6年度から拡充)

令和5年度まで	令和6年度から拡充
○ 年収約700万円(多子世帯は約800万円)未満世帯を対象に授業料を実質無償化。 ※ 多子世帯：15歳以上23歳未満の扶養している子ども(中学生を除く)が3人以上いる世帯	○ 年収約700万円(多子世帯は約910万円)未満世帯を対象に授業料を実質無償化<年収上限引上げ>。 ※ 多子世帯：23歳未満の扶養している子どもが3人以上いる世帯<年齢要件緩和>

問合せ先

福祉子どもみらい局子どもみらい部私学振興課 課長 山田 電話 045-210-3760

私立学校経常費補助

1 目的

教育条件の維持向上、修学上の経済的負担の軽減及び学校経営の健全性の向上を図るため、私立学校の経常的な経費及び特色ある教育に対して補助する。

2 予算額 429億6,174万円

3 補助額の算定

経常費補助は、教職員人件費と教育に要する経費を対象とする一般補助と、特色ある教育や子育て支援のための経費を対象とする特別補助に分けて算定する。

なお、一般補助については、平成12年度から導入した「標準的運営費方式」により補助額を算定する。

(1) 一般補助	420億1,162万円
・高等学校	224億7,223万円
・中等教育学校	8億 300万円
・中学校	63億1,182万円
・小学校	27億4,325万円
・特別支援学校	5億9,688万円
・幼稚園	72億1,712万円
・専修学校、各種学校	18億6,728万円

(2) 特別補助	9億5,012万円
----------	-----------

ア 私立高等学校等教育改革推進費補助	5億5,940万円
--------------------	-----------

(ア) 目的

教育振興基本計画や新学習指導要領を踏まえた特色ある取組を推進するため、私立学校に対し補助する。

(イ) 主な補助対象事業

- ・外国語教育の強化、多様な職業体験、安全確保の推進、ICT教育環境の整備推進
- ・不登校生徒対策（高等学校）
- ・体育活動・文化活動の推進（高等学校、中等教育学校）

イ 私立幼稚園等預かり保育推進費補助	2億6,531万円
--------------------	-----------

(イ) 目的

保育ニーズに対応するため、正規の教育時間前後及び休業日に、専任の担当教員を配置して預かり保育を実施する幼稚園等に対し補助する。

(イ) 補助対象事業

- ・ 課業期間中に年間を通じて継続的に開園日の4/5以上の日数で実施
- ・ 休業日（土日等）に年間を通じて継続的に19日以上実施
- ・ 長期休業日に10日以上実施

ウ 私立幼稚園等地域開放推進費補助

1億2,540万円

(ア) 目的

地域との連携を深めるため、保護者に対する教育相談事業や地域とのふれあい交流事業などを行う幼稚園等に対し補助する。

(イ) 補助対象事業

- ・ 子育て相談
- ・ 教育相談事業、子育て講演会
- ・ セミナー等の開催事業、親子のふれあい交流事業（親子で参加する教室、子育てサークル活動など）、園地・園舎の開放事業、地域とのふれあい交流事業（外国人、障がい者、高齢者、地域住民との交流）

問合せ先

福祉子どもみらい局子どもみらい部私学振興課 課長 山田 電話 045-210-3760

一部^新 当事者目線の障がい福祉の実現

1 目的

当事者目線に立った障がい福祉の実現を目指し、「神奈川県当事者目線の障害福祉推進条例～ともに生きる社会を目指して～」及び「ともに生きる社会かながわ憲章」の理念の普及を押し進めるとともに、障がい児・者の障がい特性等に応じた、生活を支えるサービスの更なる充実強化に取り組む。

2 予算額 898億4,018万円

3 主な事業内容

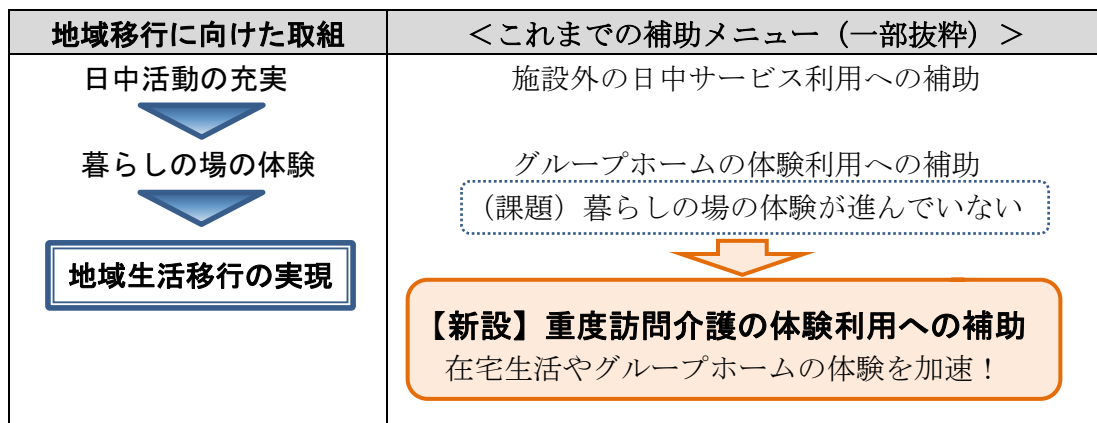
(1) 中井やまゆり園等の県立障害者支援施設における地域生活移行の取組 8,960万円

ア 施設利用者の質の高い生活の確保 632万円

当事者の意見を施設運営に反映するため、障がい当事者が施設を巡回し、職員との意見交換を行う。また、支援改善アドバイザーや支援サポート員を配置する。

一部^新 イ 日中活動・体験の充実 6,099万円

施設利用者の地域生活移行に向けて、グループホーム体験の場の確保や施設外活動を充実させるとともに、活動をコーディネートする専門職員を配置する。また、重度訪問介護相当サービスの体験利用を提供した事業所に対する補助を新たに実施する。



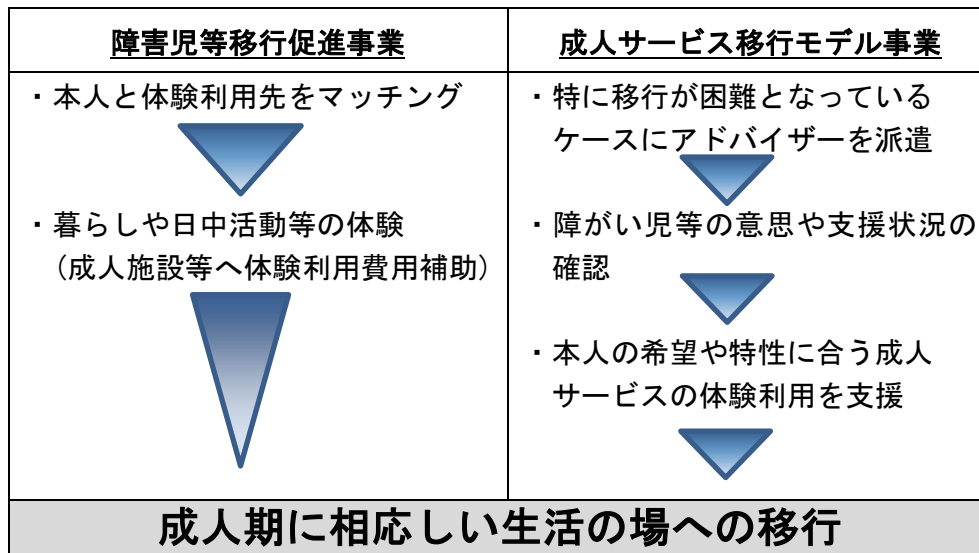
一部^新 ウ 地域生活への移行 2,229万円

施設利用者の地域生活移行先となるグループホームの体制整備や、移行後の生活の場となる在宅サービス等の確保を支援する。また、施設利用者を受け入れるグループホームの設置等を検討するため、先駆的なグループホーム運営の事例調査を新たに実施する。

⑩ ア 地域資源（障がい児への支援）の充実

942 万円

障がい児及び過齢児の成人サービス移行を促進するため、本人の希望と体験利用先をマッチングする会議を設置するほか、体験利用を受け入れた成人施設等に対して補助する。また、成人サービス移行に係る本人の意思決定を支援するアドバイザーを派遣する。



⑪ イ 障害福祉サービス等の提供に係る検討会

360 万円

湘南東部圏域における重症心身障がい児者や医療的ケアを必要とする方の地域生活を支えるため、支援体制に関する課題や対策を検討する。また、知的障がい児者の医療課題について、医療、福祉両面から対策を検討する。

⑫ ウ 障害サービス事業所就労実態調査事業費

400 万円

障害福祉分野における人材確保策を的確に講じるため、障害福祉事業所における就労実態や人材育成の取組を調査する。

⑬ エ ソーラーカーポート設置促進事業費補助

1,800 万円


悪天候の中でも車椅子使用者等が安心して外出できる環境づくりのため、商業施設等における障害者等専用駐車区画へのソーラーカーポートの設置に対して補助する。



⑩ オ 障がいに対する理解促進


2,332万円

障がいに対する理解促進を図るため、趣味やサークル活動などを中心とした誰もが気軽に参加できる共生の場を創出する。また、県民意識を醸成するため、当事者目線の障害福祉について発信する全国フォーラムを開催する。



📖 「みんなで読める 神奈川県当事者目線障害福祉推進条例～ともに生きる社会を目指して～」

📷 全国フォーラムのイメージ



⑪ カ 相談支援体制の充実

5,731万円

当事者目線に立った相談支援の取組を推進するため、障がい者の支援に自ら携わる障がい当事者（ピアサポーター）の養成を行う研修を実施する。また、聴覚障がい児が早期から必要な支援を受けられるよう、相談窓口を設置するとともに、家族教室の開催や聴覚障がい児が通う関係施設への巡回支援等を実施する。

⑫ キ 「当事者目線」の精神科医療の実現

6,226万円

精神障がい者が安心して精神科医療を受けられるよう、精神科病院の実態調査や虐待通報窓口の設置を行うほか、精神科病院が見守りカメラを導入する費用に対して補助する。また、入院患者の地域生活移行を支援するため、訪問支援員等を病院に派遣する。



(訪問支援員等による地域生活移行のスキーム図)

ク 地域生活移行に向けた受け皿の確保 7 億 6,129 万円

精神障がい者を含む障がいの地域生活移行を促進するため、日中活動等の場及びグループホームの整備に対して補助する。また、市町村と協調して、グループホームの運営に必要な費用や、在宅支援、地域社会参加支援等に必要取組に対して補助する。

⑧ ケ 市町村重度訪問介護等支援事業費補助 2 億 8,449 万円

重度訪問介護等の訪問系サービスに係る介護給付費等において、国庫負担基準額を超えて負担している市町村（政令市、中核市及び人口 30 万人以上の市町村を除く）に対して補助する。

一部⑨ コ 障害者就業・生活支援センター事業 1 億 1,868 万円

雇用促進法により設置している障害者就業・生活支援センター 8 か所において、障がいの就労に伴う生活支援を実施する。また、近年増加傾向にある精神障がい者からの相談に適切に対応するため、高い専門性を持った職員を新たに配置する。

一部⑩ サ 重度障害者医療費・外国籍県民等福祉給付金の助成 63 億 4,462 万円

重度障害者医療費・外国籍県民等福祉給付金の助成を実施する市町村に対して補助する。

※政令市・中核市への補助格差を解消

▶重度障害者医療費	政令市・中核市補助率	1 / 3 ⇒ 1 / 2
▶外国籍県民等福祉給付金	政令市補助率	0 ⇒ 1 / 2
	中核市補助率	1 / 3 ⇒ 1 / 2

(3) 障害福祉サービス等をさらに強化する取組 820 億 6,355 万円

問合せ先

【 3 (1)、(2)ア、イ、ク】

福祉子どもみらい局福祉部障害サービス課 課長 高橋 電話 045-210-4702

【 3 (2)ウ、エ】

福祉子どもみらい局福祉部地域福祉課 課長 笠井 電話 045-210-4740

【 3 (2)オ：共生の場】

福祉子どもみらい局共生推進本部室 共生担当課長 小手 電話 045-285-0737

【 3 (2)オ：フォーラム】

福祉子どもみらい局共生推進本部室
当事者目線障害福祉担当課長 平野 電話 045-285-0526

【 3 (2)カ、ケ、コ、サ：重度障害者医療費】

福祉子どもみらい局福祉部障害福祉課 課長 鳥井 電話 045-210-4700

【 3 (2)キ】

健康医療局保健医療部 精神保健医療担当課長 渡邊 電話 045-285-0227

【 3 (2)サ：外国籍県民等福祉給付金】

福祉子どもみらい局福祉部生活援護課 課長 大澤 電話 045-210-4900

新 県立障害者支援施設の方向性ビジョンに沿った取組

1 目的

いのち輝く地域共生社会の実現を目指し、「県立障害者支援施設の方向性ビジョン」に定めた県立施設の方向性を通じて、当事者目線の障がい福祉に取り組んでいく。

<県立施設の方向性>

県立施設として継続 地方独立行政法人による運営に移行する	中井やまゆり園
民間法人へ移譲 〔 移譲に向けて、利用者や家族、現指定管理者（指定管理施設のみ）の意向も踏まえながら、移譲の時期、相手先や条件の検討を進め、調整がついた施設から順次、移譲していく。 〕	さがみ緑風園 厚木精華園 三浦しらとり園
引き続き方向性を検討 (指定管理や施設の再整備の状況を踏まえて、引き続き検討していく。)	芹が谷やまゆり園 津久井やまゆり園 愛名やまゆり園

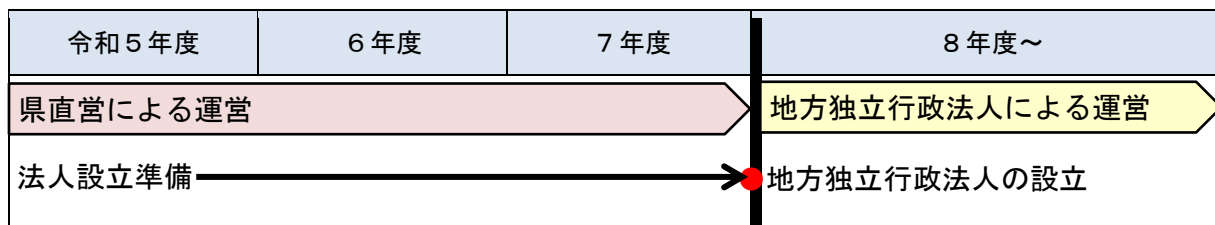
2 予算額 1億2,292万円

3 事業内容

① (1) 地方独立行政法人移行準備費 2,657万円

中井やまゆり園を運営する地方独立行政法人の設立に向けて、地方独立行政法人の財務会計・人事給与制度の構築、情報システムの導入、資産の整理等の検討・準備を行う。

<地方独立行政法人による運営へ向けた移行スケジュール>



① (2) 県立障害福祉施設調査費 9,534万円

地方独立行政法人への移行、民間法人への移譲や再整備を行うため、アスベスト調査及び土地の測量を行う。

⑨ (3) 福祉を科学する検討会推進事業費

100万円

先進的な取組を行う事業所等の実態調査により、好事例の収集等を行うとともに、検討会を実施して効果的な支援体制や研究体制等を検討し、報告書にまとめ、今後の県立施設の役割である福祉科学研究へとつなげる。

問合せ先

福祉子どもみらい局福祉部 県立障害者施設指導担当課長 藤澤 電話 045-285-0214

ともに生きる社会の実現に向けた取組

1 目的

「神奈川県当事者目線の障害福祉推進条例～ともに生きる社会を目指して～」や「ともに生きる社会かながわ憲章」の理念の普及啓発のため、駅や公共施設内でのポスター掲示や地域イベントでのチラシ配布等を行う。また、障がい者団体等の活躍を、ホームページやSNSなど様々な媒体を活用して紹介する。

2 予算額 4,071 万円

3 事業内容

- | | |
|--|----------|
| (1) 様々な媒体を活用した広報 | 1,738 万円 |
| 県のたよりやポスター掲示など様々な媒体を活用することで、「ともに生きる社会かながわ憲章」の効果的な広報等を行う。 | |
| (2) 企業等との連携 | 634 万円 |
| ホームページで障がい者団体等の活動の情報発信を行うとともに、イベント主催者とマッチングさせ、マッチングしたイベントで普及啓発を行う。 | |
| (3) 大学との連携 | 231 万円 |
| 大学生による共生社会の実現に向けた取組を支援するとともに、その活動内容を発表する機会を設ける。 | |
| (4) 「ともに生きる社会かながわ憲章」の普及啓発物品の作成等 | 350 万円 |
| イベント等で配布する広報グッズやチラシ等の普及啓発物品を作成する。 | |
| (5) 津久井やまゆり園事件追悼式 | 882 万円 |
| 「津久井やまゆり園事件追悼式」を実施する。 | |
| (6) 憲章の普及啓発のための地域イベントへの参加 | 233 万円 |
| イベント等に参加し、広報グッズやチラシ等の普及啓発物品を配布する。 | |



(1) 様々な媒体を活用した広報
ホームドア広告



(5) 津久井やまゆり園事件追悼式
モニュメントでの献花



問合せ先

福祉子どもみらい局共生推進本部室 共生担当課長 小手 電話 045-285-0737

一部^新 困難な問題を抱える女性等への支援

1 目的

困難な問題を抱える女性等が自立し、安心して自分らしく暮らすことができる社会の実現をめざして、「かながわ困難な問題を抱える女性等支援計画(仮称)」に基づき、各種施策を展開する。

2 予算額 5億8,751万円

3 主な事業内容

一部^新 (1) 困難女性つながりサポート事業費

4,141万円

複合的な困難を抱える女性に対応するため、民間支援団体の知見を活用し、困難を抱える女性の早期発見から相談、専門相談窓口への付き添い等、課題解決に向けて、寄り添った支援を実施する。

相談から付き添いまで、必要な支援につなげる女性のための総合相談窓口を設置

アウトリーチ

相談に至っていない方の
早期発見

私はどこかに相談していいの？
でも、どこに何をどうやって？
そもそも何が問題だろう…？

同行

行政窓口、専門機関の
相談に同行

相談

電話、メール、SNS、
面接、広い間口で対応



課題の切分け

相談者の課題を切り分けて整理
した上で、支援メニューを作成

居場所の提供

支援者や他の当事者とな
がりが持てる居場所を提供



各種施策に基づく専門相談(支援)へ

② (2) 困難女性自立支援事業費

3,541 万円

困難な問題を抱える女性の意思を尊重し、状況等に応じて、社会とのつながりを持った支援を行うため、民間アパート等を借上げ、一時保護から自立に向けた支援を実施する。



既存施設に加え、当事者のニーズに応じた新たな施設を追加



③ (3) 困難女性支援団体補助事業費

2,207 万円

困難な問題を抱える女性を早期に発見し、自立を支援するため、ICTの活用等によるアウトリーチ支援や居場所の提供等に対して補助する。

④ (4) 女性向け無料低額宿泊所への転換支援事業費

207 万円

女性が入居可能な施設を増やすため、トイレや風呂が共同の寮タイプから、アパートタイプの施設への転換費用等に対して補助する。

⑤ (5) 女性相談一時宿泊事業費

55 万円

相談したその日に、帰る場所がない等の状況におかれた女性の安全や、本人の意思決定の時間を確保し、悩みや不安に寄り添った支援につなげるため、一時的な居場所を提供する。

その他 人権・男女共同参画施策の推進など

4 億 8,599 万円

問合せ先

【3(1)～(3)、(5)】

福祉子どもみらい局共生推進本部室 人権男女共同参画担当課長 石井 電話 045-210-3630

【3(4)】福祉子どもみらい局福祉部 生活困窮者対策担当課長 谷川 電話 045-285-0864

一部 **新** 生活困窮者支援の推進
 ～生きづらさ・くらしにくさを抱える方への支援～

1 目的

「見えない困窮」という課題が社会に潜在化する中、生きづらさやくらしにくさを抱えながら、声を上げない・あげられない方に積極的にアプローチを行い、多様な担い手と連携し、早期に相談や支援につなげる取組を推進する。

2 予算額 9億5,422万円

3 主な事業内容

㊦ (1) 孤独・孤立に関する普及啓発 215万円

誰にでも起こりえる孤独・孤立の問題に社会全体で対応するため、孤独・孤立対策を発信するポータルサイトを開設するとともに、相談窓口の広報を行う。

㊦ (2) 住居不安定者実態調査事業費 934万円

住居不安定者を適切な支援につなぐため、ネットカフェに常時寝泊まりする者のデータを調査・分析し、実態の把握及び支援の周知等を行う。

一部 ㊦ (3) メタバースを活用した社会参加支援 3,003万円

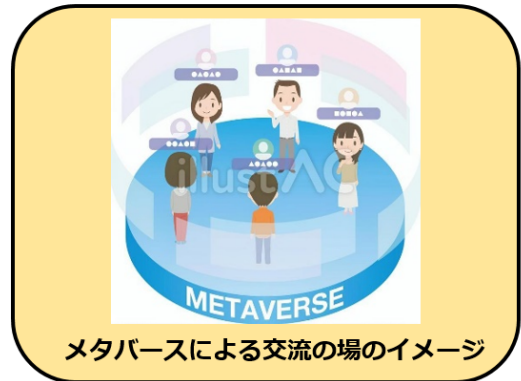
ひきこもり等の社会参加支援や障がい等による生きづらさを軽減するため、メタバース上でイベントを実施するとともに、新たに交流の場や相談窓口を設置する。

令和6年度

メタバース内に、
ひきこもり当事者等の相談窓口と交流の場を設置

・ 社会参加のきっかけとなる**イベント**や**相談窓口**を設置

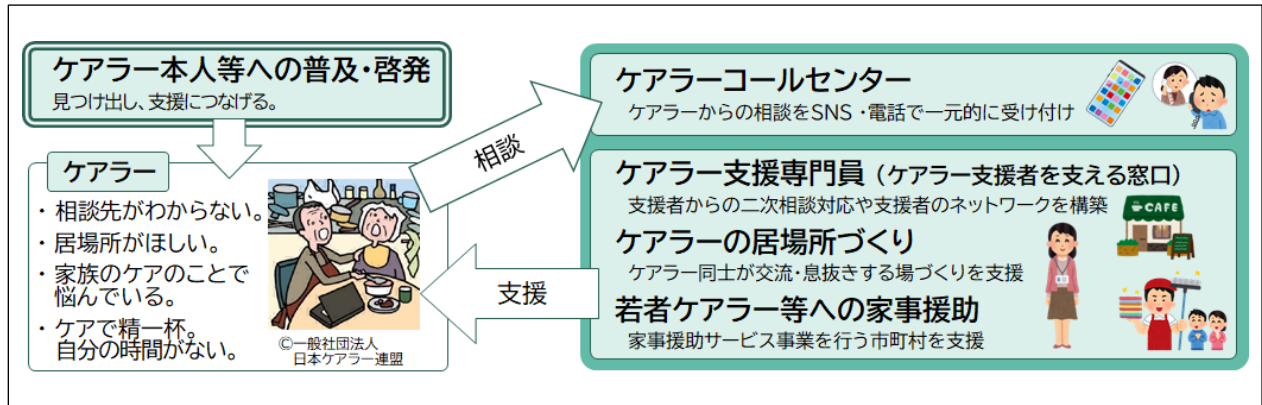
・ 悩みの解消などのため**交流の場**を開設



一部④ (4) ケアラー（家族などを介護する人）への支援

4,714 万円

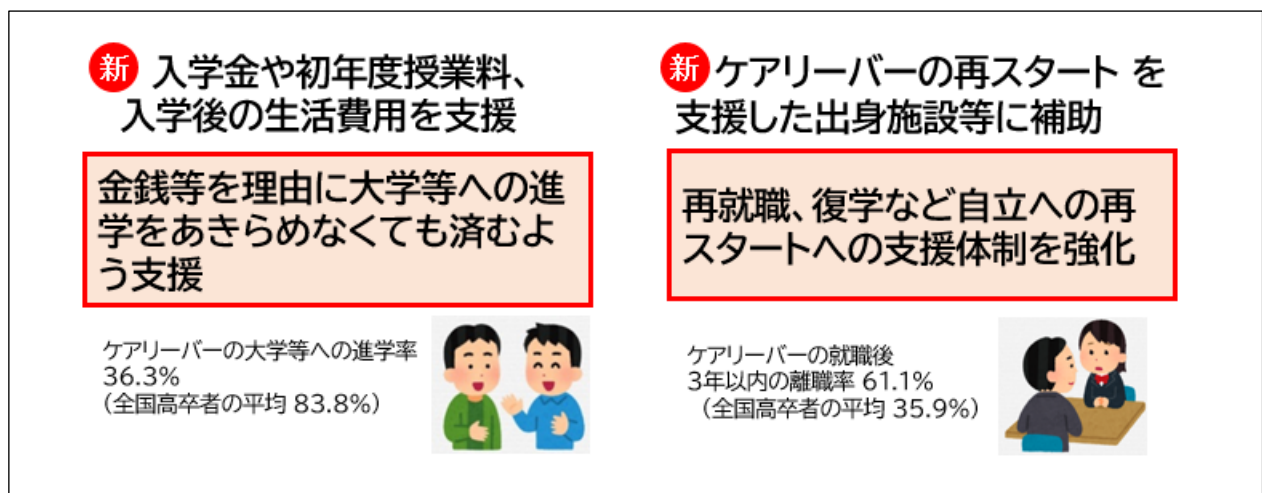
ケアラーを支援するため、相談窓口や支援専門員を設置するほか、居場所づくりを行う団体等及び若者ケアラー(概ね 18 から 24 歳)等への家事支援を行う市町村に対し補助する。また、新たにケアラー自身や周囲の認知を高めるため、普及啓発を行う。併せて、「かながわヤングケアラー等相談 LINE」等、ヤングケアラーに対する相談体制の広報用カードを印刷し、地域の小・中・高等学校に配布することで、事業の認知度の向上を図り、相談件数の増加を目指す。



一部④ (5) ケアリーバー（児童養護施設等を退所した人）等への支援

1 億 6,498 万円

ケアリーバー等への支援を行うため、大学等への初年度納付金及び入学後 1 年間の生活費用を給付する。また、一旦は自立したケアリーバーが離職等により再スタートが必要になった場合に、一人ひとりに応じた次なる自立に導いた出身施設等に対して補助する。



その他 SNS・性的マイノリティ相談事業費など

7 億 57 万円

問合せ先

【3 (1)、(2) 福祉子どもみらい局福祉部 生活困窮者対策担当課長 谷川 電話 045-285-0864

【3 (3):ひきこもり】

福祉子どもみらい局子どもみらい部青少年課 課長 岩崎 電話 045-210-3830

【3 (3):生きづらさを抱えた方】

福祉子どもみらい局共生推進本部室 共生担当課長 小手 電話 045-285-0737

【3 (4)ケアラー】

福祉子どもみらい局福祉部高齢福祉課 課長 垣中 電話 045-210-4830

【3 (4)ヤングケアラー、(5)】

福祉子どもみらい局子どもみらい部子ども家庭課 課長 臼井 電話 045-210-4650

【事業の対象区域】

- ① 全市町村
- ② 政令市を除く市町村
- ③ 政令市・中核市を除く市町村
- ④ 政令市・中核市・保健所政令市を除く市町村
- ⑤ 横浜市、川崎市を除く市町村
- ⑥ 町村のみ
- ⑦ 特定市町村
- ⑧ その他

<参考>令和6年度主要事業体系図

子ども・子育てへの支援

施策1
子ども・子育て
を支える社会
環境の整備

1 結婚・妊娠・出産・
育児の切れ目ない支
援

2 あたためたいコミュニ
ティの創出

3 社会全体で、子ど
も・子育てを応援する
機運醸成

4 幼児期の教育・保
育の提供体制の確
保・充実等

(1)幼稚園教諭、保育士、
保育教諭の確保・育成

(2)ニーズに応じた幼児
期の教育・保育の提供

ア	恋カナ！プロジェクト事業費	4,179万円 ①
イ	マッチングアプリ利用促進連携事業費	462万円 ①
ウ	結婚新生活支援事業推進費補助	10億8,810万円 ①
エ	一部(新) 小児医療費助成事業費補助	74億5,094万円 ①
オ	一部(新) ひとり親家庭等医療費助成事業費補助	19億 973万円 ①
カ	(新) 手ぶらで保育スタートアップ支援事業費補助	1億7,191万円 ①
キ	保育所等紙おむつ処分事業費補助	1億1,478万円 ①
ク	保育所等感染症対策設備整備事業費補助	4,554万円 ③
ケ	インクルーシブ保育推進事業費	99万円 ①
コ	(新) インクルーシブ保育推進地域モデル事業費	1,053万円 ①
サ	(新) 私立幼稚園等子ども・子育て支援機能向上事業費補助	6,000万円 ①
シ	放課後児童健全育成事業費補助(投資)	1億4,136万円 ①
ス	(新) 放課後児童クラブ施設整備等支援事業費補助	1,005万円 ①
セ	(新) ひとり親家庭放課後児童クラブ利用料支援事業費補助	1億1,655万円 ①
ソ	(新) 私立学校防犯対策強化事業費補助	1億円 ①
タ	一部(新) 私立高等学校等生徒学費補助金等	42億1,720万円 ①
チ	外国人学校生徒等学費補助金	1億7,705万円 ①
ツ	地域少子化対策重点推進交付金事業費補助(市町村事業)	2億1,275万円 ①
テ	(新) 子どものオンライン学習支援モデル事業費	542万円 ①
ト	(新) こどもの居場所づくり推進モデル創出事業費	682万円 ①
ア	子育てパーソナルサポート事業費	930万円 ①
イ	(新) 子育てパーソナルサポート機能強化事業費	2,000万円 ①
ウ	(新) 市町村申請手続きデジタル化事業費補助	1億円 ①
エ	子どもの生活状況調査事業費	1,973万円 ①
オ	(新) 子ども・子育て充実市町村提案事業費補助	5,009万円 ①
ア	こどもまんなか機運醸成事業費	2,763万円 ①
イ	子どもの意見聴取機会の創出事業費	300万円 ①
ウ	(新) デジタル版子どもの意見聴取機会の創出事業費	1,254万円 ①
エ	(新) 子ども政策提案事業費	1,000万円 ①
ア	地域限定保育士試験実施事業費	7,597万円 ①
イ	保育エキスパート等養成事業費	7,343万円 ①
ウ	子ども・子育て支援人材確保育成事業費	9,858万円 ①
(ア)	保育士・保育所支援センター事業費	920万円 ①
(イ)	保育士等確保対策事業費	28万円 ①
(ウ)	子育て支援員研修事業費	1,600万円 ①
(エ)	放課後児童支援員認定資格研修事業費	2,103万円 ①
(オ)	放課後児童支援員等資質向上研修事業費	1,783万円 ①
エ	保育補助者雇上強化事業費補助	3,954万円 ③
オ	保育体制強化事業費補助	2億3,576万円 ①
カ	養成施設就職促進事業費	252万円 ③
キ	短時間保育士雇上事業費補助	834万円 ③
ク	幼稚園教員復帰等支援事業費	172万円 ①
ア	子ども・子育て支援給付費負担金	629億2,425万円 ①
(ア)	施設型給付費負担金	580億6,820万円 ①
(イ)	地域型保育給付費負担金	48億5,604万円 ①
イ	私設保育施設等利用給付費負担金	8億6,756万円 ①
ウ	医療的ケア児受入促進事業費	130万円 ③
エ	保育環境向上等事業費補助	3,688万円 ③
オ	私立幼稚園等預かり保育推進費補助	2億6,531万円 ①
カ	私立幼稚園利用給付費負担金	34億9,797万円 ①
キ	実費徴収補給給付事業費補助(私立幼稚園)	2,681万円 ①
ク	私立幼稚園施設整備費等補助	2億 938万円 ①
ケ	安心こども交付金事業費	197万円 ①
(ア)	保育所等緊急整備事業費補助	92万円 ①
(イ)	保育所緊急整備事業費補助(低年齢児特化型分園)	105万円 ①
コ	都市部保育所等賃借料支援事業費補助	5億8,212万円 ①
サ	保育緊急対策事業費補助	1億3,600万円 ③
(ア)	低年齢児受入対策緊急支援事業費補助	6,670万円 ③
(イ)	民間保育所健康管理体制強化事業費補助	1,442万円 ③
(ウ)	要保護児童保育所受入促進事業費補助	5,487万円 ③
シ	一部(新) 認可外保育施設巡回指導事業費	2,705万円 ③
ス	認可外保育施設フォローアップ事業費	1,257万円 ③

施策2
支援を必要とする子ども・家庭への取組

1 支援を必要とする子ども・家庭への取組

(3)地域における多様な子育て支援の充実	ア	地域子ども・子育て支援交付金事業費補助	131億5,038万円 ①	
	(ア)	放課後児童健全育成事業費補助	83億2,139万円 ①	
	(イ)	放課後児童健全育成事業費補助(投資)[再掲]	1億4,136万円 ①	
	(ウ)	新 放課後児童クラブ施設整備等支援事業費補助[再掲]	1,005万円 ①	
	(エ)	利用者支援事業費補助	1億7,673万円 ①	
	(オ)	新 利用者支援事業費補助(こども家庭センター型)	1億8,989万円 ①	
	(カ)	延長保育事業費補助	8億2,680万円 ①	
	(キ)	民間事業者参加促進等事業費補助	6,917万円 ①	
	(ク)	乳児家庭全戸訪問事業費補助	1億1,123万円 ①	
	(ケ)	養育支援訪問等事業費補助	1億6,905万円 ①	
	(コ)	地域子育て支援拠点事業費補助	7億9,189万円 ①	
	(サ)	一時預かり事業費補助	17億3,372万円 ①	
	(シ)	病児・病後児保育事業費補助	3億8,282万円 ①	
	(ス)	病児・病後児保育事業費補助(投資)	2,389万円 ①	
	(セ)	子育て援助活動支援事業費補助	8,592万円 ①	
	イ	病児保育支援事業費補助	350万円 ①	
	ウ	私立幼稚園等地域開放推進費補助	1億2,540万円 ①	
	(4)子どもの放課後などにおける育ちの場の提供	ア	放課後児童健全育成事業費補助[再掲]	83億2,139万円 ①
		イ	放課後児童健全育成事業費補助(投資)[再掲]	1億4,136万円 ①
		ウ	新 放課後児童クラブ施設整備等支援事業費補助[再掲]	1,005万円 ①
エ		放課後児童支援員認定資格研修事業費[再掲]	2,103万円 ①	
オ		放課後児童支援員等資質向上研修事業費[再掲]	1,783万円 ①	
(1)子どもの自立と機会の平等の推進	ア	児童手当負担金	183億2,721万円 ①	
	イ	児童扶養手当給付費	8億6,970万円 ⑥	
	ウ	新 児童扶養手当システム改修委託費	2,019万円 ⑥	
	エ	一部 新 小児医療費助成事業費補助[再掲]	74億5,094万円 ①	
	オ	一部 新 ひとり親家庭等医療費助成事業費補助[再掲]	19億973万円 ①	
	カ	母子父子寡婦福祉資金貸付金	3億4,000万円 ③	
	キ	母子家庭等就業支援事業費	1,520万円 ③	
	ク	ひとり親養育費確保支援事業費	600万円 ③	
	ケ	一部 新 高等職業訓練促進給付金等支給費	8,488万円 ⑥	
	コ	ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業費補助	271万円 ②	
	サ	ひとり親家庭住宅支援資金貸付事業費補助	3,840万円 ②	
	シ	新 ひとり親家庭放課後児童クラブ利用料支援事業費補助[再掲]	1億1,655万円 ①	
	ス	子どもの生活状況調査事業費[再掲]	1,973万円 ①	
	セ	子どもの貧困対策推進事業費	66万円 ①	
	ソ	子ども食堂支援事業費	1,516万円 ①	
	タ	SNS子どもの貧困対策相談事業費	1,722万円 ①	
	(2)児童虐待への総合的な対応	ア	一部 新 虐待防止対策推進事業費	6,661万円 ③
		イ	児童虐待未然防止強化事業費	121万円 ③
		ウ	一時保護児童教育推進事業費	1,166万円 ③
		エ	児童相談所一時保護所心理職員雇用費	1,261万円 ③
オ		一部 新 子ども権利相談室推進事業費	1,723万円 ①	
カ		一部 新 子どもの権利擁護センター事業費	1,327万円 ③	
キ		SNS児童虐待防止相談事業費	7,435万円 ①	
ク		児童相談所業務支援システム費	295万円 ③	
ケ		新 新児童相談所ネットワークシステム整備費	800万円 ③	
コ		新たな子育て家庭支援基盤整備事業費補助	18億5,159万円 ①	
サ		一部 新 大和綾瀬地域児童相談所移転工事費	5億9,829万円 ⑧	
シ		新 平塚児童相談所電話交換機更新費	693万円 ⑧	
ス	新 おおいそ学園公共下水道接続工事費	4,600万円 ⑧		
セ	新 おおいそ学園一般寮個室空調設備工事設計費	920万円 ⑧		
ソ	新 大和綾瀬地域児童相談所一時保護所改修工事設計費	930万円 ⑧		
(3)社会的養護のもとに育つ子どもたちへの支援	ア	社会的養育推進事業費補助	5,322万円 ③	
	イ	乳児院等多機能化推進事業費補助	721万円 ③	
	ウ	施設入所児童処遇費	7,199万円 ①	
	エ	新 施設入所児童処遇費(拡充分)	250万円 ①	
	オ	県立児童福祉施設入所者処遇費	2億1,140万円 ⑧	
	カ	児童福祉施設退所児童等身元保証人確保対策費補助	34万円 ③	
	キ	児童養護施設退所者等自立支援資金貸付事業費補助	376万円 ③	
	ク	あすなるサポートステーション事業費	3,114万円 ③	
	ケ	児童保護措置費[一部]	9,059万円 ③	
	コ	ケアラー支援事業費	954万円 ③	
	サ	新 ケアラー支援事業費補助	200万円 ③	
	シ	新 ケアラー等進学促進事業費	2,760万円 ③	
	ス	ケアラー支援事業費	4,988万円 ①	
	セ	ケアラー支援サービスモデル事業費	1,376万円 ①	
	ソ	新 高齢・成人ケアラーを支える普及・啓発事業費	659万円 ①	
タ	新 ヤングケアラー支援事業費	100万円 ①		
チ	未成年後見人報酬等補助	325万円 ③		
ツ	里親支援事業費	7,852万円 ③		

施策3 若者が心豊かに育ち自立できる社会づくり	1 豊かな心と健やかな体を育む体験的な学習などの推進	(1)青少年の多様な体験活動の促進と青少年支援・指導者の育成	ア イ ウ	青少年指導者養成費 921万円 ① 青少年文化活動等推進事業費 598万円 ① 藤野芸術の家運営費補助 8,266万円 ①	
		2 いじめ・暴力行為対策の推進と不登校・ひきこもりへの対応	(1)ひきこもりなど自立に困難を抱える青少年への支援	ア イ ウ エ オ カ キ	青少年対策企画調整事業費 439万円 ① かながわ若者サポートステーション事業費 1,507万円 ⑦ SNSひきこもり等相談事業費 1,900万円 ① ひきこもり相談窓口インターネット広告事業費 220万円 ① 一部(新)「ひきこもり×メタバース」社会参加支援事業費 2,344万円 ① ひきこもり支援推進事業費補助 28万円 ⑦ 青少年相談等支援事業費 4,327万円 ①
			(2)いじめ・暴力行為対策の推進と不登校への対応	ア	私立高等学校等教育改革推進費補助(不登校生徒対策) 800万円 ①
	3 健全育成を支える地域社会づくり	(1)青少年が健全に育つ環境の整備	ア	青少年保護育成条例等推進費 741万円 ①	
		1 私立学校教育の振興	(1)私立学校への支援の充実	ア (ア) (イ) (ウ) (エ) イ ウ エ オ カ キ ク ケ コ サ シ ス	私立学校経常費補助[一部][再掲] 429億6,174万円 ① 私立学校経常費補助(一般補助) 420億1,162万円 ① 私立高等学校等教育改革推進費補助[一部][再掲] 5億5,940万円 ① 私立幼稚園等預かり保育推進費補助[再掲] 2億6,531万円 ① 私立幼稚園等地域開放推進費補助[再掲] 1億2,540万円 ① 私立幼稚園特別支援教育費補助 18億2,476万円 ① 私立学校振興資金利子補給費 631万円 ① 日本私立学校振興・共済事業団補助金 7億4,512万円 ① 私立学校教職員退職金制度補助金 9億7,307万円 ① 私立学校国際バカロレア認定取得支援事業費 20万円 ① 私立幼稚園施設整備費等補助[再掲] 2億938万円 ① 私立学校施設耐震診断調査費補助 390万円 ① 私立専門学校修学支援負担金 16億5,442万円 ① 私立幼稚園利用給付費負担金[再掲] 34億9,797万円 ① 実費徴収補足給付事業費補助(私立幼稚園)[再掲] 2,681万円 ① (新)私立幼稚園等子ども・子育て支援機能向上事業費補助[再掲] 6,000万円 ① (新)私立学校防犯対策強化事業費補助[再掲] 1億円 ①
			2 公立高校と私立高校の連携強化	(1)公立高校と私立高校による協調事業の推進	ア
	3 就学支援の推進			(1)高校生などへの就学支援の充実	ア イ ウ エ オ カ

高齢福祉施策の推進

施策5 高齢者が安心して、元気に、いきいきと暮らせる社会づくり	1 高齢者がいきいきと暮らせる保健福祉の充実	(1)医療・介護の連携など地域包括ケアシステムの深化・推進	ア イ ウ エ オ カ	地域包括ケア推進事業費 684万円 ① 生活支援コーディネーター養成研修事業費 736万円 ① ケアラー支援事業費[再掲] 4,988万円 ① ケアラー支援サービスモデル事業費[再掲] 1,376万円 ① (新)高齢・成人ケアラーを支える普及・啓発事業費[再掲] 659万円 ① (新)ヤングケアラー支援事業費[再掲] 100万円 ①
		(2)未病改善の取組の推進及び社会参画の推進	ア イ ウ エ	介護・認知症未病改善プログラム事業費 850万円 ① 老人クラブ活動等推進事業費 4,373万円 ⑤ 介護予防評価事業費 409万円 ① 高齢者社会参画・生きがいづくり支援事業費 706万円 ⑤
		(3)認知症とともに生きる社会づくり	ア イ ウ エ オ カ キ ク ケ コ サ シ	(新)認知症施策調査・研究拠点整備事業費 1,239万円 ② (新)認知症理解促進・普及啓発事業費 3,972万円 ① 認知症疾患医療センター運営事業費 3,942万円 ② 若年性認知症施策総合推進事業費 1,809万円 ① 認知症施策普及・相談・支援事業費 1,099万円 ① オレンジパートナー活動支援事業費 331万円 ① 一部(新)認知症医療支援事業費[一部] 655万円 ② 認知症医療支援事業費補助 1,002万円 ⑦ 認知症地域支援等研修事業費 396万円 ① 認知症介護等研修事業費[一部] 1,634万円 ① 認知症施策総合支援事業費 379万円 ① 認知症未病改善推進事業費 107万円 ①

(4)介護保険サービス等の適切な提供とその基盤づくり	ア	介護給付費負担金	1,120億8,877万円①
	(ア)	介護給付費負担金	1,044億 832万円①
	(イ)	地域支援事業費交付金	58億6,800万円①
	(ウ)	低所得者保険料軽減県負担金	18億1,245万円①
	イ	介護認定調査員等研修事業費	86万円①
	ウ	一部(新) 介護職員処遇改善加算取得促進支援事業費	2,185万円②
	エ	低所得者利用負担対策事業費補助(社会福祉法人軽減)	2,333万円①
	オ	介護保険審査会運営費	53万円①
	カ	一部(新) 介護保険事業者指定・指導監査事業費	9,845万円⑧
	キ	喀痰吸引等研修支援事業費	535万円①
	ク	かながわ感動介護大賞表彰事業費	247万円①
	ケ	地域密着型サービス関係研修事業費	672万円①
	コ	介護施設等防災リーダー養成研修事業費	294万円①
	サ	介護施設等感染症対策職員育成研修事業費	254万円①
	シ	特別養護老人ホーム整備費補助	3億3,240万円③
	ス	地域密着型サービス施設等整備費補助	15億9,032万円①
	セ	高齢者施設改修費補助	1億6,336万円①
	ソ	施設開設準備支援事業費補助	17億2,495万円①
	タ	定期借地権利用整備促進事業費補助	4,955万円①
	チ	軽費老人ホームサービス提供費補助	6億6,877万円③
ツ	民間社会福祉施設運営費補助	1億1,551万円③	
テ	民間社会福祉施設整備借入償還金補助	3,602万円③	
ト	介護施設等感染拡大防止対策事業費補助	9億7,327万円①	
ナ	一部(新) 介護生産性向上推進事業費	7億2,555万円①	

(5)市町村が行う取組の支援	ア	高齢者保健福祉計画等推進事業費	294万円①
	イ	介護給付適正・適切化推進特別事業費国保連補助	675万円①
	ウ	サービス情報提供システム推進事業費負担金	369万円①
	エ	地域包括ケア推進事業費[再掲]	684万円①
	オ	生活支援コーディネーター養成研修事業費[再掲]	736万円①
	カ	介護・認知症未病改善プログラム事業費[再掲]	850万円①
	キ	介護予防評価事業費[再掲]	409万円①

施策6
地域における
保健・医療体
制の整備

1 疾病対策の推進

(1)難治性疾患及び肝疾患対策などの推進	ア	小児特定疾病医療支援費	4億9,395万円③
	イ	被爆者医療支援事業費	12億3,527万円①
(2)被爆者等援護対策の推進	イ	被爆者等健康診断事業費	2,007万円①
	ウ	被爆者のこども医療支援対策事業費	2,506万円①

施策7
保健・医療・福
祉人材の育
成・確保と働
きやすい環境
づくり

1 保健・医療・福祉人材の育成と確保・定着

(1)保健・医療・福祉人材の確保・定着対策の充実	ア	かながわ福祉人材センター事業費	2,735万円①
	一部(新)イ	かながわ福祉人材センター機能強化事業費	7,720万円①
	(ア)	かながわ福祉人材センター機能強化事業費	4,064万円①
	(イ)	キャリア支援専門員配置事業費	3,064万円①
	(ウ)	(新) 介護助手普及推進員配置事業費	592万円①
	ウ	介護人材確保促進事業費	5,534万円①
	(ア)	介護人材確保対策推進会議事業費	436万円①
	(イ)	優良介護サービス事業所「かながわ認証」運営事業費	1,834万円①
	(ウ)	ベスト介護セレクト20事業費	2,255万円①
	(エ)	介護フェア in かながわ事業費	1,008万円①
	エ	(新) 介護人材確保支援事業費補助	333万円①
	オ	介護事業経営マネジメント支援事業費	1,277万円①
	カ	現任職員キャリアアップ支援事業費補助	90万円①
	キ	外国籍県民介護職等定着支援事業費	967万円①
	ク	外国人介護福祉士候補者支援事業費	7,278万円①
	ケ	外国人技能実習生等資質向上研修事業費	1,200万円⑦
	コ	外国人留学生介護分野受入環境整備事業費	4,855万円①
	(ア)	留学生と受入介護施設等とのマッチング事業費	3,513万円①
	(イ)	受入介護施設等支援事業費補助	1,270万円①
	(ウ)	外国人介護福祉士養成施設日本語学習等支援事業費補助	72万円①
サ	外国人介護人材受入施設環境整備事業費補助	819万円①	
シ	介護未経験者参入促進事業費	6,384万円①	
ス	介護人材参入促進事業費補助	5,371万円①	
セ	介護職員子育て支援代替職員配置事業費補助	675万円①	
ソ	喀痰吸引等研修支援事業費[再掲]	535万円①	
タ	喀痰吸引等研修事業費	1,275万円①	

(2)保健・医療・福祉現職者教育の充実と専門性の向上	ア	介護職員研修受講促進支援事業費補助	1,509万円①
	イ	介護支援専門員研修事業費	8,971万円①
	一部(新)ウ	介護職等資質向上研修事業費	1,928万円①
	(ア)	介護支援専門員多職種連携研修事業費	455万円①
	(イ)	介護人材認定研修推進事業費	1,180万円①
	(ウ)	新人介護職員等交流会事業費	187万円①
	(エ)一部(新)	メンター制度等導入支援事業費	105万円①
	エ	かながわ福祉人材センター事業費[再掲]	2,735万円①
	オ	重度重複障害者等支援看護師養成研修事業費	800万円②

共生社会実現への取組

施策8
神奈川県
当事者目線の障害
福祉推進条例
～ともに生きる
社会を目指して～
に基づく
取組の実践

1 すべての人の「いのち」を大切に
する取組

2 誰もがその人らしく暮らすことのできる
社会の実現

(1)障害福祉サービス等の提供に係る体制の整備

(2)障害福祉サービス等に
に従事する者の確保及び
質の向上

(3)地域で生活する障がい
児・者を支える社会環境
の整備

(4)中井やまゆり園等の
県立障害福祉施設にお
ける取組及び「県立障害
者支援施設の方向性ビ
ジョン」に沿った取組

ア	障害者虐待防止・権利擁護推進事業費	746万円 ①
イ	当事者目線の障がい福祉地域相談窓口設置等事業費	873万円 ①
ウ	意思決定支援普及・定着事業費	2,003万円 ①
エ	意思決定支援実践研修事業費補助	2,000万円 ①
ア	新 障害児等移行促進事業費	807万円 ①
イ	新 障害児等成人サービス移行支援モデル事業費	135万円 ①
ウ	医療的ケア児等コーディネーター等研修事業費	223万円 ②
エ	医療的ケア児支援センター運営事業費	1,610万円 ①
オ	医療的ケア児地域相談窓口設置事業費	1,168万円 ②
カ	かながわ地域生活移行推進人材養成事業費	3,343万円 ③
キ	地域生活移行チャレンジ事業費補助	2,150万円 ③
ク	地域生活移行推進民間提案事業費	3,045万円 ③
ケ	民間障害福祉施設整備費補助(国庫)	1億7,929万円 ③
コ	新 障害児者医療アクセス向上推進費	210万円 ③
サ	新 重症心身障害児者等支援体制検討事業費	150万円 ⑦
シ	障害福祉サービス費等負担金	452億6,515万円 ①
ス	障害者自立支援医療費負担金(更生医療)	29億3,441万円 ①
セ	障害者自立支援医療費負担金(精神通院医療)	59億2,588万円 ②
ソ	障害者療養介護医療費負担金	1億9,330万円 ①
タ	障害者補装具購入等負担金	4億8,960万円 ①
チ	相談支援給付費等負担金	6億 42万円 ①
ツ	障害児通所給付費負担金	150億5,798万円 ①
テ	新 市町村重度訪問介護等支援事業費補助	2億8,449万円 ⑧
ト	精神障害者地域包括ケアシステム構築推進事業費	576万円 ②
ナ	障害福祉施設消防用設備整備費補助	1,374万円 ③
ニ	民間社会福祉施設運営費補助	9,031万円 ⑧
ヌ	民間社会福祉施設整備借入償還金補助	3億 391万円 ③
ネ	介護職員処遇改善加算取得促進事業費	213万円 ③
ア	相談支援従事者等養成・確保推進事業費	768万円 ①
イ	相談支援体制拡充強化事業費	730万円 ①
ウ	喀痰吸引等研修事業費[再掲]	1,275万円 ①
エ	精神障害者ホームヘルパー研修事業費	395万円 ①
オ	重度重複障害者等支援看護師養成研修事業費[再掲]	800万円 ②
カ	障害者グループホーム運営支援事業費	130万円 ③
キ	障害者グループホーム等サポートセンター事業費	753万円 ③
ク	新 外国人介護人材受入促進事業費補助	450万円 ①
ケ	新 障害サービス事業所就労実態調査事業費	400万円 ①
コ	地域生活チャレンジサポート事業費	3,800万円 ①
ア	一部 新 重度障害者医療給付事業費補助	63億3,738万円 ①
イ	障害者地域生活支援事業費補助	22億 21万円 ①
ウ	障害者地域生活支援事業費	2億2,674万円 ⑧
エ	障害者地域生活支援関連事業費補助	5億8,200万円 ②
オ	在宅重度障害者等手当支給費	6億4,668万円 ①
カ	心身障害者扶養共済制度実施費	5億 556万円 ②
キ	医療型短期入所事業所開設促進事業費	666万円 ③
ク	障害児施設等措置費	10億2,941万円 ③
ケ	障害児入所給付費	4億 532万円 ③
コ	障害児等メディカルショートステイ運営事業費	3,317万円 ②
サ	新 障がい者ピアサポート研修事業費	1,983万円 ①
シ	新 聴覚障がい児支援中核機能事業費	3,747万円 ③
ス	新 精神障がい者地域移行支援強化事業費	2,140万円 ②
セ	新 児童虐待防止対策等総合支援事業費補助(障がい児分)	6,710万円 ①
ソ	重度障害者住宅設備改良費補助	2,143万円 ③
ア	障害当事者県立施設巡回事業費	320万円 ⑧
イ	当事者目線の施設環境整備事業費	312万円 ⑧
ウ	地域共生駅前進出モデル事業費	181万円 ⑧
エ	強度行動障害集中支援事業費	578万円 ⑧
オ	一部 新 当事者目線の障害福祉推進事業費	3,782万円 ⑧
カ	県立障害福祉施設利用者移行促進事業費補助	2,000万円 ⑧
キ	中井やまゆり園地域生活移行チャレンジ事業費	706万円 ⑧
ク	県西地域連携体制構築事業費(国庫)	400万円 ⑧
ケ	新 グループホーム設置運営調査委託事業費	680万円 ⑧
コ	新 地方独立行政法人移行準備費	2,657万円 ⑧
サ	新 県立障害福祉施設調査費	9,534万円 ⑧
シ	新 福祉を科学する検討会推進事業費	100万円 ⑧
ス	県立障害福祉施設維持運営費	26億3,816万円 ⑧

3 社会参加への支援、偏見や差別を排除する取組	(1)社会参加を推進する環境づくり	ア イ ウ エ オ カ キ ク ケ コ サ シ	神奈川県ライトセンター指定管理費 神奈川県聴覚障害者福祉センター指定管理費 盲ろう者支援事業費 聴覚障がい児等手話言語獲得支援事業費 手話言語普及推進事業費 みんなのバリアフリー街づくり推進事業費 バリアフリー対応「見える化」事業費 ソーラーカーポート設置促進事業費補助 地域生活定着支援事業費 福祉バス運行事業費 軽度・中等度難聴児補聴器購入費補助 失語症者向け意思疎通支援事業費	3億 597万円 ⑧ 1億5,833万円 ⑧ 936万円 ① 1,333万円 ① 1,309万円 ① 693万円 ① 100万円 ① 1,800万円 ① 3,742万円 ① 3,698万円 ② 208万円 ③ 402万円 ①
	(2)就労・雇用、経済的自立に対する支援	ア イ ウ エ オ	未来型障がい者就労支援等事業費 農福連携マッチング等支援事業費 工賃向上支援事業費 障害者就業・生活支援センター事業費 障害者就業・生活支援センター支援力強化事業費	154万円 ① 354万円 ⑦ 1,605万円 ① 5,978万円 ① 5,889万円 ①
4 ともに生きる社会実現に向けた県民総ぐるみの取組		ア イ ウ エ オ カ キ ク ケ コ サ	ともに生きる社会実現推進事業費 ともいきメタバース推進事業費 共生社会推進加速化事業費 障害者理解促進事業費 当事者目線の障害福祉普及啓発事業費 共生の場の創出事業費 メタバースを活用した居場所づくり事業費 都市型ユニバーサル農園推進事業費 ろう者に対する理解促進事業費 国際手話普及事業費 障がい者文化芸術普及支援事業費	4,071万円 ① 1,064万円 ⑧ 491万円 ⑧ 646万円 ① 500万円 ① 200万円 ① 658万円 ① 973万円 ① 466万円 ① 332万円 ① 2,672万円 ①
施策9 困難な問題を抱える女性等への支援及び 人権・男女共同参画施策の推進	1 困難な問題を抱える女性等への支援	ア イ ウ エ オ カ キ ク ケ コ サ	一部 ① 困難女性つながりサポート事業費 ① 困難女性自立支援事業費 ① 困難女性支援団体補助事業費 ① 女性向け無料低額宿泊所への転換支援事業費 ① 女性相談一時宿泊事業費 困難な問題を抱える女性等支援事業費 配偶者暴力被害者等支援事業費補助 SNS・DV相談事業費 女性相談支援センター維持運営費 女性自立支援施設運営費 かながわ男女共同参画センター相談事業費	4,141万円 ① 3,541万円 ① 2,207万円 ① 207万円 ③ 55万円 ① 5,560万円 ① 3,196万円 ① 2,841万円 ① 9,636万円 ① 1億6,241万円 ① 5,489万円 ①
	2 ジェンダー平等社会の実現	ア イ ウ	一部 ① かながわ男女共同参画センター人材育成・情報発信事業費 ① 男女共同参画実践事業費 ライフキャリア教育かながわモデル発信事業費	461万円 ① 532万円 ① 82万円 ①
3 人権政策の総合的な推進	(1)ジェンダー平等社会の実現に向けた教育促進や意識啓発	ア イ ウ		
	(2)女性の活躍と参画の促進	ア	男女共同参画施策推進費	199万円 ①
	(1)人権教育と人権啓発の推進	ア	人権啓発事業費	3,000万円 ②
	(2)人権尊重の視点に立った行政の推進	ア イ ウ	人権施策推進費 人権啓発推進費補助 同和問題対策推進事業費補助	707万円 ① 299万円 ① 350万円 ①

生活困窮者等への支援

施策10 生活困窮者支援の推進	1 孤独・孤立や生きづらさに悩む方への支援	(1)孤独・孤立に陥っている方への支援	ア イ ウ エ オ カ キ	① 孤独・孤立対策推進事業費 ① 住居不安定者実態調査事業費 ① 生活困窮者の就労訓練促進事業費 生活困窮者情報発信・啓発事業費 生活再建支援事業費 重層的支援体制構築支援事業費 民生委員児童委員活動推進事業費	215万円 ① 934万円 ① 82万円 ③ 351万円 ⑧ 535万円 ⑥ 6,930万円 ① 2億7,499万円 ③
		(2)深刻な課題を抱える子ども・若者への支援	ア イ ウ エ オ カ キ	子ども食堂支援事業費〔再掲〕 子どもの生活状況調査事業費〔再掲〕 かながわ若者サポートステーション事業費〔再掲〕 SNSひきこもり等相談事業費〔再掲〕 ひきこもり相談窓口インターネット広告事業費〔再掲〕 ① 「ひきこもり×メタバース」社会参加支援事業費〔再掲〕 ① ひきこもり支援推進事業費補助〔再掲〕	1,516万円 ① 1,973万円 ① 1,507万円 ⑦ 1,900万円 ① 220万円 ① 2,344万円 ① 28万円 ⑦

		ク	青少年相談等支援事業費[再掲]	4,327万円 ①
		ケ	演劇活用青少年支援事業費	52万円 ①
		コ	青少年行政総合推進費[一部]	17万円 ①
		サ	子ども・若者未来応援推進事業費	1,098万円 ①
		シ	児童福祉施設退所児童等身元保証人確保対策費補助[再掲]	34万円 ③
		ス	児童養護施設退所者等自立支援資金貸付事業費補助[再掲]	376万円 ③
		セ	あすなるサポートステーション事業費[再掲]	3,114万円 ③
		ソ	児童保護措置費[一部][再掲]	9,059万円 ③
		タ	ケアリーバー支援事業費[再掲]	954万円 ③
		チ	① ケアリーバー支援事業費補助[再掲]	200万円 ③
		ツ	① ケアリーバー等進学促進事業費[再掲]	2,760万円 ③
		テ	母子家庭等就業支援事業費[再掲]	1,520万円 ③
		ト	ひとり親養育費確保支援事業費[再掲]	600万円 ③
		ナ	ケアラー支援事業費[再掲]	4,988万円 ①
		ニ	ケアラー支援サービスモデル事業費[再掲]	1,376万円 ①
		ヌ	① 高齢・成人ケアラーを支える普及・啓発事業費[再掲]	659万円 ①
		ネ	① ヤングケアラー支援事業費[再掲]	100万円 ①
		ア	① SNS・性的マイノリティ相談事業費	1,333万円 ①
		ア	(3)社会的に弱い立場におかれている方への支援	
施策11 ともに生き支えあう地域社会づくり	1 ともに生き支えあう社会をめざす地域福祉の推進	アイウエ	(1)福祉コミュニティづくりを担う人材の育成・定着	民生委員児童委員活動推進事業費[再掲] 2億7,499万円 ③ かながわボランティアセンター事業費補助 206万円 ① 災害時福祉支援体制整備事業費 550万円 ① 地域包括ケア推進事業費[再掲] 684万円 ①
		アイウエオカ	(2)福祉サービスを安心して利用することができるしくみづくり	福祉サービス第三者評価推進事業費補助 1,034万円 ① 権利擁護推進事業費補助 1億4,913万円 ① 福祉サービス利用援助事業費補助 1億2,310万円 ② 福祉サービス苦情解決事業費補助 2,603万円 ① 権利擁護推進事業費(医療介護基金) 8,904万円 ① かながわ成年後見推進センター事業費 2,169万円 ① 地域生活定着支援事業費[再掲] 3,742万円 ① 未成年後見人報酬等補助 325万円 ③
		アイウエオカキク	(3)バリアフリーの街づくりと心のバリアフリーの推進	みんなのバリアフリー街づくり推進事業費[再掲] 693万円 ① ① バリアフリー対応「見える化」事業費[再掲] 100万円 ① ① ソーラーカーポート設置促進事業費補助[再掲] 1,800万円 ① 障害者理解促進事業費[再掲] 646万円 ① ① 障がい者文化芸術普及支援事業費[再掲] 2,672万円 ① ともに生きる社会実現推進事業費[再掲] 4,071万円 ① 未来型障がい者就労支援等事業費[再掲] 154万円 ① 農福連携マッチング等支援事業費[再掲] 354万円 ⑦
		アイウエオカキクケコサシスセソタチツ	(4)生活を支える福祉の充実	遺族等対策費 966万円 ① ① 外国籍県民等福祉給付金助成事業費補助 724万円 ① 中国残留邦人生活支援給付費 1,095万円 ⑥ 生活困窮者自立促進支援事業費 7,255万円 ⑥ ワンストップ支援推進事業費 941万円 ① 住居確保給付金支給費 600万円 ⑥ ① 生活困窮世帯の子どもの健全育成事業費 3,950万円 ⑥ 被保護者就労支援事業費 2,301万円 ⑥ 自立支援プログラム策定実施事業費 2,706万円 ⑥ 生活保護適正実施事業費 7,108万円 ⑥ 生活福祉資金貸付事業費等補助(国庫対象) 5,578万円 ① 生活保護扶助費 84億3,645万円 ③ ① 生活保護給付金 640万円 ⑥ ① AI語り部次世代継承推進事業費 213万円 ① ケアラー支援事業費[再掲] 4,988万円 ① ケアラー支援サービスモデル事業費[再掲] 1,376万円 ① ① 高齢・成人ケアラーを支える普及・啓発事業費[再掲] 659万円 ① ① ヤングケアラー支援事業費[再掲] 100万円 ①
		ア	(5)市町村における包括的な支援体制の整備	重層的支援体制構築支援事業費[再掲] 6,930万円 ①
2 生涯を通じた健康づくりの推進		アイ	(1)未病改善の取組の推進	介護・認知症未病改善プログラム事業費[再掲] 850万円 ① 高齢者社会参画・生きがいづくり支援事業費[一部][再掲] 345万円 ⑤
		ア	(2)母子保健の推進	未熟児等養育医療費 9,956万円 ①

3 令和6年度一般会計当初予算継続費【福祉子どもみらい局関係】

継続費についての前前年度末までの支出額、前年度末までの支出額又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額並びに事業の進行状況等に関する調書

(既設定及び新規設定)

款 項 事業名	全 体 計 画						前前年度 末 ま で の 支 出 額	前年度 末 ま で の 支 出 額 (見込)	当 該 年 度 支 出 予 定 額	当 該 年 度 末 ま での 支 出 予 定 額	翌 年 度 以 降 の 支 出 予 定 額	継 続 費 の 総 額 に 対 す る 進 捗 率	
	年 度	年 割 額	左 の 財 源 内 訳										一 般 財 源
			特 定 財 源										
			国 庫 支 出 金	県 債	そ の 他								
2 総務費	6	千円 55,000	千円 -	千円 -	千円 -	千円 55,000	千円 -	千円 -	千円 55,000	千円 55,000	千円 -	% 40	
10 青少年費	7	82,000	-	-	-	82,000	-	-	-	-	82,000	-	
青少年センター舞台設備改修工事費	計	137,000	-	-	-	137,000	-	-	55,000	55,000	82,000	40	

(変 更)

款 項 事業名	全 体 計 画						前 年 度 末 ま で の 支 出 額	前 年 度 末 ま で の 支 出 額 (見込)	当 年 度 支 出 予 定 額	該 年 度 末 ま で の 支 出 予 定 額	翌 年 度 支 出 予 定 額	繼 続 費 の 総 額 に 対 す る 進 捗 率	
	年 度	区 分	年 割 額	左 の 財 源 内 訳									一 般 財 源
				特 定 財 源									
				国 庫 支 出 金	県 債	そ の 他							
4 民生費			千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	%		
5 児童福祉費 大和綾瀬地域 児童相談所移転工 事費	5	補正前 の 額	23,000	-	-	-	23,000						
		補 正 の 額	-	-	-	-	-	-	23,000	-	23,000	-	4
		補正後 の 額	23,000	-	-	-	23,000						
6	補正前 の 額	564,000	-	-	-	564,000							
	補 正 の 額	-	-	197,000	164,100	△361,100	-	-	564,000	564,000	-	96	
	補正後 の 額	564,000	-	197,000	164,100	202,900							
計	補正前 の 額	587,000	-	-	-	587,000							
	補 正 の 額	-	-	197,000	164,100	△361,100	-	23,000	564,000	587,000	-	100	
	補正後 の 額	587,000	-	197,000	164,100	225,900							

4 令和6年度一般会計当初予算債務負担行為【福祉子どもみらい局関係】

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

(既設定及び新規設定)

事 項	限 度 額	区 分	期 間	金 額	左 の 財 源 内 訳		
					特定財源	一般財源	千円
女性自立支援施設指定管理費（名称変更）	1,442,160	前年度末までの支出（見込）額	平成27年度～令和5年度	1,167,712	特定財源	国庫支出金	121,654
		当該年度以降の支出予定額	令和6年度～令和7年度	274,448		県 債	—
(一財)神奈川県厚生福利振興会の資金借入れに伴う金融機関に対する損失補償	1,870,919	前年度末までの支出（見込）額	平成16年度～令和5年度	—	特定財源	国庫支出金	—
		当該年度以降の支出予定額	令和6年度～令和16年度	808,003		県 債	—
社会福祉法人神奈川県社会福祉協議会の資金借入れに伴う金融機関に対する損失補償	2,771,147	前年度末までの支出（見込）額		—	特定財源	国庫支出金	—
		当該年度以降の支出予定額	令和6年度～令和7年度	2,771,147		県 債	—
ライトセンター指定管理費	1,529,880	前年度末までの支出（見込）額	令和2年度～令和5年度	908,827	特定財源	国庫支出金	36,378
		当該年度以降の支出予定額	令和6年度～令和7年度	611,952		県 債	—
聴覚障害者福祉センター指定管理費	791,650	前年度末までの支出（見込）額	令和2年度～令和5年度	474,990	特定財源	国庫支出金	46,964
		当該年度以降の支出予定額	令和6年度～令和7年度	316,660		県 債	—
津久井やまゆり園指定管理費	1,535,770	前年度末までの支出（見込）額	令和4年度～令和5年度	307,154	特定財源	国庫支出金	—
		当該年度以降の支出予定額	令和6年度～令和9年度	1,228,616		県 債	—
芹が谷やまゆり園指定管理費	1,614,000	前年度末までの支出（見込）額	令和4年度～令和5年度	322,800	特定財源	国庫支出金	—
		当該年度以降の支出予定額	令和6年度～令和9年度	1,291,200		県 債	—
愛名やまゆり園指定管理費	2,808,058	前年度末までの支出（見込）額	平成27年度～令和5年度	2,240,722	特定財源	国庫支出金	—
		当該年度以降の支出予定額	令和6年度～令和7年度	567,336		県 債	—
						そ の 他	1,806
						一般財源	565,530

事 項	限 度 額	区 分	期 間	金 額	左 の 財 源 内 訳		
					特定財源	一般財源	千円
厚木精華園指定管理費	千円 2,051,669	前年度末までの支出 (見込)額	平成27年度 ～ 令和5年度	1,636,555	特定財源	国庫支出金	—
		当該年度以降の支出 予定額	令和6年度 ～ 令和7年度	415,114		県 債	—
				そ の 他		2,080	
					一般財源	413,034	
三浦しらとり園指定管理費	2,408,690	前年度末までの支出 (見込)額	令和4年度 ～ 令和5年度	532,000	特定財源	国庫支出金	—
		当該年度以降の支出 予定額	令和6年度 ～ 令和9年度	1,876,690		県 債	—
				そ の 他		1,680	
					一般財源	1,875,010	
芹が谷やまゆり園整備維持管理費	4,158,942	前年度末までの支出 (見込)額	令和元年度 ～ 令和5年度	2,869,187	特定財源	国庫支出金	—
		当該年度以降の支出 予定額	令和6年度 ～ 令和18年度	400,466		県 債	—
				そ の 他		—	
					一般財源	400,466	
SNS総合相談事業費	306,695	前年度末までの支出 (見込)額		—	特定財源	国庫支出金	63,584
		当該年度以降の支出 予定額	令和6年度 ～ 令和8年度	306,695		県 債	—
				そ の 他		—	
					一般財源	243,111	

5 令和6年度介護保険財政安定化基金会計当初予算の内容
【福祉子どもみらい局関係】

(1) 総括

(歳入) (単位：千円)

款	本年度予算額	前年度予算額	比較
1 介護保険財政安定化基金	725	5,801	△ 5,076

(歳出) (単位：千円)

款	本年度予算額	前年度予算額	比較	本年度予算額の財源内訳			
				特定財源			繰越金
				国庫支出金	県債	その他	
1 介護保険財政安定化費	725	5,801	△ 5,076	—	—	725	—

(2) 歳入の内訳

(単位：千円)

目名	本年度予算額	前年度予算額	比較	説明
財産運用収入	724	5,800	△ 5,076	基金運用利子
預金利子	1	1	0	

(3) 歳出の内訳

(単位：千円)

目名	本年度予算額	前年度予算額	比較	説明
基金積立金	725	5,801	△ 5,076	

6 令和6年度母子父子寡婦福祉資金会計当初予算の内容
【福祉子どもみらい局関係】

(1) 総括

(歳入)

(単位：千円)

款	本年度予算額	前年度予算額	比較
1 母子父子寡婦福祉資金収入	1,821,241	1,381,731	439,510

(歳出)

(単位：千円)

款	本年度予算額	前年度予算額	比較	本年度予算額の財源内訳			
				特定財源			繰越金
				国庫支出金	県債	その他	
1 母子父子寡婦福祉資金	1,821,241	1,381,731	439,510	-	-	487,198	1,334,043

(2) 歳入の主な内訳

(単位：千円)

目名	本年度予算額	前年度予算額	比較	説明
貸付金返納	458,130	457,687	443	母子父子寡婦福祉資金貸付金返納
一般会計繰入金	27,295	16,804	10,491	
繰越金	1,334,043	905,307	428,736	

(3) 歳出の内訳

(単位：千円)

目名	本年度予算額	前年度予算額	比較	説明
母子父子寡婦福祉資金貸付金	340,000	350,000	△10,000	
貸付事務費	29,667	19,193	10,474	
一般会計繰出金	225,775	40,307	185,468	
元金	454,290	81,100	373,190	
予備費	771,509	891,131	△119,622	

(4) 地方債の前前年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書
(単位：千円)

区分	前前年度末現在高	前年度末現在高見込額	当該年度中増減見込み		当該年度末現在高見込額
			当該年度中起債見込額	当該年度中元金償還見込額	
母子父子寡婦福祉資金会計	3,283,493	3,202,393	-	454,290	2,748,103
1 その他	3,283,493	3,202,393	-	454,290	2,748,103
(1) 枠外債	3,283,493	3,202,393	-	454,290	2,748,103

7 神奈川県立女性相談所条例の一部を改正する条例の概要

(1) 改正の趣旨

困難な問題を抱える女性への支援に関する法律の制定に伴い、施設の名称や設置の根拠規定を変更するなど、所要の改正を行うものである。

(2) 改正の内容

ア 施設名称を「神奈川県立女性相談所」から「神奈川県立女性相談支援センター」に改める。（題名、第1条、第2条、第3条及び第5条関係）

イ 施設の設置根拠法令を「売春防止法」から「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」に改める。（第2条関係）

ウ その他所要の規定の整備を行う。（第2条及び第3条関係）

(3) 施行期日

令和6年4月1日

8 神奈川県女性保護施設さつき寮条例の一部を改正する条例の概要

(1) 改正の趣旨

困難な問題を抱える女性への支援に関する法律の制定に伴い、施設の名称や設置の根拠規定を変更するなど、所要の改正を行うものである。

(2) 改正の内容

ア 施設名称を「神奈川県女性保護施設さつき寮」から「神奈川県女性自立支援施設」に、「神奈川県立女性相談所」を「神奈川県立女性相談支援センター」に改める。（題名、第1条、第2条、第3条、第5条、第9条、第10条及び第12条関係）

イ 施設の設置根拠法令を「売春防止法」から「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」に改める。（第2条関係）

ウ その他所要の規定の整備を行う。（第3条、第9条及び第10条関係）

(3) 施行期日

令和6年4月1日

9 婦人保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の概要

(1) 改正の趣旨

女性自立支援施設の設備及び運営に関する基準の制定に伴い、職員配置の基準を定めるなど、所要の改正を行うものである。

(2) 改正の内容

ア 施設名称を「婦人保護施設」から「女性自立支援施設」に改める。
(題名、第1条～第7条、第9条～第13条及び改正後の第16条～第20条関係)

イ 女性自立支援施設の職員配置基準を改正する。(第4条関係)

ウ 女性自立支援施設が入所者の意向を尊重して支援を行うことなどを規定する。(第9条関係)

エ 女性自立支援施設において、設備の安全点検等についての安全計画を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講ずるとともに、職員に対する研修及び訓練の実施等に係る規定を追加する。(第13条及び改正後の第14条関係)

オ 女性自立支援施設において、感染症や非常災害の発生時における業務継続計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるとともに、職員に対する研修及び訓練を実施しなければならない旨の規定を追加する。(改正後の第15条関係)

カ その他所要の規定の整備を行う。(第2条、第4条、第5条、第7条、第8条、第10条、第12条、改正後の第16条、第18条及び第19条関係)

(3) 施行期日

令和6年4月1日

10 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の概要

(1) 改正の趣旨

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、里親支援センターの設備の基準等を定めるなど、所要の改正を行うものである。

(2) 改正の内容

ア 新たに児童福祉施設として位置づけられた里親支援センターについて、乳児院及び児童養護施設等の長の関係機関として追加する（第34条、第42条、第65条、第97条及び第107条関係）。

イ 他の児童福祉施設と同様に、設備の基準や里親支援センターの長の資格等の規定を追加する（改正後の第112条～第117条関係）。

ウ 児童の最善の利益を考慮するとともに、児童の意見又は意向を勘案して措置を行うため、乳児院及び児童養護施設等の施設長に策定が義務付けられている自立支援計画の策定時においても、意見聴取等措置を行う旨の規定を設ける（第32条、第40条、第62条、第94条及び第104条関係）。

エ 「婦人相談所」を「女性相談支援センター」に改める（第42条関係）。

オ 「婦人相談員」を「女性相談支援員」に改める（第111条関係）。

カ その他、所要の改正を行う（第12条の3、第15条及び改正後の第118条関係）。

(3) 施行期日

令和6年4月1日

【議案（条例その他 その2） 定県第40号議案】

11 軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の概要

(1) 改正の趣旨

軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の改正を行うものである。

(2) 改正の内容

ア 施設長の兼務範囲を明確にする。（第3条第3項関係）

イ 協力医療機関との連携に関する規定を追加する。（第26条関係）

ウ 「書面掲示」のウェブサイト掲載の義務付けに関する規定を追加する。（第27条関係）

エ 記録の整備に関する規定を改正する。（第33条第2項第5号関係）

オ 軽費老人ホームA型における施設長の兼務範囲を明確にする。（附則第11項関係）

カ その他所要の改正を行う。（附則第6項、第7項関係）

(3) 施行期日及び経過措置

ア 施行期日

令和6年4月1日

イ 経過措置

重要事項の掲示に関する規定の改正規定については、令和7年3月31日までは努力義務とする。

【議案（条例その他 その2） 定県第41号議案】

12 養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の概要

(1) 改正の趣旨

養護老人ホームの設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の改正を行うものである。

(2) 改正の内容

ア 施設長の兼務範囲を明確にする。（第3条第5項関係）

イ 協力医療機関との連携に関する規定を追加する。（第24条関係）

(3) 施行期日及び経過措置

ア 施行期日

令和6年4月1日

イ 経過措置

協力医療機関との連携に関する規定の改正規定については、令和9年3月31日までは努力義務とする。

13 特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の概要

(1) 改正の趣旨

特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の改正を行うものである。

(2) 改正の内容

ア 緊急時等の対応方法の定期的な見直し等に関する規定を追加する。
（第19条の2第1項、第2項関係）

イ 協力医療機関との連携に関する規定を追加する。（第26条関係）

ウ 入所者の安全、介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会設置の義務付けに関する規定を追加する。（第30条の3関係）

エ ユニットケアの質の向上のための体制の確保に関する規定を追加する。（第40条第5項関係）

(3) 施行期日及び経過措置

ア 施行期日

令和6年4月1日

イ 経過措置

次の改正規定については、令和9年3月31日までは努力義務とする。

(ア) 協力医療機関との連携に関する規定

(イ) 入所者の安全、介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会設置の義務付けに関する規定

14 指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の概要

(1) 改正の趣旨

指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の改正を行うものである。

(2) 改正の内容

ア 人員基準に関する規定を追加する。（第4条第11項関係）

イ 緊急時等の対応方法の定期的な見直し等に関する規定を追加する。
（第24条の2第1項、第2項関係）

ウ 管理者の兼務範囲を明確にする。（第25条関係）

エ 協力医療機関との連携に関する規定を追加する。（第33条関係）

オ 「書面掲示」のウェブサイト掲載の義務付けに関する規定を追加する。
（第34条関係）

カ 入所者の安全、介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会設置の義務付けに関する規定を追加する。
（第40条の3関係）

サ ユニットケアの質の向上のための体制の確保に関する規定を追加する。
（第52条第5項関係）

(3) 施行期日及び経過措置

ア 施行期日

令和6年4月1日

イ 経過措置

(ア) 重要事項の掲示に関する規定の改正規定については、令和7年3月31日までは努力義務とする。

(イ) 次の改正規定については、令和9年3月31日までは努力義務とする。

a 協力医療機関との連携に関する規定

b 入所者の安全、介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会設置の義務付けに関する規定

15 介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の概要

(1) 改正の趣旨

介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の改正を行うものである。

(2) 改正の内容

ア 健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）の経過措置期間の終了により指定介護療養型医療施設が廃止されることに伴い、指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成25年神奈川県条例第19号）が廃止されるため、該当条文を改正（第3条第7項関係）

イ 管理者の兼務範囲を明確にする。（第25条第1号関係）

ウ 協力医療機関との連携に関する規定を追加する。（第33条関係）

エ 「書面掲示」のウェブサイト掲載の義務付けに関する規定を追加する。（第34条第3項関係）

オ 利用者の安全、介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会設置の義務付けに関する規定を追加する。（第39条の3関係）

カ ユニットケアの質の向上のための体制の確保に関する規定を追加する。（第51条第5項関係）

(3) 施行期日及び経過措置

ア 施行期日

令和6年4月1日

イ 経過措置

(ア) 「書面掲示」のウェブサイト掲載の義務付けに関する規定の改正規定については令和7年3月31日までは努力義務とする。

(イ) 次の改正規定については、令和9年3月31日までは努力義務とする。

a 協力医療機関との連携に関する規定

b 利用者の安全、介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会設置に関する規定

16 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例の概要

(1) 改正の趣旨

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の改正を行うものである。

(2) 改正の内容

ア 管理者の兼務範囲を明確にする。（第7条、第44条、第50条、第61条、第66条、第101条、第133条、第149条、第184条、第219条、第241条、第251条及び第268条関係）

イ 身体的拘束等の適正化に関する規定を追加する。（第24条第3号及び第4号、第42条第2項第3号、第54条第3号及び第4号、第58条第2項第2号、第72条第3号及び第4号、第78条第2項第5号、第85条第3号及び第4号、第88条第2項第3号、第95条第1項第4号及び第5号、第95条第2項第3号及び第4号、第95条第3項第3号及び第4号、第97条第2項第2号、第105条第3号及び第4号、第112条第2項第3号、第140条第3号及び第4号、第145条第2項第3号、第255条第6号及び第7号、第262条第2項第3号、第273条第6号及び第7号及び第275条第2項第3号関係）

ウ 「書面掲示」のウェブサイト掲載の義務付けに関する規定を追加する。（第34条第3項及び第261条第3項関係）

エ 訪問及び通所リハビリテーション事業所に係るみなし指定に関する規定を追加する。（第81条第3項、第137条第5項及び附則第7項関係）

オ 入院時に医療機関が作成したリハビリテーション計画書の入手及び把握の義務化に関する規定を追加する。（第86条第4項及び第141条第4項関係）

カ 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会設置の義務付けに関する規定を追加する。（第166条の2、第204条、第216条、及び第237条関係）

キ 生産性向上に先進的に取り組む特定施設に係る人員配置基準の特例的な柔軟化に関する規定を追加する。（第218条関係）

ク 口腔衛生の管理の強化に関する規定を追加する。（第228条の2関係）

係)

- ケ 協力医療機関等との連携に関する規定を追加する。(第234条関係)
- コ 選択制の対象福祉用具の提供に係る利用者等への説明及び提案に関する規定を追加する。(第255条第2号、第273条第2号関係)
- サ 貸与後におけるモニタリングの実施時期の明確化に関する規定を追加する。(第256条第5項関係)
- シ モニタリング結果の記録及び介護支援専門員への報告に関する規定を追加する。(第256条第6項関係)
- ス 選択制の対象福祉用具を貸与した後の貸与継続の必要性の検討に関する規定を追加する。(第256条第5項関係)
- セ 選択制の対象福祉用具に係る計画の達成状況の確認に関する規定を追加する。(第274条第5項関係)
- ソ 選択制の対象福祉用具に係る販売後のメンテナンスに関する規定を追加する。(第273条第5号関係)
- タ 短期入所系サービスについて、身体的拘束等の適正化のための措置(委員会の設置、指針の整備、研修の実施)等の義務付けに関する規定を追加する。(第155条第6項、第174条第8項、第197条、第194条第6項、第209条第8項)
- チ 短期入所系サービスについて、ユニットケアの質向上のための体制の確保に関する規定を追加する。(第179条第5項、第214条第5項)
- ツ 小規模介護老人福祉施設の配置基準の緩和に関する規定を追加する。(第100条第2項、148条第5項関係)
- テ 健康保険法等の一部を改正する法律(平成18年法律第83号)の経過措置期間の終了により指定介護療養型医療施設が廃止されることに伴い、指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成25年神奈川県条例第19号)が廃止されるため、該当条文を改正する。(第190条第1項、第191条第1項及び第2項、第192条、第202条第2号、第207条、第215条第2号関係)

(3) 施行期日及び経過措置

ア 施行期日

令和6年4月1日。ただし、訪問看護における管理者の兼務範囲の明確化及び身体的拘束等の適正化、訪問及び通所リハビリテーションにおける身体的拘束等の適正化、事業所に係るみなし指定及び入院時に医療機関が作成したリハビリテーション計画書の入手及び把握、居宅療養管理指導における身体的拘束等の適正化については令和6年6

月 1 日から施行する。

イ 経過措置

- (ア) 次の改正規定については、令和 7 年 3 月 31 日までは努力義務とする。
 - a 「書面掲示」のウェブサイト掲載の義務付けに関する規定
 - b 身体的拘束等の適正化に関する規定
- (イ) 次の改正規定については、令和 9 年 3 月 31 日までは努力義務とする。
 - a 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会設置の義務付けに関する規定
 - b 口腔衛生管理の強化に関する規定
- (ウ) 次の改正規定については、令和 6 年 3 月 31 日から令和 9 年 3 月 31 日までの努力義務とする。
 - a 居宅療養管理指導における虐待の防止に関する規定
 - b 業務継続計画の経過措置延長に関する規定

17 指定介護予防サービス等の事業の人員、設備、運営等に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例の概要

(1) 改正の趣旨

指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部改正に伴い、所要の改正を行うものである。

(2) 改正の内容

ア 管理者の兼務範囲を明確にする（第50条、第61条、第66条、第131条、第168条、第205条、第229条、第240条及び第257条関係）

イ 身体的拘束等の適正化に関する規定を追加する。（第59条第3号及び第4号、第56条第2項第5号、第77条第1項第8号及び第9号、第74条第2項第2号、第87条第10号及び第11号、第84条第2項第2号、第96条第1項第3号及び第4号、第96条第2項第3号及び第4号、第96条第3項第3号及び第4号、第93条第2項第2号、第126条第10号及び第11号、第123条第2項第2号、第137条第3項、第251条第8号及び第9号、第248条第2項第6号、第265条第7号及び第8号及び第262条第2項第2号関係）

ウ 「書面掲示」のウェブサイト掲載の義務付けに関する規定を追加する。（第55条の4第3項、第143条及び第247条第3項関係）

エ 訪問及び通所リハビリテーションのみなし指定の見直しに関する規定を追加する。（第80条第3項及び第118条第5項及び附則第7項関係）

オ 入院時に医療機関が作成したリハビリテーション計画書の入手及び把握の義務化に関する規定を追加する。（第87条第5号及び第126条第5号関係）

カ リハビリテーション会議の構成員（介護支援専門員）を追加する（第87条第1号関係）

キ 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置の義務化に関する規定を追加する。（第141条の2、第182条及び第218条関係）

ク 生産性向上に先進的に取り組む特定施設に係る人員配置基準の特例的な柔軟化に関する規定を追加する。（第204条第9項関係）

- ケ 口腔衛生の管理の強化に関する規定を追加する。（第211条の2関係）
- コ 協力医療機関等との連携に関する規定を追加する。（第215条関係）
- サ 選択制の対象福祉用具の提供に係る利用者等への説明及び提案に関する規定を追加する。（第251条第4号及び第265条第3号関係）
- シ 貸与後におけるモニタリングの実施時期の明確化に関する規定を追加する。（第252条第5項関係）
- ス 選択制の対象福祉用具を貸与した後の貸与継続の必要性の検討に関する規定を追加する。（第252条第5項関係）
- セ 選択制の対象福祉用具に係る計画の達成状況の確認に関する規定を追加する。（第266条第5項関係）
- ソ 選択制の対象福祉用具に係る販売後のメンテナンスに関する規定を追加する。（第265条第6号関係）
- タ 予防短期入所系サービスについて、身体的拘束等の適正化のための措置（委員会の設置、指針の整備、研修の実施）等の義務付けに関する規定を追加する。（第137条第3項及び第178条第3項関係）
- チ 予防短期入所系サービスについて、ユニットケアの質向上のための体制の確保に関する規定を追加する。（第158条第5項及び第195条第5項関係）
- ツ 定員の遵守に関する規定を改正する。（第140条第2項関係）
- テ 小規模介護老人福祉施設の配置基準の緩和に関する規定を追加する。（第130条第5項関係）
- ト 健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）の経過措置期間の終了により指定介護療養型医療施設が廃止されることに伴い、指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成25年神奈川県条例第19号）が廃止されるため、該当条文を改正する。（第174条第1項、第175条第1項及び第2項、第176条、第180条第2号、第192条、第196条第2号関係）

(3) 施行期日及び経過措置

ア 施行期日

令和6年4月1日。ただし、介護予防訪問看護における管理者の兼務範囲の明確化及び身体的拘束等の適正化、介護予防訪問リハビリテーションにおけるリハビリテーション会議の構成員（介護支援専門員）の追加、介護予防訪問及び介護予防通所リハビリテーションにおける身体的拘束等の適正化、事業所に係るみなし指定及び入院時に医療機

関が作成したリハビリテーション計画書の入手及び把握、介護予防居宅療養管理指導における身体的拘束等の適正化については令和6年6月1日から施行する。

イ 経過措置

- (ア) 次の改正規定については、令和7年3月31日までは努力義務とする。
 - a 「書面掲示」のウェブサイト掲載の義務付けに関する規定
 - b 身体的拘束等の適正化に関する規定
- (イ) 次の改正規定については、令和9年3月31日までは努力義務とする。
 - a 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会設置の義務付けに関する規定
 - b 口腔衛生管理の強化に関する規定
- (ウ) 次の改正規定については、令和6年3月31日から令和9年3月31日までの努力義務とする。
 - a 居宅療養管理指導における虐待の防止に関する規定
 - b 業務継続計画の経過措置延長に関する規定

18 介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の概要

(1) 改正の趣旨

介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の改正を行うものである。

(2) 改正の内容

ア 管理者の兼務範囲を明確にする。（第26条第1号）

イ 協力医療機関との連携に関する規定を追加する。（第34条関係）

ウ 「書面掲示」のウェブサイト掲載の義務付けに関する規定を追加する。（第35条第3項関係）

エ 利用者の安全、介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会設置の義務付けに関する規定を追加する。（第40条の3関係）

オ ユニットケアの質の向上のための体制の確保に関する規定を追加する。（第52条第5項関係）

(3) 施行期日及び経過措置

ア 施行期日

令和6年4月1日

イ 経過措置

(ア) 「書面掲示」のウェブサイト掲載の義務付けに関する規定の改正規定については令和7年3月31日までは努力義務とする。

(イ) 次の改正規定については、令和9年3月31日までは努力義務とする。

a 協力医療機関との連携に関する規定

b 利用者の安全、介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会設置に関する規定

19 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の概要

(1) 改正の趣旨

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の改正を行うものである。

(2) 改正の内容

ア 児童発達支援センターについて、「福祉型」と「医療型」という類型を廃止し、「児童発達支援センター」に一元化するとともに、既存の福祉型における人員・設備基準等の3類型（障害児、難聴児、重症心身障害児）の区分についても、主として難聴児又は重症心身障害児を通わせる児童発達支援センター以外の人員・設備基準等に合わせる形で一元化する。（第80条から第89条関係）

イ その他所要の規定の整備を行う。（目次、第2条、第66条第3号から5号、第67条第17項及び第18項、第75条、第76条第8項関係）

(3) 施行期日及び経過措置

ア 施行期日

令和6年4月1日

イ 経過措置

(ア) 児童福祉法等の一部を改正する法律（令和4年法律第66号）附則第11条の規定により、児童発達支援センターとみなされたものに係る設備の基準については当分の間、職員の基準については令和9年3月31日までは、なお従前の例によることができることとする。

(イ) この条例の施行の際現に設置している改正前の規定による主として重症心身障害児を通わせる福祉型児童発達支援センター及び主として難聴児を通わせる福祉型児童発達支援センターに係る設備の基準については当分の間、職員の基準については令和9年3月31日までは、なお従前の例によることができることとする。

20 指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の概要

(1) 改正の趣旨

指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部改正に伴い、所要の改正を行うものである。

(2) 改正の内容

ア 医療型児童発達支援を児童発達支援に一元化するとともに、指定児童発達支援センターの人員・設備基準等の3類型（障害児、難聴児、重症心身障害児）を難聴児又は重症心身障害児を通わせる指定児童発達支援センター以外の人員・設備基準等に合わせる形で一元化に係る規定を追加する。（第7条、第11条、第24条、第62条から第71条関係）

イ 指定障害児通所支援事業所等の管理者について、事業所の管理上支障がない場合には、同一敷地内等に限らず、他の事業所等の職務に従事することができる規定を追加する。（第8条、第55条の5、第59条、第74条、第78条の2、第81条、第81条の4、第84条関係）

ウ 指定障害児通所支援事業者等は、障害児及びその保護者の意思をできる限り尊重するための配慮をしなければならない規定を追加する。

（第27条第2項、第55条の5、第59条、第78条、第78条の2、第81条、第81条の9、第89条関係）

エ 児童発達支援管理責任者は、個別支援計画の作成に当たっては、障害児の年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮され、心身ともに健やかに育成されるよう支援内容を検討しなければならない規定を追加する。（第28条第2項、第55条の5、第59条、第78条、第78条の2、第81条、第81条の9、第89条関係）

オ 児童発達支援管理責任者は、障害児及びその保護者の意思をできる限り尊重するよう努める規定を追加する。（第29条第2項、第55条の5、第59条、第78条、第78条の2、第81条、第81条の9、第89条関係）

カ 児童発達支援管理責任者が担当者等を招集して行う会議について、障害児の意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮される体制を確保した上で開催し、個別支援計画の原案について意見を求めることを規定する。（第28条第5項、第55条の5、第59条、第78条、第78条

- の 2、第81条、第81条の 9、第89条関係)
- キ 児童発達支援管理責任者は、個別支援計画を指定障害児相談支援事業所に交付しなければならないことを規定する。(第28条第 7 項、第55条の 5、第59条、第78条、第78条の 2、第81条、第81条の 9、第89条関係)
- ク 指定児童発達支援事業者等、指定放課後等デイサービス事業者等及び指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、心身の健康等に関する領域を含む総合的な支援を行わなければならないことを規定する。(第27条第 4 項、第55条の 5、第59条、第78条、第78条の 2、第81条、第81条の 9 関係)
- ケ 指定児童発達支援事業者等及び指定放課後等デイサービス事業者等が行う種々の取組状況等に関する自己評価・保護者による評価について、実施方法を明確化する規定を追加する。(第27条第 6 項及び第 7 項、第55条の 5、第59条、第78条、第78条の 2、第81条関係)
- コ 指定児童発達支援事業者等、放課後等デイサービス事業者等及び居宅訪問型児童発達支援事業者は、事業所ごとに、支援プログラムを策定・公表する規定を追加する。(第27条の 2、第55条の 5、第59条、第78条、第78条の 2、第81条関係)
- サ 指定児童発達支援事業者等、放課後等デイサービス事業者等及び保育所等訪問支援事業者は、インクルージョンの推進に努めなければならないことを規定する。(第27条の 3、第55条の 5、第59条、第78条、第78条の 2、第89条関係)
- シ 指定児童発達支援事業者等及び指定放課後等デイサービス事業者等の児童発達支援管理責任者が作成する個別支援計画の原案の作成等においては、支援の具体的な内容と心身の健康等に関する領域との関連性及びインクルージョンの観点を踏まえた支援の具体的な内容を定めなければならないことを規定する。(第28条第 4 項、第55条の 5、第59条、第78条、第78条の 2、第81条関係)
- ス 指定居宅訪問型児童発達支援事業者の児童発達支援管理責任者が作成する個別支援計画の原案の作成等においては、支援の具体的な内容と心身の健康等に関する領域との関連性を踏まえた指定居宅訪問型児童発達支援の具体的な内容を定めなければならないことを規定する。(第81条の 9 関係)
- セ 指定保育所等訪問支援事業者は、事業所ごとにその提供する指定保育所等訪問支援の質及びその改善について、指定保育所等訪問支援事業所の従事者による評価を受けた上で、自己評価を行うとともに、当

- 該事業者を利用する障害児の保護者及び訪問先の施設による評価を受けて、その改善を図らなければならないことを規定する。(第89条関係)
- ソ 指定保育所等訪問支援事業者は、おおむね一年に一回以上、自己評価、保護者評価及び訪問先の施設評価並びに改善の内容を、保護者に示すとともに、インターネットの利用その他の方法により公表しなければならないことを規定する。(第89条関係)
- タ 保育所等訪問支援事業者の児童発達支援管理責任者が作成する個別支援計画の原案の作成等においては、インクルージョンの観点を踏まえた指定保育所等訪問支援の具体的内容を定めなければならないことを規定する。(第89条関係)
- チ その他所要の規定の整備を行う。(第2条第1項、第3条、第4条、第5条、第6条第9項、第10条、第12条、第25条、第26条第1項、第27条第1項、第31条、第36条、第40条、第41条の2第3項、第43条、第56条第3項、第57条、第72条、第75条、第80条、第81条の3第2項、第90条、第92条、第93条関係)

(3) 施行期日及び経過措置

ア 施行期日

令和6年4月1日

イ 経過措置

- (ア) 児童福祉法等の一部を改正する法律（令和4年法律第66号）附則第4条第1項の規定により指定を受けているものとみなされた医療型児童発達支援に係る人員に関する基準については令和9年3月31日までの間、設備に関する基準については当分の間、なお従前の例によることができることとする。
- (イ) この条例の施行の際現に指定を受けている主として難聴児を通わせる指定児童発達支援事業所及び主として重症心身障害児を通わせる指定児童発達支援事業所（児童発達支援センターに限る。）に係る人員に関する基準については令和9年3月31日までの間、設備に関する基準については当分の間、なお従前の例によることができることとする。
- (ウ) 指定障害児通所支援事業所（指定保育所等訪問支援事業所を除く。）ごとに指定児童発達支援プログラム等の策定及び公表を義務付ける規定は、令和7年3月31日までは努力義務とする。

21 指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の概要

(1) 改正の趣旨

指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の改正を行うものである。

(2) 改正の内容

ア 指定障害児入所施設は、障害児及びその保護者の意思をできる限り尊重するための配慮する規定を追加する。(第21条第3項、第23条第1項関係)

イ 児童発達支援管理責任者は、障害児の意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮する規定を追加する。(第22条第2項関係)

ウ 児童発達支援管理責任者は、障害児及びその保護者の意思をできる限り尊重することとする規定を追加する。(第22条第5項関係)

エ 指定障害児入所施設は、障害児が良好な家庭的環境において支援を受けることができるよう努めなければならないこととする規定を追加する。(第21条第2項関係)

オ 指定障害児入所施設は、15歳以上に達した入所児童について、移行支援を進めなければならないとする規定を追加する。(第4条第1項、第52条第2項関係)

カ 児童発達支援管理責任者は、15歳以上に達した入所児童について、移行支援計画を作成し、当該移行支援計画に基づき移行支援を進めなければならない規定を追加する。(第22条の2関係)

キ 第二種協定指定医療機関との間で新興感染症の発生時等の対応を取り決めるよう努める等の規定を追加する。(第40条第3項及び第4項関係)

ク その他所要の規定の整備を行う。(第2条、第4条第3項、第5条、第6条第2項、第21条第1項、第23条第1項、第26条、第52条第2項、第53条第1項、第54条第1項及び第2項関係)

(3) 施行期日

令和6年4月1日

22 指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の概要

(1) 改正の趣旨

指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の改正を行うものである。

(2) 改正の内容

ア 指定障害福祉サービス事業者等は、利用者の意思決定の支援に配慮する規定を追加する。(第26条第2号、第59条第2項、第106条第2項、第120条第2項、第198条の5第2項関係)

イ サービス提供責任者及びサービス管理責任者は、適切に利用者への意思決定の支援を行うよう努める規定を追加する。(第31条第4項、第60条第2項及び第3項、第61条第2項、第123条、第194条の6第2項、第198条の6第2項、第201条の11関係)

ウ サービス管理責任者が担当者等を招集して行う会議に、利用者本人が参加するものとする規定を追加する(第60条第6項、第95条、第149条、第159条、第172条、第185条、第190条、第194条、第201条、第201条の22、第208条、第201条の11関係)

エ サービス提供責任者及びサービス管理責任者は、居宅介護計画等の個別支援計画を指定計画相談支援又は指定障害児相談支援を行う者にも交付しなければならないこととする規定を追加する。(第27条第2項、第60条第8項、第95条、第121条第2項、第149条、第159条、第172条、第185条、第190条、第194条、第201条、第201条の11、第201条の22、第208条関係)

オ 指定居宅介護事業所等の管理者について、同一敷地内等に限らず、他の事業所等の職務に従事することができる規定を追加する。(第7条、第8条、第46条、第206条関係)

カ 指定生活介護及び指定自立訓練（機能訓練）の人員配置基準に、言語聴覚士を加える規定を追加する。(第80条第1項及び第4項、第143条第1項及び第4項、第205条第1項及び第2項、附則第2項関係)

キ 通所リハビリテーション事業者が、共生型自立訓練（機能訓練）を行う場合の基準の規定を追加する。(第149条の3関係)

ク 通所リハビリテーション事業者及び病院・診療所が、基準該当自立

- 訓練（機能訓練）を行う場合の基準の規定を追加する。（第150条、150条の3関係）
- ケ 指定就労継続支援B型について、原則として工賃の支払いに自立支援給付を充ててはならない規定を追加する。（第190条、第194条関係）
- コ 指定就労定着支援について、障害者就業・生活支援センターを実施主体に加える規定を追加する。（第194条の7、第194条の17関係）
- サ 指定自立生活援助について、指定地域移行支援又は指定地域定着支援の事業を同一の事業所において一体的に運営している場合には、当該事業所に配置された相談支援専門員を自立生活援助のサービス管理責任者とみなすことができる規定を追加する。（第194条の14第3項及び第4項関係）
- シ 指定自立生活援助について、サービス管理責任者を常勤専従で配置する場合には、配置基準を60:1とする規定を追加する。（第194条の14第1項関係）
- ス 指定自立生活援助について、利用者の居宅の訪問によるほか、テレビ電話装置等を活用することにより、必要な援助を行うことができる規定を追加する。（第194条の18関係）
- セ 指定共同生活援助及び日中サービス支援型指定共同生活援助事業所について、支援内容に一人暮らし等を希望する者に対する支援に関する規定を追加する。（第195条、第198条の2第3項、第201条の2、第201条の3、第201条の12、第201条の13関係）
- ソ 指定共同生活援助について、利用者、地域住民及び市町村担当者等により構成される地域連携推進会議の設置の義務付け等に関する規定を追加する。（第198条の7、第201条の10、第201条の22関係）
- タ 指定共同生活援助について、第二種協定指定医療機関との間で新興感染症の発生時等の対応の規定を追加する。（第200条の4第3項及び第4項関係）
- チ 指定共同生活援助事業所又は日中サービス支援型指定共同生活援助事業所において個人単位で居宅介護等を利用する場合の特例的取扱いを令和9年3月31日まで延長する規定を追加する。（附則第6項及び第7項関係）
- ツ その他所要の規定の整備を行う。（目次、第2条第17号、第51条第6項及び第7項、第60条第7項、第95条、第95条の4第1号及び第2号、第149条、第159条、第172条、第185条、第190条、第194条、第194条の20、第201条、第201条の11、第201条の22、第202条、第208条、第209条関係）

(3) 施行期日及び経過措置

ア 施行期日

令和6年4月1日

イ 経過措置

指定共同生活援助に係る地域連携推進会議の設置等の義務付けについては、令和7年3月31日までは努力義務とする。

23 指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の概要

(1) 改正の趣旨

指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の改正を行うものである。

(2) 改正の内容

ア 指定障害者支援施設は、利用者の意思決定の支援に配慮する規定を追加する。(第4条第4項及び第5項、第26条第2項関係)

イ サービス管理責任者は、施設福祉サービス計画を作成するに当たっては、利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ、支援内容の検討を行わなければならないこととする規定を追加する。(第27条第2項及び第3項関係)

ウ サービス管理責任者は、適切に利用者への意思決定の支援が行われるよう努めなければならないこととする規定を追加する。(第28条第2項関係)

エ サービス管理責任者が担当者等を招集して行う会議について、利用者本人や地域移行等意向確認担当者が参加すること等の規定を追加する。(第27条第6項関係)

オ サービス管理責任者は、施設障害福祉サービス計画を指定計画相談支援を行う者にも交付しなければならないこととする規定を追加する。(第27条第8項関係)

カ 利用者、地域住民及び市町村担当者等により構成される地域連携推進会議の設置の義務付けに関する規定を追加する。(第28条の2関係)

キ 利用者の地域移行等の意向確認等に関する指針の策定、地域移行等意向確認担当者の選任、障害福祉サービスの体験的な利用に係る支援など地域生活への移行に向けた支援に関する規定を追加する。(第28条の3関係)

ク 生活介護又は自立訓練（機能訓練）を行う場合の人員基準に、言語聴覚士を加える規定を追加する。(第5条第1項関係)

ケ 第二種協定指定医療機関との間で新興感染症の発生時等の対応を取り決めるよう努める等の規定を追加する。(第51条第3項及び第4項関係)。

コ その他所要の規定の整備を行う。(第27条第7項関係)

(3) 施行期日及び経過措置

ア 施行期日

令和6年4月1日

イ 経過措置

(ア) 地域移行等意向確認担当者の選任等に関する義務付け規定については、令和8年3月31日までは努力義務とする。

(イ) 地域連携推進会議の設置の義務付けに関する規定については、令和7年3月31日までは努力義務とする。

24 障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の概要

(1) 改正の趣旨

障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の改正を行うものである。

(2) 改正の内容

ア 障害福祉サービス事業者は、利用者の意思決定の支援に配慮する規定を追加する。(第13条第2項関係)

イ サービス管理責任者は、適切に利用者への意思決定の支援を行うよう努める規定を追加する。(第14条第2項及び第3項、第15条第2項関係)

ウ サービス管理責任者が担当者等を招集して行う会議に、利用者本人が参加するものとする規定を追加する。(第14条第6項、第50条、第55条、第60条、第69条、第84条、第87条関係)

エ サービス管理責任者は、個別支援計画を指定計画相談支援又は指定障害児相談支援を行う者にも交付しなければならないとする規定を追加する。(第14条第8項、第50条、第55条、第60条、第69条、第84条、第87条関係)

オ 生活介護及び自立訓練（機能訓練）の人員配置基準に、言語聴覚士を加える規定を追加する。(第34条第1項及び第4項、第52条第1項及び第4項、附則第2項関係)

カ 就労移行支援事業所の定員規模を20人以上から、10人以上とする規定を追加する。(第61条の2、第62条第1項関係)

キ その他所要の規定の整備を行う。(第2条第3号、第14条第7項、第50条、第54条、第55条、第60条、第69条、第84条、第87条、第88条、附則第4項及び第5項関係)

(3) 施行期日

令和6年4月1日

25 障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の概要

(1) 改正の趣旨

障害者支援施設の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の改正を行うものである。

(2) 改正の内容

ア 指定障害者支援施設は、利用者の意思決定の支援に配慮する規定を追加する。(第3条第4項及び第5項、第15条第2項関係)

イ サービス管理責任者は、施設障害福祉サービス計画を作成するに当たっては、利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ、支援内容の検討を行わなければならないことを規定する。(第16条第2項及び第3項関係)

ウ サービス管理責任者は、適切に利用者への意思決定の支援が行われるよう努めなければならないこととする規定を追加する。(第17条第2項関係)

エ サービス管理責任者が担当者等を招集して行う会議について、利用者本人や地域移行等意向確認担当者が参加すること等の規定を追加する。(第16条第6項関係)

オ サービス管理責任者は、施設障害福祉サービス計画を指定計画相談支援を行う者にも交付しなければならないこととする規定を追加する。(第16条第8項関係)

カ 利用者、地域住民及び市町村担当者等により構成される地域連携推進会議の設置の義務付けに関する規定を追加する。(第17条の2関係)

キ 地域移行等意向確認担当者の選任等に関する規定を追加する。(第17条の3関係)

ク 生活介護又は自立訓練（機能訓練）を行う場合の人員基準に、言語聴覚士を加える規定を追加する。(第4条第1項関係)

ケ 第二種協定指定医療機関との間で新興感染症の発生時等の対応を取り決めるよう努める等の規定を追加する。(第39条第3項及び第4項関係)。

コ その他所要の規定の整備を行う。(第16条第7項関係)

(3) 施行期日及び経過措置

ア 施行期日

令和6年4月1日

イ 経過措置

- (ア) 地域移行等意向確認担当者の選任等に関する義務付け規定については、令和8年3月31日までは努力義務とする。
- (イ) 地域連携推進会議の設置及び地域連携推進会議における報告、要望、助言等の記録の作成及び公表については、令和7年3月31日までの努力義務とする。

26 令和5年度2月補正予算（その1）の内容【福祉子どもみらい局関係】

（一般会計）

（単位 千円）

内 訳 科 目	補正前の額	補正額	計	補正予算額の財源内訳				説 明
				特 定 財 源			一般財源	
				国庫支出金	県 債	その他		
(款) 総務費	843,665	△312,366	531,299	△138,170	△24,000	△38,815	△111,381	
(項) 青少年費	843,665	△312,366	531,299	△138,170	△24,000	△38,815	△111,381	結婚支援推進事業費 △182,197 維持運営費 △53,790
(款) 民生費	364,793,283	△1,960,322	362,832,961	△958,695	△23,000	△936,041	△42,586	
(項) 社会福祉費	16,275,728	△63,342	16,212,386	△48,578	—	△133,847	119,083	社会福祉施設職員退職手 当共済費補助 130,449 福祉人材養成確保事業費 △78,272
(項) 障害福祉費	80,424,545	1,774,802	82,199,347	△88,285	△18,000	△73,201	1,954,288	障害者自立支援等給付費 1,683,615 障害福祉費補助金返納金 423,128
(項) 老人福祉費	150,340,751	△4,661,095	145,679,656	3,579	—	△3,065,095	△1,599,579	介護施設整備費補助 △1,934,150 介護給付費負担金 △1,642,480
(項) 生活保護費	8,742,252	2,507,862	11,250,114	△7,323	—	2,288,456	226,729	生活保護費補助金返納金 2,516,023 生活困窮者自立支援事業 費 △8,161
(項) 児童福祉費	109,010,007	△1,518,549	107,491,458	△818,088	△5,000	△294,571	△400,890	子ども・子育て支援給付 費負担金 1,071,985 認定こども園施設整備交 付金事業費補助 △880,628
使途を指定しな い収入	—	—	—	—	—	342,217	△342,217	
(款) 教育費	66,191,797	△1,136,230	65,055,567	△222,565	—	—	△913,665	
(項) 私学振興費	66,191,797	△1,136,230	65,055,567	△222,565	—	—	△913,665	私立学校経常費補助 △640,327 私立幼稚園利用給付費負 担金 △282,160
一般会計 計	431,828,745	△3,408,918	428,419,827	△1,319,430	△47,000	△974,856	△1,067,632	

（特別会計）

介護保険財政安定 化基金会計	5,801	△5,542	259	基金積立金
母子父子寡婦福祉 資金会計	1,381,731	—	1,381,731	
福祉子どもみらい局 計	433,216,277	△3,414,460	429,801,817	

【議案（令和5年度予算） 定県第133号議案】

27 令和5年度一般会計2月補正予算（その1）繰越明許費
【福祉子どもみらい局関係】

（追加）

（単位：千円）

款	項	事業名	金額
4	民生費		3,036,608
	2	障害福祉費	57,647
		障害者総合支援法等施行事務費	5,500
		障害者地域活動支援事業費	52,147
	3	老人福祉費	2,950,755
		介護ロボット普及推進事業費	26,483
		民間老人福祉施設運営費補助	2,747,250
		民間老人福祉施設整備費補助	91,800
		介護施設整備費補助	85,222
	5	児童福祉費	28,206
		児童相談所費	24,510
		安心こども交付金事業費	3,696

28 令和5年度一般会計2月補正予算（その1）継続費
【福祉子どもみらい局関係】

継続費についての前前年度末までの支出額、前年度末までの支出額又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額並びに事業の進行状況等に関する調書

(変更)

款 項 事業名	全 体 計 画						前 年 末 で 支 出 額	前 年 度 末 ま で の 支 出 額 (見込)	当 年 支 出 予 定 額	該 年 度 末 ま で の 支 出 予 定 額	翌 年 度 以 降 の 支 出 予 定 額	継 続 の 額 に 対 す る 進 捗 率	
	年度	区分	年割額	左の財源内訳									一般財源
				特 定 財 源									
				国庫 支出金	県債	その他							
2 総務費			千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	%		
11 青少年費	4	補正前額	59,000	-	44,000	-	15,000						
		補正額	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
		補正後額	59,000	-	44,000	-	15,000						
青少年センター舞台用エレベーター改修工事費	5	補正前額	34,000	-	25,000	-	9,000						
		補正額	△31,000	-	△24,000	-	△7,000	-	-	62,000	62,000	- 100	
		補正後額	3,000	-	1,000	-	2,000						
計	計	補正前額	93,000	-	69,000	-	24,000						
		補正額	△31,000	-	△24,000	-	△7,000	-	-	62,000	62,000	- 100	
		補正後額	62,000	-	45,000	-	17,000						
4 民生費													
5 児童福祉費	4	補正前額	8,000	-	7,000	-	1,000						
		補正額	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
		補正後額	8,000	-	7,000	-	1,000						
大和綾瀬地域児童相談所移転工事設計費	5	補正前額	9,800	-	8,000	-	1,800						
		補正額	△4,000	-	△3,000	-	△1,000	-	-	13,800	13,800	- 100	
		補正後額	5,800	-	5,000	-	800						
計	計	補正前額	17,800	-	15,000	-	2,800						
		補正額	△4,000	-	△3,000	-	△1,000	-	-	13,800	13,800	- 100	
		補正後額	13,800	-	12,000	-	1,800						

29 令和5年度介護保険財政安定化基金会計2月補正予算の内容
【福祉子どもみらい局関係】

(1) 総括

(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
1 介護保険財政安定化基金	5,801	△ 5,542	259

(歳出)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正予算額の財源内訳			
				特定財源			繰越金
				国庫支出金	県債	その他	
1 介護保険財政安定化費	5,801	△ 5,542	259	—	—	△ 5,542	—

(2) 歳入の内訳

(単位：千円)

目名	補正前の額	補正額	計	説明
財産運用収入	5,800	△ 5,542	258	基金運用利子

(3) 歳出の内訳

(単位：千円)

目名	補正前の額	補正額	計	説明
基金積立金	5,801	△ 5,542	259	

30 令和5年度2月補正予算（その2）の内容【福祉子どもみらい局関係】

（一般会計）

（単位 千円）

内 訳 科 目	補正前の額	補正額	計	補正予算額の財源内訳				説 明
				特 定 財 源			一般財源	
				国庫支出金	県 債	その他		
(款) 総務費	531,299	—	531,299	—	—	—	—	
(項) 青少年費	531,299	—	531,299	—	—	—	—	
(款) 民生費	362,832,961	3,285,767	366,118,728	3,251,513	—	145	34,109	
(項) 社会福祉費	16,212,386	9,591	16,221,977	9,591	—	—	—	
(項) 障害福祉費	82,199,347	1,332,648	83,531,995	1,306,023	—	55	26,570	
(項) 老人福祉費	145,679,656	1,917,379	147,597,035	1,917,289	—	90	—	
(項) 生活保護費	11,250,114	21,124	11,271,238	15,260	—	—	5,864	
(項) 児童福祉費	107,491,458	5,025	107,496,483	3,350	—	—	1,675	
使途を指定しない収入	—	—	—	—	—	—	—	
(款) 教育費	65,055,567	104,899	65,160,466	104,887	—	12	—	
(項) 私学振興費	65,055,567	104,899	65,160,466	104,887	—	12	—	
一般会計 計	428,419,827	3,390,666	431,810,493	3,356,400	—	157	34,109	

（特別会計）

介護保険財政安定化基金会計	259	—	259	
母子父子寡婦福祉資金会計	1,381,731	—	1,381,731	

福祉子どもみらい局計	429,801,817	3,390,666	433,192,483	
------------	-------------	-----------	-------------	--

31 令和5年度一般会計2月補正予算（その2）歳出の事業
【福祉子どもみらい局関係】

(1) 4款 民生費 1項 社会福祉費

一部(新)・ 共生社会推進事業費 9,591千円

障がい者の農業分野での活躍による農業経営の発展に繋げるため、障害福祉サービス事業所と農家に加え、スポーツなど他業種とも連携したマッチング、立ち上げ支援と、その効果検証を含む事例報告までを一気通貫にした事業を行う。

(2) 4款 民生費 2項 障害福祉費

・ 障害福祉施設先進技術活用促進事業費

27,910千円

障害者支援施設等における職員の負担軽減や業務の効率化のため、ICT及びロボット等の導入に対して補助する。また、ICT及びロボット等の導入促進のため、研修会等を実施する。

・ 民間障害福祉施設整備費補助 18,207千円

災害時における障害福祉施設の機能を維持するため、給水設備の整備を行う事業者に対して補助する。

(新)・ 障害児支援事業費補助 32,625千円

性被害の未然防止と早期発見のため、パーテーションの設置など、性被害の防止に取り組む障害児入所施設等に対して補助する。

・ 障害福祉施設職員等処遇改善事業費補助

1,253,906千円

障害の現場で働く方々を対象に、処遇改善（賃上げ）を行う事業者に対して補助する。

(3) 4款 民生費 3項 老人福祉費

・ 介護職員等処遇改善事業費補助 1,917,379千円

介護の現場で働く方々を対象に、処遇改善（賃上げ）を行う事業者に対して補助する。

(4) 4款 民生費 4項 生活保護費

一部(新)・生活困窮者自立支援事業費 21,124千円

緊急小口資金等の特例貸付の借受人へ積極的なフォローアップ支援を行うため、自立相談支援機関のフォローアップ支援員を配置する。また、生活困窮世帯の子どもへの進学に向けたチャレンジを後押しするため、大学等の受験料や模擬試験費用を支援する。

(5) 4款 民生費 5項 児童福祉費

一部(新)・民間児童養護施設整備費補助 2,025千円

性被害の未然防止と早期発見のため、パーテーションの設置など、性被害の防止に取り組む児童養護施設等に対して補助する。

一部(新)・保育対策支援事業費補助 3,000千円

性被害の未然防止と早期発見のため、パーテーションの設置など、性被害の防止に取り組む認可外保育施設に対して補助する。

(6) 11款 教育費 8項 私学振興費

・私立幼稚園施設整備費等補助 101,455千円

性被害の未然防止と早期発見のため、パーテーションの設置など、性被害の防止に取り組む私立幼稚園及び私立特別支援学校に対して補助する。また、幼児教育の質を向上させるために必要なICT環境を整備する私立幼稚園、幼稚園型認定こども園、幼保連携型認定こども園に対して補助する。

(新)・高等学校DX加速化推進事業費 3,444千円

県が高等学校DX加速化推進事業費(国庫補助金)の交付を円滑に実施するために必要な事務費を計上する。

【議案（令和5年度予算） 定県第170号議案】

32 令和5年度一般会計2月補正予算（その2）繰越明許費
【福祉子どもみらい局関係】

(追加)

(単位：千円)

款	項	事業名	金額
4	民生費		3,285,767
	1	社会福祉費	9,591
		共生社会推進事業費	9,591
	2	障害福祉費	1,332,648
		障害福祉施設先進技術活用促進事業費	27,910
		民間障害福祉施設整備費補助	18,207
		障害児支援事業費補助	32,625
		障害福祉施設職員等処遇改善事業費補助	1,253,906
	3	老人福祉費	1,917,379
		介護職員等処遇改善事業費補助	1,917,379
	4	生活保護費	21,124
		生活困窮者自立支援事業費	21,124
	5	児童福祉費	5,025
		民間児童養護施設整備費補助	2,025
		保育対策支援事業費補助	3,000

款	項	事業名	金額
11 教育費			104,899
	8 私学振興費		104,899
		私立幼稚園施設整備費等補助	101,455
		高等学校D X加速化推進事業費	3,444

33 神奈川県安心こども基金条例の一部を改正する条例の概要

(1) 改正の趣旨

神奈川県安心こども基金条例の有効期限を延長するため、所要の改正を行うものである。

(2) 改正の内容

条例の時限を「令和6年6月30日」から「令和7年6月30日」に延長する。（附則第2項関係）

(3) 施行期日

公布の日

34 介護保険法施行条例の一部を改正する等の条例の概要

(1) 改正の趣旨

健康保険法等の一部改正に伴う経過措置期間の終了により指定介護療養型医療施設が廃止されることに伴い、指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例を廃止するとともに、指定介護療養型医療施設指定更新申請手数料等を削除するため、所要の改正を行う。

(2) 改正の内容

- ア 介護保険法施行条例別表23及び24の項中指定介護療養型医療施設に関する規定を削除する。
- イ 指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例を廃止する。
- ウ 収入証紙に関する条例別表の2 手数料の表11の項中「指定介護療養型医療施設指定更新申請手数料」を削る。（附則第2項関係）

(3) 施行期日

令和6年4月1日

35 神奈川県立総合療育相談センター条例の一部を改正する条例の概要

(1) 改正の趣旨

総合療育相談センターの入院診療のための病床を廃止することに伴い、診療等の使用料及び手数料の徴収に係る規定から入院診療に関する事項を削除するため、所要の改正を行うものである。

(2) 改正の内容

条例第3条第2項表の右欄に規定する、入院診療に係る記載を削除する。

(3) 施行期日

令和6年4月1日